



令和3年度 事業概要



下北地域県民局地域農林水産部

目 次

第1	沿 革	1
第2	所 在 地	1
第3	管 内 図	1
第4	下北地域農林水産業の概要	2
第5	組 織	3
第6	職員の配置状況及び事務分担	4
第7	令和2年度予算執行状況	2 9
第8	令和3年度事業計画及び令和2年度事業実績等	3 1
《指導調整課》		3 2
1	農業協同組合等の育成指導	3 3
2	農業金融関係	3 4
《農業普及振興室》		3 5
1	青森県「攻めの農林水産業」推進下北地方本部	3 6
2	令和3年度普及指導計画及び令和2年度普及指導活動の実績	3 7
3	連携・協働による「地域の6次産業化」の推進	5 9
4	農業構造政策の推進	6 0
5	担い手の育成確保	6 2
6	農業生産対策の推進	6 6
7	水田農業の推進	6 8
8	農産物の流通・消費拡大の推進	6 9
9	食育の推進	7 0
10	環境にやさしい農業・資源循環対策	7 1
11	鳥獣害（農作物被害）対策	7 2
12	農地対策	7 3
13	農業委員会	7 4
《畜産課》		7 5
1	青森県家畜導入事業	7 6
2	種畜検査業務	7 6
3	家畜商免許証交付業務	7 7
4	養蜂転飼許可業務	7 7
5	あおり和牛改良促進対策事業	7 8
6	あおり短角牛改良促進対策事業	7 9
7	乳用牛群検定普及定着化事業	7 9
8	持続可能な下北の畜産業構築事業	8 0

《林業振興課》	8 1
1 管内森林の概要	8 2
2 造林事業	8 4
3 森林整備地域活動支援交付金事業	8 5
4 治山事業	8 6
5 林道事業	9 0
6 保安林関係	9 2
7 林地開発許可関係	9 3
8 森林保護事業	9 4
9 県営林・県民環境林事業	9 5
1 0 林産関係事業	9 8
1 1 森林組合指導事業	9 9
1 2 林業金融事業	1 0 0
1 3 緑化推進事業	1 0 1
1 4 鳥獣保護関係	1 0 2

《農村整備課》	1 0 4
1 ため池等整備事業（ため池整備）	1 0 5
2 通作条件整備事業（農道保全）	1 0 5
3 中山間地域総合整備事業	1 0 6
4 多面的機能支払交付金（H 1 9 ～ ）	1 0 6
5 中山間地域等直接支払交付金（H 1 2 ～ ）	1 0 7
6 中山間ふるさと水と土保全対策事業（H 5 ～ ）	1 0 7

《むつ家畜保健衛生所》	1 0 9
1 沿革	1 1 0
2 令和 3 年度重点推進事項	1 1 0
3 家畜伝染病予防事業	1 1 1
4 消費・安全対策交付金事業（衛生関係）	1 1 2
5 飼料立入検査	1 1 3
6 放牧場衛生検査	1 1 3

《むつ水産事務所》	1 1 4
1 沿革	1 1 5
2 管内の概況と事業の概要	1 1 5
3 水産課業務内容（令和 2 年度実績）	1 1 7
4 普及課業務内容（令和 2 年度実績）	1 2 1

《下北地方漁港漁場整備事務所》	1 2 5
1 沿革	1 2 6
2 管内の概況	1 2 7
3 管内漁港一覧	1 2 8
4 令和3年度水産基盤整備等事業費	1 2 9
5 事業制度	1 3 0
6 主な漁港・漁場・海岸の施設	1 3 6
7 港勢	1 3 9
8 漁港種別、漁業種別、魚種別陸揚量	1 4 1
9 漁港地区人口、漁業協同組合員数等	1 4 5
10 環境公共の取組	1 4 7

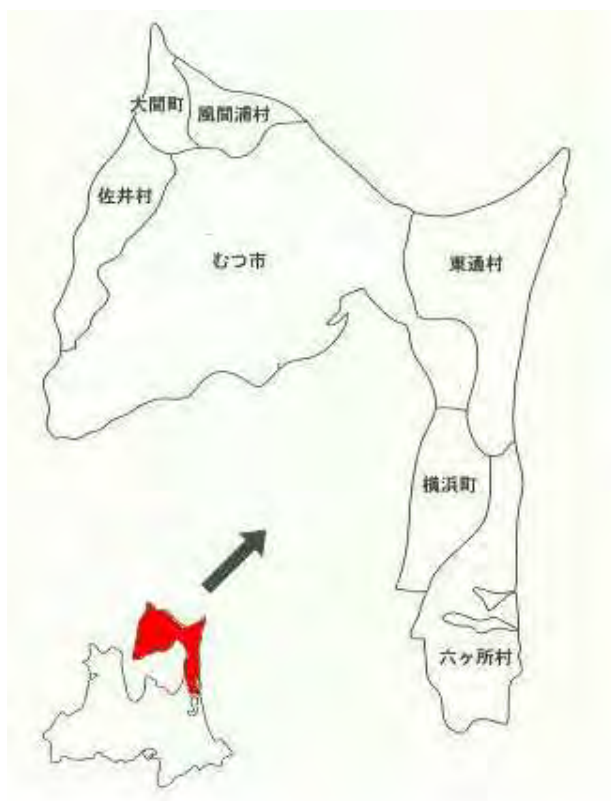
第 1 沿 革

昭和 3 8 年 1 0 月	下北地方農林事務所新設
昭和 4 2 年 8 月	むつ合同庁舎建設に伴い移転
昭和 5 8 年 9 月	むつ合同庁舎新館建設に伴い現庁舎に移転
平成 1 3 年 4 月	むつ地域農業改良普及センター及びむつ水産事務所を下部機関とする。
平成 1 4 年 4 月	むつ家畜保健衛生所及び下北地方漁港漁場整備事務所を下部機関とする。
平成 1 7 年 4 月	むつ地域農業改良普及センターを統合し、所内に普及指導室を設置
平成 1 8 年 4 月	下北地域県民局の設置により、地域農林水産部に改称

第 2 所 在 地

下北地域県民局地域農林水産部・・・・・・むつ市中央一丁目 1 番 8 号（むつ合同庁舎）
むつ家畜保健衛生所・・・・・・むつ市金谷二丁目 1 8 番 2 5 号
むつ水産事務所・・・・・・むつ市中央一丁目 1 番 8 号（むつ合同庁舎）
下北地方漁港漁場整備事務所・・・・・・むつ市中央一丁目 1 番 8 号（むつ合同庁舎）

第 3 管 内 図



[管 轄]

- ・下北地域県民局地域農林水産部・・・・・・むつ市及び下北郡全域
- ・むつ家畜保健衛生所・・・・・・むつ市、下北郡全域及び上北郡横浜町
- ・むつ水産事務所・・・・・・むつ市、下北郡全域、上北郡横浜町及び同郡六ヶ所村
- ・下北地方漁港漁場整備事務所・・・・・・同 上

第4 下北地域農林水産業の概要

() は割合[%]

区分	農 業 戸 数 (2015年農業センサス)							
	総 数 (A)	販 売 農 家						自給的 農家
		専 業	兼 業			計	農 業 就業人	
			第 1 種	第 2 種	計			
下北	1,331 (100)	187 (14)	37 (3)	212 (16)	249 (19)	436 (33)	690	895 (67)
県	44,781 (100)	13,309 (30)	7,341 (16)	14,216 (32)	21,557 (48)	34,866 (78)	64,746	9,915 (22)
下北/県	3.0%	1.4%	0.5%	1.5%	1.2%	1.3%	1.1%	9.0%

(単位：ha)

区分	耕 地 面 積 (R1)			戸当たり 平均耕地面積 B/A (ha)
	計 (B)	田	畑	
下北	5,670 (100)	1,598 (28)	4,072 (72)	4.3
県	150,500 (100)	79,600 (53)	70,900 (47)	3.4
下北/県	3.8%	2.0%	5.7%	

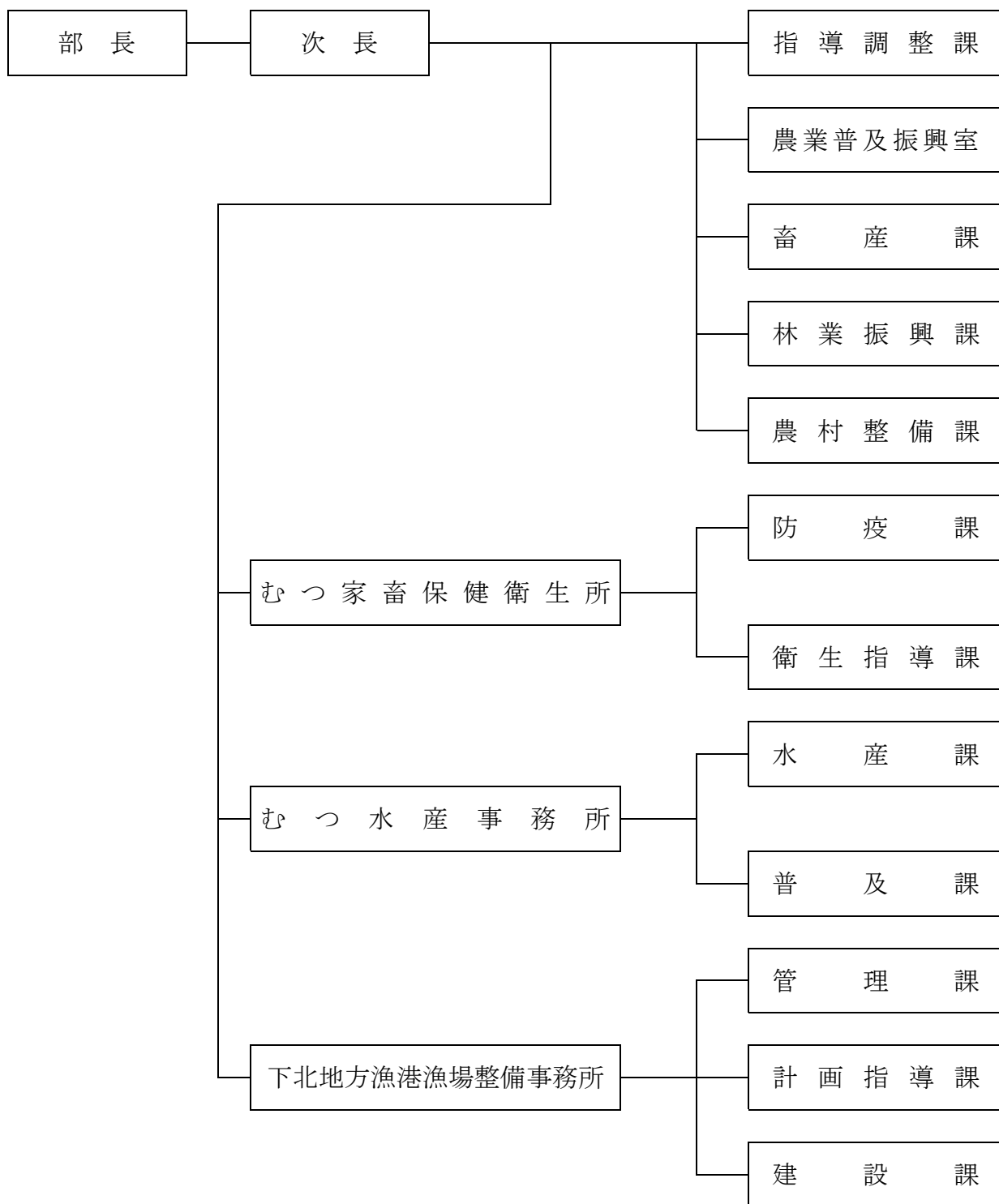
(第67次東北農林水産統計年報)

区分	家畜飼養農家戸数と頭数 (家畜改良頭羽数調査 H31年2月1日現在) 単位：戸、頭、千羽										
	乳 用 牛			肉 用 牛			採 卵 鶏			種 鶏	
	飼養 戸数	飼養 頭数	戸当たり 頭数	飼養 戸数	飼養 頭数	戸当たり 頭数	飼養 戸数	飼養 羽数	戸当たり 羽数	飼養 戸数	飼養 羽数
下北	26	1,201	46.2	104	2,545	24.5	3	452.3	150.8	9	131.1
県	186	11,700	62.9	827	53,500	64.7	27	7,943	294.2	20	317.3
下北/県	14.0%	10.3%		12.6%	4.8%		11.1%	5.7%		45.0%	41.3%

区分	漁港数	漁獲数量(トン) (令和2年属地調査年表)	漁獲金額(百万円) (令和2年属地調査年表)	登録漁船(隻) (令和2年漁船統計表)	主な漁業
下北	38 (県管理16 市町村管理22)	20,791	8,118	2,874	・むつ湾 ほたてがいの養殖
県	85	167,118	34,183	7,364	・外 海 いか、さけ、まぐろ
下北/県	44.7%	12.4%	23.7%	39.0%	・岩礁地帯 こんぶ、うに、あわび

※注 統計資料からの引用につき、計と内訳が一致しない場合があります。

第 5 組 組 織



第6 職員の配置状況及び事務分担

1 職員の配置状況

(1) 下北地域県民局地域農林水産部

区 分		総人員	内 訳				備 考
			事 務	技 術	技能技師	非常勤事務員	
部 長		1		1			
次 長		1		1			
指導調整課	課 長	1	1				副参事
	主 幹	0					
	主 査	1	1				
	主 事	2	2				
	非常勤事務員	1				1	
小 計		5	4	0	0	1	
農業普及振興室	室 長	1		1			
	総括主幹	1		1			
	主 幹	3		3			
	主 査	5		5			
	技 師	3		3			
小 計		13	0	13	0	0	
畜産課	課 長	1		1			総括主幹
	主 査	1		1			
	技師	2		2			
小 計		4	0	4	0	0	
林業振興課	課 長	1		1			
	主 幹	3		3			
	主 査	0					
	技 師	3		3			
	非常勤事務員	1				1	
小 計		8	0	7	0	1	
農村整備課	課 長	1		1			総括主幹
	主 幹	1	1				
	主 査	1		1			
	技 師	2		2			
	小 計	5	1	4	0	0	
合計		37	5	30	0	2	

(2) むつ家畜保健衛生所

区 分		総人員	内 訳				備 考
			事 務	技 術	技能技師	非常勤事務員	
所 長		1		1			衛生指導課長兼務
副所長		1		1			
防疫課	課 長	1		1			
	主 査	0					
	技 師	1		1			
	技能技師	1			1		
	非常勤事務員	1				1	
小 計		4	0	2	1	1	
衛生指導課	課 長	0					
	主 査	1		1			
	技 師	1		1			
	小 計	2	0	2	0	0	
合 計		8	0	6	1	1	

(3) むつ水産事務所

区 分		総人員	内 訳				備 考
			事 務	技 術	技能技師	非常勤事務員	
所 長		1		1			
水産課	課 長	1		1			
	主幹専門員	1		1			
	主 事	1	1				
	非常勤事務員	1				1	
	小 計	4	1	2	0	1	
普及課	課 長	1		1			
	主 査	1		1			
	技 師	3		3			
	小 計	5	0	5	0	0	
合 計		10	1	8	0	1	

(4) 下北地方漁港漁場整備事務所

区 分		総人員	内 訳				備 考
			事 務	技 術	技能技師	非常勤事務員	
所 長		1		1			総括主幹
管理課	課 長	1	1				
	主 査	1	1				
	主 事	1	1				
	非常勤事務員	1				1	
小 計		4	3	0	0	1	
計画指導課	課 長	1		1			
	主 幹	1		1			
	技 師	2		2			
	非常勤事務員	1				1	
小 計		5	0	4	0	1	
建設課	課 長	1		1			
	主 査	1		1			
	技 師	4		4			
	小 計	6	0	6	0	0	
合 計		16	3	11	0	2	

2 事務分担

下北地域県民局地域農林水産部

むつ市中央一丁目1－8（むつ合同庁舎新館3階）

電話 むつ合同庁舎代表 0175-22-8581

直通 0175-22-3211(指導調整課) 0175-22-2685(農業普及振興室)

0175-23-6855(林業振興課) 0175-22-3225(農村整備課)

FAX 0175-22-3212(指導調整課) 0175-23-5887(林業振興課)

部 長 竹 内 保 志 内線235

次 長 福 士 浩 行 内線236

特命事項

（1）下部機関及び他機関との連絡調整に関すること

（2）部内各室・課の事務事業の調整に関すること

（3）その他特に命じられた事務の処理に関すること

農業普及振興室長 蝦 名 照 仁 内線287

副参事 濱 野 清 巳 内線237

（指導調整課長事務取扱）

総括主幹 落 合 賢 之 内線232

（農業普及振興室副室長 企画・経営班）

主 幹 松 田 正 利 内線288

（農業普及振興室副室長 農畜振興班）

総括主幹 佐々木 正 章 内線231

（畜産課長事務取扱）

林業振興課長 野 呂 金 徳 内線233

総括主幹 古 川 達 也 内線248

（農村整備課長事務取扱）

指導調整課

副参事（指導調整課長事務取扱） 濱野 清已

副課長 主査 中村 平

内線 237・238・230・234

事 務 分 担	主 担	副 担
1 課の総括に関すること 2 職員の人事、服務に関すること 3 公印の管守に関すること 4 安全運転管理に関すること 5 時間外勤務手当の予算管理・諸報告に関すること 6 他課の分掌に属さない事務に関すること 7 公所出納員の事務に関すること	副参事 濱野 清已	主査 中村 平 ※3に限り 主事 蛭名 紀之 主事 大坂 怜子
1 地域連携部との連絡調整（下北活性化協議会、市町村意見交換会、職員研修、知事関係会議等を含む）に関すること 2 情報公開及び個人情報に関すること 3 農業協同組合等団体指導・農業制度資金に関すること 4 議会関係・定例会議・行事予定に関すること 5 全庁LAN等ICTに関すること 6 県重点事業に関すること 7 事務改善・行財政改革に関すること 8 広報・広聴、その他照会等の取りまとめに関すること 9 事業概要の作成に関すること 10 マイナンバー・源泉徴収に関すること	主査 中村 平	副参事 濱野 清已 主事 蛭名 紀之 主事 大坂 怜子
1 歳入歳出予算に関すること（むつ水産事務所、下北地方漁港漁場整備事務所を含む） 2 建設関係の入札及び契約に関すること（下北地方漁港漁場整備事務所に限る） 3 監査、財務事務検査及び会計検査等に関すること 4 公有財産（土地改良財産を除く）に関すること 5 給与、旅費の予算管理・諸報告に関すること 6 統合庶務システムの運用管理に関すること 7 会計年度任用職員の任用に関すること 8 地方公会計に関すること	主事 蛭名 紀之	副参事 濱野 清已 主査 中村 平 主事 大坂 怜子
1 歳出予算（事業予算を除く）の執行管理に関すること 2 物品の管理に関すること 3 建設関係の入札及び契約に関すること（林業振興課、農村整備課に限る） 4 職場環境及び安全衛生に関すること 5 共済組合、職員厚生会及び職員研修に関すること 6 文書管理制度に関すること 7 その他庶務に関すること	主事 大坂 怜子	副参事 濱野 清已 主査 中村 平 主事 蛭名 紀之

事 務 分 担	主 担	副 担
1 むつ家畜保健衛生所の庶務事務に関すること 2 むつ家畜保健衛生所の歳入歳出予算に関すること	主事 大坂 怜子 (むつ家畜保健衛生所兼務)	主査 中村 平 (むつ家畜保健衛生所兼務)
1 文書の収受、配布、発送、保存に関すること 2 物品の整理に関すること 3 部内（林業振興課を除く）業務の補助に関すること	非常勤事務員 横谷 祥子	主査 中村 平 主事 蛭名 紀之 主事 大坂 怜子

農業普及振興室

農業普及振興室長 蝦名 照仁
副室長（企画・経営班）総括主幹 落合 賢之
副室長（農畜振興班）主幹 松田 正利

内線 232・240・281・285～289

事 務 分 担	主 担	副 担
1 農業普及振興室の総括に関すること 2 攻めの農林水産業に係わる普及振興業務の連携調整に関すること	農業普及振興室長 蝦名 照仁	総括主幹 落合 賢之 主幹 松田 正利

企画・経営班

内線 232・281・285・286

事 務 分 担	主 担	副 担
1 企画・経営班の総括に関すること 2 「攻めの農林水産業」に関すること 3 公文書等の情報管理に関すること 4 市町村・農業団体等との連携に関すること 5 部内事務の連携調整に関すること 6 室全体、企画・経営班の予算執行に関すること	総括主幹 落合 賢之	主査 瀬川 俊宏 主査 坂本 清
1 経営所得安定対策に関すること 2 農地中間管理事業及び「人・農地プラン」に関すること 3 耕作放棄地対策に関すること 4 中山間地農業ルネッサンス事業に関すること 5 農業委員会交付金等に関すること 6 米穀の適正流通に関すること 7 各種顕彰に関すること	主査 瀬川 俊宏	総括主幹 落合 賢之 主査 大室 和也
1 食育及び地産地消の推進に関すること 2 農商工連携・6次産業化の推進に関すること 3 食品表示及び米トレーサビリティに関すること 4 強い農業・担い手づくり総合支援交付金及び山村振興事業に関すること 5 みどりの通信・Facebook等普及情報に関すること 6 普及活動のまとめに関すること	主査 小林 健一	総括主幹 落合 賢之 技師 内村 ゆき美
1 新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業（新規就農者の販売力強化）に関すること 2 農山漁村女性リーダー（VIC・ウーマン及びARND）の育成・支援に関すること 3 地域農業を支える普及活動推進事業（農山漁村女性の経営参画推進普及活動）に関すること 4 女性起業育成・経営発展支援事業に関すること 5 地域共生社会を支える農山漁村女性活動活躍支援事業に関すること	主査 坂本 清	主査 小林 健一 技師 内村 ゆき美

事 務 分 担	主 担	副 担
1 新規就農者等への支援に関すること 2 新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業（新規就農者のサポート体制の強化）に関すること 3 地域貢献型地域経営拠点づくり支援事業に関すること 4 「共助・共存の農山漁村づくり」モデル集落の取組推進に関すること 5 農業労働力確保対策に関すること	主査 大室 和也	主査 瀬川 俊宏 主査 坂本 清
1 経営改善指導・法人化・認定農業者の育成支援に関すること 2 地域農業を支える普及活動推進事業（多様化・高度化する農業経営に対応した経営安定化普及活動）に関すること 3 農福連携に関すること 4 農作物の鳥獣被害防止に関すること 5 家族経営協定・農村女性の経営参画に関すること 6 グリーン・ツーリズムの推進に関すること	技師 内村 ゆき美	主査 坂本 清 主査 大室 和也

農畜振興班

内線 240・281・288・289

事 務 分 担	主 担	副 担
1 農畜振興班の総括に関すること 2 普及計画・普及方法に関すること 3 農林水産災害（部内各課・本庁との調整窓口）に関すること 4 普及指導員の研修及び調査研究に関すること 5 公用車に関すること	主幹 松田 正利	主幹 一戸 武晴 主幹 長谷川 夏子
1 土地利用型作物（水稻・畑作）の生産・経営指導に関すること 2 ICTによる「あおもり米」生産技術革新事業及び環境変化に強い米づくり推進事業に関すること 3 地域農業を支える普及活動推進事業（労働力不足に対応した農業技術普及活動）に関すること 4 農林水産災害（情報収集）に関すること 5 生育観測は、植防・施肥合の調査、報告に関すること 6 農業生産情報に関すること	主幹 一戸 武晴	主幹 松田 正利 主査 臼田 裕
1 野菜の生産・経営指導に関すること 2 新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化（夏秋いちごの産地力強化）に関すること 3 病虫害防除及び農薬の適正使用に関すること 4 野菜等産地力強化支援事業に関すること 5 野菜の指定産地に関すること	主幹 長谷川 夏子	主幹 松田 正利 技師 對馬 慶

事 務 分 担	主 担	副 担
1 畜産・果樹の生産技術・経営指導に関すること 2 日本一健康な土づくりの推進に関すること 3 環境にやさしい農業及びGAPに関すること 4 肥料取締法に関すること 5 水循環システム・バイオマスに関すること 6 放射線モニタリング等食の安全・安心に関すること	主査 臼田 裕	主幹 一戸 武晴 技師 清川 僚
1 野菜・花きの生産・経営指導に関すること 2 冬の農業の生産振興に関すること 3 産地生産基盤パワーアップ事業に関すること 4 園芸産地における事業継続強化対策に関すること 5 指導農業士会の活動支援に関すること	技師 清川 僚	主幹 松田 正利 主幹 長谷川 夏子
1 野菜・花きの生産・経営指導に関すること 2 農業機械・農作業事故防止に関すること 3 農業気象に関すること 4 普及活動記録・勤務状況のまとめに関すること 5 ホームページ及びネットワークの管理に関すること	技師 對馬 慶	主幹 長谷川 夏子 技師 清川 僚

畜産課

総括主幹（畜産課長事務取扱） 佐々木 正章
副課長 主査 松浦 淳子

内線 231・241・242

事 務 分 担	主 担	副 担
1 畜産に係る企画・連絡調整に関すること 2 安全・安心な畜産物の生産対策に関すること	総括主幹 佐々木 正章	主査 松浦 淳子 技師 菊地原 里菜
1 肉用牛振興に関すること 2 畜産公共等事業に関すること 3 「持続可能な下北の畜産業構築事業」（肉牛ヘルパー）に関する すること 4 家畜市場に関すること 5 畜産共進会に関すること 6 「攻めの農林水産業」推進下北地方本部に関すること	主査 松浦 淳子	技師 菊地原 里菜 技師 佐々木 史織
1 酪農振興に関すること 2 「持続可能な下北の畜産業構築事業」（コントラクター）に 関すること 3 特定家畜伝染病防疫体制に関すること 4 畜産クラスター事業に関すること 5 会計検査に関すること	技師 菊地原 里菜	主査 松浦 淳子 技師 佐々木 史織
1 公共牧場の利用促進と飼料作物の生産振興に関すること 2 家畜排泄物の適正処理・利用の促進及び土づくり運動に関 すること 3 畜産関係資金に関すること 4 農用馬、中小家畜及び養蜂の振興に関すること 5 家畜商に関すること 6 トレーサビリティシステムに関すること 7 畜産統計及び畜産災害に関すること	技師 佐々木 史織	主査 松浦 淳子 技師 菊地原 里菜

林業振興課

林業振興課長 野呂 金徳
副課長 主幹 宇土 浩美
副課長 主幹 穂元 弘文

内線 233・243・244・245・249・283

事 務 分 担	主 担	副 担
1 課の総括に関すること 2 森林土木事業の発注に関すること 3 関係部署との連絡調整に関すること	林業振興課長 野呂 金徳	主 幹 宇土 浩美 主 幹 穂元 弘文
1 森林土木事業の総括・企画・調整・実行に関すること 2 森林土木事業に係る予算申請事務に関すること 3 地すべり防止事業に関すること 4 環境公共に関すること 5 保安林の管理及び指導に関すること	主 幹 宇土 浩美	主 幹 相原 健伸 技 師 三上 裕大
1 林業普及指導事業に関すること 2 森林経営管理制度及び森林環境譲与税に関すること 3 県産材の利用促進・特用林産・木質バイオマスに関すること 4 合板・製材・集成材国際競争力強化対策事業（林業機械）に関すること 5 林地開発の規制及び指導に関すること。 6 森林・林業・木材産業団体及び流域林業活性化センターの指導に関すること 7 森林組合等の指導及び林業金融に関すること	主 幹 穂元 弘文	技 師 三浦 緋乃 技 師 小野 由莉華
1 森林土木事業の計画及び実行に関すること 2 林道事業に関すること 3 森林土木事業の設計積算に関すること 4 山地災害危険地区及び山地防災情報活動に関すること 5 林業普及指導事業に関すること	主 幹 相原 健伸	主 幹 宇土 浩美 技 師 三上 裕大
1 造林・間伐事業に関すること 2 合板・製材・集成材国際競争力強化対策事業（森林整備）に関すること 3 林業労働力対策に関すること 4 鳥獣保護・管理及び狩猟に関すること	技 師 三浦 緋乃	主 幹 穂元 弘文 技 師 小野 由莉華
1 森林土木事業の計画及び実行に関すること 2 林業関係災害のとりまとめ及び定期報告に関すること 3 小規模治山事業に関すること 4 県営林事業及び県民環境林に関すること 5 山火事防止対策事業及び森林病虫害等の防除に関すること	技 師 三上 裕大	主 幹 宇土 浩美 主 幹 相原 健伸
1 環境緑化事業及び緑の少幼年団育成指導に関すること 2 森林計画に関すること 3 山林種苗事業に関すること 4 林業関係資料の整理に関すること	技 師 小野 由莉華	主 幹 穂元 弘文 技 師 三浦 緋乃

事 務 分 担	主 担	副 担
1 林業関係資料作成補助に関すること 2 執務環境の整理整頓に関すること	非常勤事務員 今寺 浩朗	主 幹 宇土 浩美 主 幹 穂元 弘文

農村整備課

総括主幹（農村整備課長事務取扱） 古川 達也

副課長 主幹 小笠原 英治

副課長 主査 川口 克久

内線 246、247、282、248（課長）

事 務 分 担	主 担	副 担
1 農村整備課の総括に関すること 2 農業農村整備事業の発注に関すること 3 農業農村整備事業の連絡調整に関すること 4 経理・管理・指導・用地事務等の連絡調整に関すること 5 労働災害防止に関すること	総括主幹 古川 達也	主幹 小笠原 英治 主査 川口 克久
1 予算の管理及び経理事務に関すること 2 土地改良区の指導及び検査に関すること 3 用地買収事務に関すること 4 県営土地改良事業の法手続きに関すること 5 中山間地域総合整備事業の換地に関すること 6 土地改良財産の管理に関すること	主幹 小笠原 英治	主査 川口 克久 技師 下斗米 透 技師 大竹 千尋
1 予算の執行及び業務の進行管理に関すること 2 農業農村整備事業の工事及び委託の監理・指導に関すること 3 中山間地域総合整備事業の重点推進事項に関すること 4 新規地区の事業要望に関すること 5 環境公共の推進に関すること 6 農地中間管理機構関連農地整備事業の調査計画に関すること 7 団体営事業の指導に関すること	主査 川口 克久	主幹 小笠原 英治 技師 下斗米 透 技師 大竹 千尋
1 中山間地域総合整備事業（農道・集道赤平）に関すること 2 多面的機能支払交付金に関すること 3 ため池・海岸保全施設に関すること 4 災害対応及び災害関係の調査に関すること 5 家畜伝染病発生時の埋却に関すること 6 積算システム及び農業農村整備の広報に関すること	技師 下斗米 透	主査 川口 克久 技師 大竹 千尋
1 中山間地域総合整備事業（ほ場整備・集道家ノ上）に関すること 2 田名部地区通作条件整備事業に関すること 3 中山間地域等直接支払交付金に関すること 4 中山間ふるさと水と土保全対策事業に関すること 5 早掛沼地区ため池等整備事業に関すること 6 農業農村整備事業の設計積算技術に関すること 7 環境公共推進プロジェクトに関すること	技師 大竹 千尋	主査 川口 克久 技師 下斗米 透

所 長 児玉 能法
副所長 藤掛 斉
(衛生指導課長兼務)
防疫課長 川畑 清香

むつ市金谷二丁目18-25
電話 0175-22-1254
FAX 0175-22-1259

事 務 分 担	副 担
1 所長の補佐に関すること 2 家畜防疫及び家畜衛生指導の総括並びに両課の調整に関すること 3 関係公所並びに団体等との連絡調整に関すること 4 職員の身分及び服務に関すること 5 公印、公有財産、庁舎の管理に関すること 6 個人情報の管理に関すること 7 予算の編成及び執行に関すること	防疫課長 川畑 清香
8 歳入、歳出の経理に関すること 9 物品の出納・管理に関すること 10 庶務事務及び統合庶務システムに関すること 11 職場における安全衛生に関すること 12 公用車の管理及び安全運転に関すること 13 その他庶務事務に関すること	主 査 中村 平 主 事 大坂 怜子 (下北地域県民局地域農林水産部本務) (庶務経理事務に関することに限る)

事 務 分 担	主 担	副 担
1 文書の収受、発送、保管に関すること 2 庶務に関する資料の整理に関すること 3 家畜衛生に関する資料の整理に関すること 4 指導調整課との調整に関すること	非常勤事務員 川端 英理奈	副所長 藤掛 斉

防疫課

課 長

川畑 清香

分掌事務

- 1 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関すること
- 2 特定家畜伝染病の防疫に関すること
- 3 家畜の伝染病の予防に関すること
- 4 動物用医薬品等の販売許可及び立入検査等に関すること
- 5 その他地方における家畜衛生の向上に関すること

事 務 分 担	主 担	副 担
1 課事務の総括及び企画調整に関すること 2 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関すること 3 特定家畜伝染病の防疫に関すること。 4 畜産環境保全に関すること 5 その他、分担事務に属さない事項に関すること	防疫課長 川畑 清香	技師 佐怒賀 香澄
1 家畜保健衛生所事業に係る日程調整に関すること 2 家畜伝染病予防事業に関すること 3 乳用牛・肉用牛の衛生指導に関すること 4 農場HACCPの普及及び指導に関すること 5 動物薬事に関すること 6 獣医事、獣医療に関すること 7 家畜人工授精に関すること	技師 佐怒賀 香澄	防疫課長 川畑 清香
1 公用車の運転、整備に関すること 2 消毒機械・機具の管理に関すること 3 車庫の整理に関すること	技能技師 中田 一雄	防疫課長 川畑 清香

衛生指導課

副所長（衛生指導課長兼務） 藤掛 斉
副課長 主査 木村 揚

分掌事務

- 1 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
- 2 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精に関すること
- 3 寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関すること
- 4 地方的特殊疾病の調査に関すること

事 務 分 担	主 担	副 担
1 課事務の総括及び企画調整に関すること 2 家畜衛生技術の向上及び病性検査等の連絡調整に関すること 3 自衛防疫の推進に関すること 4 種畜検査に関すること	副所長（衛生指導課長兼務） 藤掛 斉	防疫課長 川畑 清香
1 病性検査に関すること 2 豚・鶏の衛生指導に関すること 3 家畜衛生上必要な検査及び調査に関すること 4 消費・安全対策交付金事業に関すること 5 飼料立入検査に関すること 6 牛白血病防疫に関すること 7 物品及び資材の管理に関すること	主査 木村 揚	技師 木村 威凱
1 馬・蜜蜂の衛生指導に関すること 2 牧野衛生に関すること 3 月報等定例報告に関すること 4 家畜衛生関連情報に関すること 5 調査、検査成績等の整理に関すること 6 定期報告に関すること	技師 木村 ^{たけとき} 威凱	主査 木村 揚

むつ水産事務所

所 長 田村 直明
水産課長 相坂 幸二
普及課長 油野 晃

電話：むつ合同庁舎代表
0 1 7 5－2 2－8 5 8 1
(内線 280, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397)
直 通 0 1 7 5－2 2－9 7 3 2
F A X 0 1 7 5－2 2－8 6 2 6

水産課

水産課長 相坂 幸二
副課長 主幹専門員 大川 光則

分掌事務

- 1 庶務に関すること
- 2 漁業の許可に関すること
- 3 漁業の調整に関すること
- 4 漁船の登録、建造、改造、検認及び認定に関すること
- 5 漁船保険に関すること

事 務 分 担	主 担	副 担
1 課の総括に関すること 2 予算に関すること 3 海面及び内水面漁業の調整に関すること 4 指定漁業等の操業規制及び減船等の情報収集に関すること 5 物品供用に関すること 6 公印の看守に関すること 7 給与及び旅費に関すること 8 服務、福利厚生及び研修に関すること 9 情報公開及び個人情報に関すること	水産課長 相坂 幸二	主幹専門員 大川 光則 主 事 小笠原 佑馬
1 大臣許可・届出漁業に関すること 2 知事許可漁業に関すること 3 漁獲可能量（T A C）制度に関する情報収集に関すること 4 公用車の管理に関すること 5 情報セキュリティ及び全庁L A Nに関すること	主幹専門員 大川 光則	水産課長 相坂 幸二 主 事 小笠原 佑馬 非常勤事務員 佐藤 みこ
1 漁船登録に関すること 2 漁船の建造、改造及び転用の許可並びに認定に関すること 3 漁船の検認に関すること 4 小型漁船の総トン数測度に関すること 5 漁船保険に関すること 6 物品の調達に関すること	主 事 小笠原 佑馬	水産課長 相坂 幸二 主幹専門員 大川 光則 非常勤事務員 佐藤 みこ

事 務 分 担	主 担	副 担
1 文書の収受、発送及び保管に関すること 2 資料整理に関すること 3 所内業務の補助に関すること	非常勤事務員 佐藤 みこ	水産課長 相坂 幸二 主幹専門員 大川 光則 主 事 小笠原 佑馬

普及課

普及課長 油野 晃
副課長 主査 高橋 宏和

分掌事務

- 1 水産業に関する技術の改良及び指導に関すること
- 2 水産業の経営の改善及び指導に関すること
- 3 漁業後継者育成に関すること
- 4 漁業公害に関すること
- 5 その他の改良普及事業に関すること

事 務 分 担	主 担	副 担
1 課の総括に関すること 2 東通村(石持、野牛、岩屋、尻屋、尻労、猿ヶ森、老部川内水面漁協)の担当区域に関すること 3 下北の磯焼け場に特化したウニ周年生産モデル事業に関すること 4 サケ海中飼育事業に関すること 5 普及活動計画・記録事務に関すること 6 沿岸漁業改善資金協議会に関すること 7 農山漁村「地域経営」に関すること 8 政策点検に関すること	普及課長 油野 晃	主査 高橋 宏和 技 師 澤田 篤
1 横浜町(横浜町漁協)、六ヶ所村(泊、六ヶ所村、六ヶ所村海水漁協)、東通村(小田野沢、白糖漁協)の担当区域に関すること 2 水産物の増養殖等(ホタテガイ、ウニ、フノリ)に関すること 3 漁業士会むつ支部会の方針に関すること。 4 東通村連合研究会に関すること 5 普及業務予算に関すること 6 攻めの農林水産業に関すること 7 水循環・環境公共に関すること	主査 高橋 宏和	技 師 澤田 篤 技 師 池田 朱里 技 師 立田 騎士
1 大間町(大間、奥戸漁協)、佐井村(佐井村漁協)の担当区域に関すること 2 水産物の増養殖(マツカワ、ナマコ)に関すること 3 漁業新規就業対策に関すること 4 陸奥湾内漁業研究会長等連絡協議会に関すること 5 災害対応に関すること	技 師 澤田 篤	主査 高橋 宏和 技 師 池田 朱里 技 師 立田 騎士

事 務 分 担	主 担	副 担
1 むつ市(関根浜、大畑町漁協)、風間浦村(風間浦漁協)の担当区域に関する事 2 水産物の増養殖等(サケ、サーモン、ウニ)に関する事 3 下北の磯焼け場に特化したウニ周年生産モデル事業のうち漁具設置試験に関する事 4 AMLS 協議会に関する事 5 沿岸漁業改善資金事務に関する事	技 師 池田 朱里	主査 高橋 宏和 技 師 澤田 篤 技 師 立田 騎士
1 むつ市(脇野沢村、川内町、川内町内水面、むつ市漁協)担当区域に関する事 2 水産物の増養殖等(サケ、サクラマス、ホタテガイ、ナマコ、アサリ)に関する事 3 漁業士会むつ支部会の運営に関する事 4 水産物放射性物質モニタリングに関する事 5 月例報告に関する事 6 公用車に関する事	技 師 立田 騎士	主査 高橋 宏和 技 師 澤田 篤 技 師 池田 朱里

下北地方漁港漁場整備事務所

電 話：むつ合同庁舎代表

所 長	蝦名 継緒	0 1 7 5 - 2 2 - 8 5 8 1 (内線 411～421)
総括主幹	吉田 天	直 通 管理課 0175-33-3051
(管理課長事務取扱)		
計画指導課長	神 大樹	計画指導課 0175-33-3052
建設課長	登嶋 守	建設課 0175-33-3053
		F A X 0175-22-2500

分掌事務

- 1 特定漁港漁場整備事業等の施行に関すること
- 2 漁港の維持管理に関すること
- 3 漁港区域(漁港区域に接する海岸保全区域及び一般公共海岸区域のうち、海岸法に基づき定める区域を含む。)内の海岸保全に関すること
- 4 その他漁港漁場に関すること

管理課

総括主幹(管理課長事務取扱) 吉田 天

副課長 主査 木村 真紀子

直通 0175-33-3051

分 担 事 務	主 担	副 担
1 課の総括に関すること 2 人事に関すること 3 一種漁港移管に関すること 4 各種照会に関すること 5 公印の保守に関すること 6 情報公開・個人情報保護に関すること 7 文書取扱・事務改善に関すること 8 公有水面の埋立に関すること 9 放置船対策等に係る折衝に関すること 10 他の課に属さない事務に関すること	総括主幹 吉田 天	主 査 木村 真紀子 主 事 沖澤 守晃
1 管理課及び事務所共通経費の予算・決算に関すること 2 漁港施設等の占用許可等に関すること 3 歳入予算、歳出予算(漁港管理費の需用費(外灯電気料を除く)及び委託料の支出を除く)の経理に関すること 4 漁港使用料収納及び啓蒙普及委託料の支出に関すること 5 服務・研修その他庶務に関すること 6 物品・公用車の管理に関すること 7 監査・財務事務検査等に関すること 8 港勢調査に関すること 9 海岸統計に関すること	主 査 木村 真紀子	総括主幹 吉田 天 主 事 沖澤 守晃

分 担 事 務	主 担	副 担
1 漁港・海岸の管理に関すること 2 漁港台帳等の整備に関すること 3 漁港施設等の処分に关すること 4 プレジャーボート及び放置廃船調査・対策に関すること 5 歳入予算、歳出予算（漁港管理費の需用費（外灯電気料を除く）及び委託料の支出に限る）の経理に関すること 6 漁港施設用地等利用計画に関すること 7 国有財産の管理に関すること 8 土地等の買収及び補償に関すること 9 I T推進に関すること	主 事 沖澤 守晃	総括主幹 吉田 天 主 査 木村 真紀子
1 文書（計画指導課・建設課所管を除く）の収受・発送に関すること 2 管理課関係のデータ整理及び庶務一般に関すること 3 港勢調査の補助に関すること 4 海岸統計の補助に関すること	非常勤事務員 浜谷 冬美香	主 査 木村 真紀子 主 事 沖澤 守晃

計画指導課

課 長 神 大樹

副課長 主幹 佐藤 幸雄

直通 0175-33-3052

分 担 事 務	主 担	副 担
1 課の総括に関する事	課 長 神 大樹	主 幹 佐藤 幸雄
1 予算及び事業計画の総括に関する事 2 計画指導課に係る工事進行の管理に関する事 3 災害の総括に関する事（市町村指導も兼ねる） 4 公共事業評価に関する事 5 各事業の市町村指導に関する事 6 大規模災害パトロールに関する事 7 工事の設計審査に関する事 8 会計実地検査及び実施状況調査等の事務に関する事 9 事業概要の取りまとめに関する事 10 下北地区（白糠漁港）水産物供給基盤機能保全工事の実施に関する事	主 幹 佐藤 幸雄	技 師 渡辺 修平 技 師 土岐 湧太郎
1 水産物供給基盤機能保全事業の計画に関する事 2 予算要求の資料整理、取りまとめ及び市町村指導に関する事 3 各事業の事業計画の策定及び変更に関する事 4 青森県津軽海峡地区水産環境整備事業の実施に関する事（下風呂工区を除く） 5 青森県太平洋地区水産環境整備事業の実施に関する事 6 海岸堤防等老朽化対策事業の計画及び実施に関する事 7 下手浜漁港港整備交付金事業の計画及び実施に関する事 8 攻めの農林水産業に関する事 9 水循環システム再生・保全推進に関する事 10 環境公共に関する事	技 師 渡辺 修平	主 幹 佐藤 幸雄 技 師 土岐 湧太郎
1 青森県陸奥湾地区水産環境整備事業の実施に関する事 2 青森県津軽海峡地区水産環境整備事業の実施に関する事（下風呂工区） 3 下北地区（佐井漁港）水産物供給基盤機能保全工事の実施に関する事 4 佐井地区漁港機能増進工事の実施に関する事 5 横浜漁港港整備交付金事業の計画及び実施に関する事 6 県単独事業の実施に関する事 7 市町村営事業の補助金交付要綱事務に関する事 8 工事及び業務委託の検査に係る取りまとめに関する事 9 積算システム及びC A Dに関する事 10 各種調査の取りまとめ、報告に関する事	技 師 土岐 湧太郎	主 幹 佐藤 幸雄 技 師 渡辺 修平

分 担 事 務	主 担	副 担
1 課内文書の管理に関すること 2 文書（計画指導課・建設課所管）の収受・発送に関すること 3 入札関連事務に関すること 4 工事等データの整理に関すること	非常勤事務員 山本 凡子	技 師 土岐 湧太郎

建設課

課長 登嶋 守

副課長 主査 花田 高志

直通 0175-33-3053

分担事務	主 担	副 担
1 課の総括に関すること	建設課長 登嶋 守	主 査 花田 高志
1 予算及び実施計画の総括に関すること 2 建設課に係る工事進行の管理に関すること 3 漁港関係工事に係る青森県入札監視委員会に関すること 4 総合評価落札方式の施行に関すること 5 国の実施状況調査及び認定検査の実施に関すること 6 管内における漁港施設災害復旧の総括に関すること 7 下北地区（下手浜漁港）水産物供給基盤機能保全工事の実施に関すること 8 白糠地区漁港施設機能強化工事の実施に関すること	主 査 花田 高志	技 師 八重樫 一樹 技 師 齋藤 雄太 技 師 柴田 秀爾
1 下北地区（牛滝漁港）水産物供給基盤機能保全工事の実施に関すること 2 下北地区（大畑漁港）水産物供給基盤機能保全工事の実施に関すること 3 下北地区（正津川漁港）水産物供給基盤機能保全工事の実施に関すること 4 下北地区（野牛漁港）水産物供給基盤機能保全工事の実施に関すること 5 陸奥湾沿岸地区（脇野沢漁港）漁港施設機能強化工事の実施に関すること 6 担当漁港における漁港施設災害復旧に関すること	技 師 八重樫 一樹	主 査 花田 高志 技 師 柴田 秀爾
1 佐井地区水産生産基盤整備工事の実施に関すること 2 野牛地区水産生産基盤整備工事の実施に関すること 3 檜川地区漁港施設機能強化工事の実施に関すること 4 大畑地区漁港施設機能強化工事の実施に関すること 5 担当漁港における漁港施設災害復旧に関すること	技 師 齋藤 雄太	主 査 花田 高志 技 師 小形 旬平

分 担 事 務	主 担	副 担
1 尻屋地区水産生産基盤整備工事の実施に関する事 2 下北地区（横浜漁港）水産物供給基盤機能保全工事 の実施に関する事 3 下北地区（易国間漁港）水産物供給基盤機能保全工 事の実施に関する事 4 下北地区（尻屋漁港）水産物供給基盤機能保全工事 の実施に関する事 5 横浜地区漁港施設機能強化工事の実施に関する事 6 下北八戸沿岸（佐井漁港）漁港施設機能強化工事の 実施に関する事 7 担当漁港における漁港施設災害復旧に関する事 8 各種調査の取りまとめ、報告に関する事	技 師 柴田 秀爾	主 査 花田 高志 技 師 八重樫 一樹
1 下北地区（脇野沢漁港）水産物供給基盤機能保全工 事の実施に関する事 2 下北地区（奥戸漁港）水産物供給基盤機能保全工事 の実施に関する事 3 易国間地区漁港施設機能強化工事の実施に関するこ と 4 担当漁港における漁港施設災害復旧に関する事 5 課内文書の管理に関する事 6 工事用機械器具類の保管に関する事	技 師 小形 旬平	主 査 花田 高志 技 師 齋藤 雄太

第 7 令和 2 年度予算執行状況

(1) 歳 入

ア 調定による収入

(単位：円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	備 考
農林水産業負担金	36,632,600	36,632,600	0	農村整備事業
農林水産業使用料	15,735,081	15,735,081	0	行政財産使用料
農林水産業手数料	86,400	86,400	0	家畜伝染疾病予防
物 品 売 払 収 入	10,000	10,000	0	不用パソコン売払代金
雑 入	30,478	30,478	0	情報公開・光熱水費ほか
計	52,494,559	52,494,559	0	

イ 証紙による収入

(単位：円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	備 考
農林水産業使用料	913,440	913,440	漁港施設使用料
環 境 保 健 手 数 料	150,100	150,100	狩猟免許等
農林水産業手数料	3,484,690	3,484,690	家畜伝染疾病予防、みつばち転飼許可、漁船登録等
総 務 手 数 料	1,500	1,500	証明
計	4,549,730	4,549,730	

ウ 歳入合計 (ア+イ)

(単位：円)

	調 定 額	収 入 済 額	備 考
合 計	57,044,289	57,044,289	

(2) 歳 出

(単位:円)

科 目	予算令達額	支出負担行為済額	残 額	備 考
一 般 会 計	6,495,906,559	3,906,212,813	2,589,693,746	
財 産 管 理 費	61,600	61,600	0	
企 画 総 務 費	501,000	478,803	22,197	
鳥 獣 保 護 費	1,254,825	1,216,060	38,765	
農 業 協 同 組 合 指 導 費	1,000	0	1,000	
農 業 共 済 団 体 指 導 費	24,000	0	24,000	
農 業 改 良 普 及 費	3,153,950	2,959,994	193,956	
畑 作 振 興 対 策 費	20,199,000	20,185,044	13,956	
総 合 販 売 戦 略 費	80,000	59,153	20,847	
食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 費	13,211,156	13,194,658	16,498	
農 業 構 造 総 務 費	7,247,000	7,221,000	26,000	
担 い 手 対 策 費	30,447,980	29,480,148	967,832	
水 田 農 業 推 進 対 策 費	2,868,000	2,865,000	3,000	
稲 作 振 興 対 策 費	83,000	62,027	20,973	
農 林 水 産 総 務 費	946,700	875,071	71,629	
り ん ご 総 務 費	40,000	23,143	16,857	
畜 産 総 務 費	155,200	155,200	0	
飼 料 対 策 費	1,158,000	1,138,289	19,711	
畜 産 経 営 対 策 費	2,259,200	2,087,062	172,138	
家 畜 保 健 衛 生 費	8,736,345	7,776,852	959,493	
土 地 改 良 総 務 費	498,000	430,805	67,195	
土 地 改 良 事 業 費	36,666,000	36,648,992	17,008	
(明許繰越)土 地 改 良 事 業 費	22,006,800	22,006,800	0	
農 村 整 備 費	402,656,993	158,561,348	244,095,645	
(明許繰越)農 村 整 備 費	120,206,000	120,206,000	0	
構 造 政 策 費	1,410,500	1,399,875	10,625	
農 地 指 導 管 理 費	5,100,000	5,058,978	41,022	
林 業 総 務 費	1,215,000	1,215,000	0	
(明許繰越)林業構造改善対策費	12,339,000	12,339,000	0	
林 業 振 興 指 導 費	2,000	0	2,000	
造 林 費	11,997,000	11,778,656	218,344	
(明許繰越)造 林 費	83,855,000	83,855,000	0	
治 山 費	287,932,100	79,537,850	208,394,250	
(明許繰越)治 山 費	155,199,900	155,199,900	0	
県 営 林 費	3,619,800	3,572,651	47,149	
森 林 環 境 保 全 費	82,000	81,574	426	
保 安 林 費	115,000	5,000	110,000	
水 産 業 総 務 費	289,000	237,410	51,590	
水 産 業 企 画 調 査 費	8,000	8,000	0	
水 産 対 策 費	721,000	652,380	68,620	
漁 業 調 整 費	136,000	107,757	28,243	
水 産 業 振 興 費	1,908,000	1,801,024	106,976	
漁 港 管 理 費	27,017,060	25,572,186	1,444,874	
(明許繰越)漁 港 管 理 費	2,904,940	2,904,940	0	
水 産 業 改 良 普 及 費	884,950	852,476	32,474	
水 産 基 盤 整 備 事 業 費	3,530,905,700	1,399,032,247	2,131,873,453	
(明許繰越)水産基盤整備事業費	1,693,797,860	1,693,307,860	490,000	
保 安 行 政 費	5,000	0	5,000	
特 別 会 計	0	0	0	
合 計	6,495,906,559	3,906,212,813	2,589,693,746	

第 8 令和 3 年度事業計画
及び
令和 2 年度事業実績等

指導調整課

1 農業協同組合等の育成指導

(1) 目 的

農業協同組合、内水面漁業協同組合及び農事組合法人に対して、その業務及び会計が法令、定款、規約、規程等に基づいて適正に行われるよう指導する。

(2) 基本的な業務

- ア 農業協同組合及び内水面漁業協同組合の検査
- イ 農業協同組合及び内水面漁業協同組合の、定款変更認可並びに共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程の設定、変更、廃止の承認
- ウ 農業協同組合等の申請書等提出要綱に基づく諸報告の受理
- エ 農事組合法人の設立及び解散手続きの指導

(3) 指導対象組合

- ア 農業協同組合及び農事組合法人数（R3.4.1 現在）
 - (ア) 専門農協4組合（田名部畜産、大間畜産、一里越牧野畜産、銀杏木牧野畜産）
 - (イ) 農事組合法人 10 法人
- イ 内水面漁業協同組合数（R3.4.1 現在）
 - (ア) 出資組合 2 組合（川内町内水面、六ヶ所村）
 - (イ) 非出資組合 1 組合（老部川内水面）

(4) 主な指導実績

ア 農業協同組合の検査

(ア) 検査の目的

農業協同組合法第94条の規定に基づき、業務及び会計の合法性、合目的性及び合理性について検査し、組合の正常な事業運営の促進に資する。

(イ) 令和2年度実績

種 類	件 数
常例検査	0 件
確認検査	0 件
信用事業巡回検査	0 件

イ 内水面漁業協同組合の検査

(ア) 検査の目的

水産業協同組合法第123条第4項の規定に基づき、業務及び会計の合法性、合目的性及び合理性について検査し、組合の正常な事業運営の促進に資する。

(イ) 令和2年度実績

種 類	件 数
常例検査	0 件
確認検査	0 件

ウ 令和2年度認可及び承認並びに諸報告の受理

(ア) 農業協同組合関係

種 類	件 数
定款変更認可	1 件
総会招集届の受理	3 件
総会終了届の受理	4 件
業務報告書届の受理	3 件
共済規程変更等の承認	0 件
その他の届出の受理	4 件

(イ) 内水面漁業協同組合関係

種 類	件 数
定款変更認可	0 件
総会招集届の受理	3 件
総会終了届の受理	3 件
業務報告書届の受理	3 件
共済規程変更等の承認	0 件
その他の届出の受理	1 件

エ 農事組合法人の設立及び解散指導

(ア) 方 針

農事組合法人の新規設立について、事務手続き等の指導及び設立届の受理を行う。設立に当たっては、事業計画、資金計画及び運営方針についても指導する。

また、事業停止法人に対しては、解散を指導する。

(イ) 設立及び解散届の受理

種 類	件 数
設立届	0 件
解散届	0 件

2 農業金融関係

令和2年度制度資金の貸付決定実績（利子補給承認実績）

種 類	件数	備 考
(1) 農業経営改善関係資金	0 件	
ア 農業経営基盤強化資金(スーパー L)	0 件	
イ 農業経営改善促進資金(スーパー S)	0 件	
ウ 経営体育成強化資金（前向き資金のみ）	0 件	
エ 農業近代化資金	0 件	
オ 農業改良資金	0 件	
(2) 農業負債整理関係資金	0 件	
ア 経営体育成強化資金	0 件	
イ 農業経営負担軽減支援資金	0 件	
(3) 天災資金	0 件	

農業普及振興室



「しもきたマルシェ」で地場産品をPR (R2.9.27)



「農業力」養成塾に集う新規就農者 (R2.6.25)



水稻生育調査 (R2.8.20)



にんにく現地研修会(R2.5.15)



かざまうら産直友の会による、高齢者宅への移動販売 (R2.10.1)



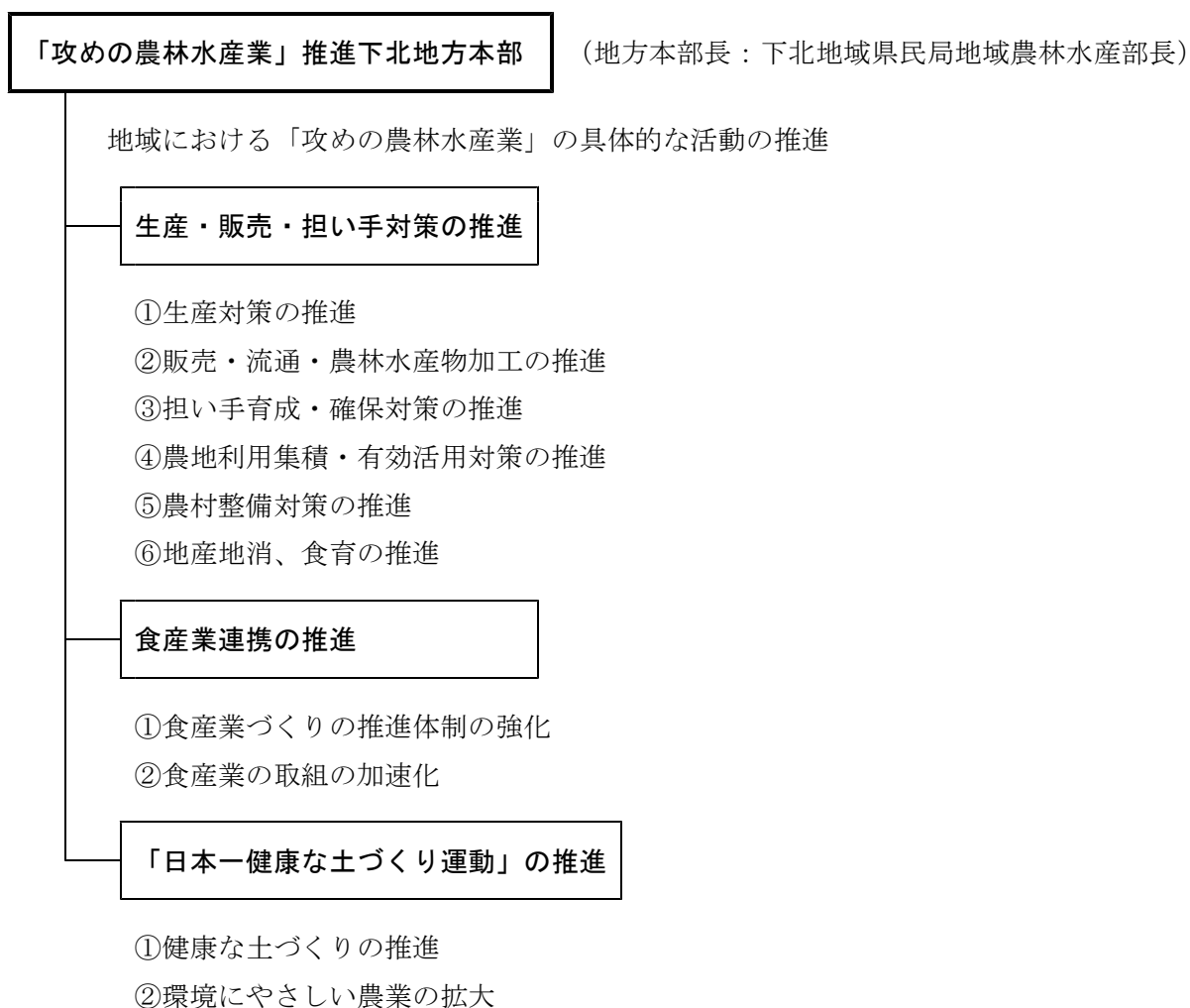
女性若手農業者の仲間づくり交流会 (R3.1.18)

1 青森県「攻めの農林水産業」推進下北地方本部

(1) 設置の目的

青森県「攻めの農林水産業」推進下北地方本部は、青森県「攻めの農林水産業」推進本部等設置要領（平成17年4月1日施行）に基づき、地方段階における生産から流通、販売までの結びつきを強め、各施策を効率かつ効果的に進めることを目的に設置している。

(2) 推進体制



(3) 令和2年度活動実績

令和2年度「攻めの農林水産業」推進下北地方本部会議を令和3年3月11日、むつ市「むつ来さまい館」で開催。主な内容は次のとおり。

- ア 令和2年度「推進方針」「行動計画」「食育活動」に係る取組実績について
- イ 令和3年度「推進方針（案）」「行動計画（案）」について
- ウ 令和3年度県民局重点事業について

2 令和3年度普及指導計画及び令和2年度普及指導活動の実績

(1) 令和3年度普及指導活動事項

ア 地域特性を生かした水稲・野菜の産地育成

高収益が期待できる「夏秋いちご」、「にんにく」の作付を拡大をするとともに、良食味の低アミロース米「ほっかりん」や「一球入魂かぼちゃ」、「オコッペいもっこ」の産地維持を図る。

また、経済のグローバル化や国内の産地間競争に打ち勝つ収益性の高い産地づくりを推進するため、産地生産基盤パワーアップ事業等を活用した取組を支援する。

イ 異業種との連携による農林水産物や加工品等の販売力の強化

異業種を巻き込んだ「しもきたマルシェ」の開催等により、農林水産物や加工品等の販売拡大を図る。

ウ 土地利用型作物・果樹・畜産経営の安定化の推進

大豆・そばの排水対策の徹底などにより生産性を向上させることで、集落営農法人等の経営安定を図る。

醸造用ぶどうについては、適正管理による収量向上とグローバルGAP認証継続を支援する。

また、畜産では、新コントラクター組織の運営を支援し、良質な自給飼料の安定生産と利用拡大により、畜産農家の経営安定を図る。

エ 地域農業を支える多様な担い手の育成

農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)を受けている新規就農者を対象として、市町村、農業委員会、JA、普及指導員等で構成するサポートチームを設置し、栽培技術や資金等の総合的な支援を行うことにより、次代を担う若手農業者の育成・確保と経営の早期安定を図る。

また、食育活動や直売、加工、体験等の農山漁村女性活動を通じて、地域農業を支える女性農業者の育成・確保を図る。

オ 共助・共存の農山漁村づくりの取組支援

人口減少社会に対応し、農林水産業のみならず社会機能の維持のために共助・共存の仕組みづくりに取り組むモデル集落の活動を支援する。

(2) 令和3年度普及指導計画

ア 重点普及指導計画

課題名	対象	普及活動のねらい
1 新規就農者による「夏秋いちご」の産地力強化 [県民局重点枠事業] 新規就農者が支える 下北「夏秋いちご」 産地力強化事業 (R3～R5)	JA十和田おいらせ 野菜振興会むつ支部 いちご部会(18名)	○ 夏秋いちごレベルアップ研修会、農業基礎研修等の開催のほか、個別巡回指導等により栽培技術の向上を図る。 ○ 自動施肥かん水装置を活用したスマート農業試験展示は設置をとおして追肥方法等を検討し、多収・安定生産技術を確立する。 ○ JAと連携し、販路開拓に向けた情報収集と意見交換を行う。
2 下北地域を支える新規就農者の経営安定化 [県民局重点枠事業] 新規就農者が支える 下北「夏秋いちご」 産地力強化事業 (R3～R5)	農業次世代人材投資 資金受給者(18名) 認定新規就農者 新規就農者 就農希望者等	○ 新規就農者「農業力」強化推進会議を開催し、関係機関・団体等と連携した支援体制を強化する。 特に、新規就農者に適した農地のリストアップを進め就農の円滑化を図る。 ○ 経営研修や労務管理セミナーを開催し、経営管理能力を習得させる。 また、新規就農サポートチームによる個別巡回指導や、新規就農アドバイザーと連携した相談活動を展開し、就農後の経営安定を図る。 ○ 農外からの新規参入を促進するため、下北地域の農業の基礎知識や就農関連情報を掲載した「しもきた夏秋いちごハンドブック」(仮称)を作成する。
3 新しい生活様式に対応した「しもきたマルシェ」の確立と販売力の強化 [県民局重点枠事業] 新規就農者が支える 下北「夏秋いちご」 産地力強化事業 (R3～R5)	しもきたマルシェの会 (30店舗) 新規就農者、就農希望者等(18名)	○ しもきたマルシェの開催をとおして、地産地消と地域活性化を一層推進するとともに、実行委員会の運営体制強化を図る。 ○ SNSを活用した情報発信セミナーや、新型コロナウイルス感染症対策販売研修会を開催し、コロナ禍のもと、新しい生活様式に対応した販売方法の習得を図る。 ○ コラボギフトの検討・開発やPRリーフレットの作成など、販売力向上のため企画力を養成する。 また、インターネットを活用した「ネットマルシェ」を構築・運営し、ECサイトでの販売活動を実践する。

イ 一般普及指導計画

課題名		対象	ねらいと主な活動内容
1	水稻の生産振興	管内稲作農家 (226名) JA十和田おいらせ稲 作振興会むつ支部 (25名)	○ 水稻の生産技術向上に向けた講習会の開催や生育観測ほの設置、個別巡回指導により、単収と品質の向上を図る。 ○ 低アミロース米「ほっかりん」の販路拡大を図るため、消費者・実需者を対象としたPR活動や、Facebookを活用した広報活動を実施する。
2	大豆・そばの安定生産による法人等の経営安定	農事組合法人大利 (25名) 目名地区転作組合 (41名)	○ 生育観測ほの設置や個別巡回により、栽培管理指導を実施するほか、排水・雑草対策や新技術、スマート農業の情報を提供し、大豆及びそばの収量向上を図る。
3	地域特産野菜の生産振興	JA十和田おいらせ 野菜振興会むつ支部 ・にんにく・根菜部会 にんにく生産者 (22名) ・一球入魂かぼちゃ 生産部会(17名) 東通村畑作生産振興 会(55名) 大間町野菜振興会 (11名)	○ にんにく 合同巡回指導や栽培研修会の開催により、計画的な種子更新と2L・L品率の向上を進め、経営安定化を図る。 ○ 一球入魂かぼちゃ 合同巡回指導や販売実績検討会を開催し、高品質安定生産による産地維持を図る。 ○ 寒立菜(寒締めほうれんそう) 実証ほの設置や講習会の開催、個別巡回指導により、年内早期出荷の技術確立による有利販売とブランド化を推進する。 ○ オコッペいもっこ(三円薯) 種いも生産ほの栽培管理指導を徹底し、種苗の安定供給を図る。
4	下北地域の果樹生産振興	醸造用ぶどう生産者 (有)エムケイヴィン ヤードほか1名) おうとう生産者 (㈱むつ野菜・果物 加工センター) カシス生産者 (弘前倉庫㈱)	○ 醸造用ぶどう 病虫害防除を中心に栽培管理指導を行い、収量の向上を図る。 また、グローバルGAPの継続認定に係る指導も進める。 ○ おうとう、カシス 早期の成園化に向け、巡回指導を実施する。

課題名		対象	ねらいと主な活動内容
5	足腰の強い酪農経営の推進	JAゆうき青森(6戸) JA十和田おいらせ むつグリーンセンター (18戸)	○ 地域の酪農経営の安定化を図るため、畜産課と連携し、乳質データ等による搾乳衛生管理・飼養管理指導を実施し、乳量の向上と平均体細胞数の低減を図る。 ○ 労働力不足の改善に向け、コントラクター利用推進研修会の開催等により、牧草等の飼料生産を外部委託していく方向性を検討する。
6	地域の担い手となる農業経営体の育成	認定農業者(107名) 重点指導農業者 (13名)	○ 農業経営改善計画の認定及び再認定に向けた計画策定支援のほか、収入保険制度を見据えた青色申告の推進と農業簿記等の経営改善指導の展開、更には法人化に向けた経営相談会等を実施し、農業経営体を育成する。 ○ 農地中間管理事業の活用や、人・農地プランの実質化に向けた取組を支援し、担い手への農地集積・集約化を推進する。
7	農福連携の取組推進に向けた農業者の障がい者受入体制の強化	農福連携を志向する管内農業者 障がい者就労支援施設(10施設)	○ 関係機関・団体と連携した会議や、福祉関係者及び農業者を対象とした研修会の開催等により、障がい者の受入体制の強化と新規実践者の増加を図る。
8	地域農業を支える女性農業者の育成・確保	若手女性農業者(17名) Big・Axe(25名) ARND(23名)	○ それぞれの個性を生かした農山漁村女性活動(食育活動や直売、加工、体験等)の推進により、農山漁村地域の活性化を図る。 ○ 世代間交流や仲間づくり、女性農業者スキルUP講座の開催等により、ViC・ウーマンの資質向上と、若手女性農業者及びViC・ウーマン候補者の育成・確保を図る。
9	女性起業を核とした共助・共存の地域づくり	女性起業家(27名) グリーンツーリズム実践者(14人・組織) 管内産地直売所(16団体)	○ 起業活動発展講座や地域のネットワーク形成に向けたワークショップの開催等により、多様な女性起業活動の推進とソーシャルビジネスの創出を図る。

課題名		対象	ねらいと主な活動内容
10	むつ下北地区 指導農業士会の 活性化	むつ下北地区指導農 業士会(24名)	○ 地域の中核的な農業者組織として、若手農業者向 け研修会の開催や研修生受入支援により、若手農業 者の育成を行う。
11	「共助・共存の 農山漁村づくり」 モデル集落の 取組推進	佐井村地域経営連携 ・協働の場づくりキー パーソン(6名)	○ 佐井村地域担い手育成マネジメント部会や個別座 談会の開催等により、人口減少社会に対応した共助 ・共存の仕組みづくりを推進する。

(3) 令和2年度普及指導計画の実績

ア 重点普及指導計画

課題名	(1) 下北地域の農業を担う人財の育成	
対 象	農業次世代人材投資資金活用者(19名)、認定新規就農者、新規就農者等	
活動内容		活動成果
1 栽培管理技術及び経営管理技術の向上 (1) 新規就農者「農業力」養成塾を開催  土壌肥料・土づくり研修会(2月18日) (2) 夏秋いちご省力化実証ほ及びにんにく高品質大玉生産実証ほを設置  夏秋いちご省力化実証ほ成績検討会(2月24日)		(1) 夏秋いちごは、アザウミウマ類及び着色不良果の原因と対策について研修したほか、冬期には個別課題別勉強会を開催し、新規就農者の基本知識の習得を図った。 にんにくは、現地研修会を開催しウイルス病の診断・抜取実習、病害虫防除等、優良種苗生産技術の習得を図った結果、種子増殖の重要性について認識が高まった。 また、土づくり及び農薬に関する基本知識の習得を図ったほか、簿記、経営計画作成、労務管理に関する研修会を開催し、簿記記帳、経営計画の考え方、労務管理の基本的な内容について理解を深めた。 (2) 夏秋いちご省力化実証ほでは、日射比例式施肥かん水システムによりハウスのかん水等の作業が自動化されて大幅な省力となった。単収・品質を高めるため、システムを活用した栽培技術の確立が課題となった。 にんにく高品質大玉生産実証ほでは、りん片重が10g以上の種子を確保することが最も重要となる結果が示され、実証ほ検討会を開催して理解を促した。

2 新規就農者受入体制の強化

(1) 新規就農者育成に係る連絡会議を開催

(2) 新規就農サポートチームによる個別巡回指導を実施

(3) 新規就農アドバイザー（農業経営士）と連携した就農後の相談指導を実施

(4) 補助事業を活用した農業用ハウス及び農業機械の導入を支援

(5) 青年等就農資金の借入れについて支援



新規就農者育成に係る連絡会議(6月30日)

(1) 新規就農者支援策等について関係機関と情報共有したほか、新規就農者に必要な支援策等について意見交換を行い、支援体制の強化を図った。

(2) 新規就農者サポートチームによる個別巡回指導を行い、就農状況を把握するとともに、栽培管理や経営管理等についてアドバイスを行った。

(3) 農業経営士2名を新規就農者の技術及び経営に関する相談に対応する「新規就農アドバイザー」に委託し、夏秋いちごやトマトの栽培管理等の相談に対する助言・指導を行った。

(4) 産地生産基盤パワーアップ事業により6名の新規就農者がハウスや農業機械を導入し、規模拡大及び省力化を図った。

(5) 2名が青年等就農資金を借入れ、トラクター等を導入し、初期投資の負担軽減を図った。



産地生産基盤パワーアップ事業説明会
(12月2日)

課題名	(2) しもきたマルシェ、異業種との連携をとおした販売力向上
対 象	下北管内農林水産物直売所 (16組織)、新規就農者・就農希望者 (17名)、しもきたマルシェ実行委員会及び出店者 (35店)
活動内容	活動成果
1 新規就農者等マルシェ出店者の販売力向上のための支援 (1) 販売手法習得研修の開催 (3回) とネットマルシェの試行  ネットマルシェホーム画面 (2) しもきたマルシェの開催 (2回) と市町村と連携した出張マルシェの実施 (2回) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、7、8月の開催を中止し、年2回実施した。	(1) 「消費者の新しい生活様式」に対応した販売として、インターネットによるマルシェ開催に向けた研修会を実施し、消費者の目を引く商品のネーミングやPRのための説明文・写真撮影等の方法について知識が向上した。 ネットショップアプリ「BASE」を活用した期間限定 (7/27～8/5) の「ネットマルシェ」の試行に8店舗が出店し、総注文数48点となった。ネット販売の実践を通じて、販売手法の理解とネット販売への意欲が高まり「ネットマルシェ」を継続して開催していくこととなった。 現地での「しもきたマルシェ」開催に当たり、感染症拡大防止対策の専門家を講師とした研修会を開催し、消毒や商品の陳列方法等について理解が得られた。 (2) 「むつ市オータムフェスタ」への出張マルシェは、第12回マルシェの開催前だったこともあり、よいPRの機会となった。 第12回「しもきたマルシェ」は、当初の開催予定日が悪天候のため中止も考えられたが、出店者の強い要望もあり、急きょ2週間後に延期し、9月27日に開催した。延期により、不参加となった店舗がある中、出店者自らが新規出店者を探す動きがあり、マルシェ参画への意欲が高まった。 第13回「しもきたマルシェ」は10月11日に開催した。来場者も多く、地域のイベントとして着実に認知度が向上していることがうかがわれた。



大盛況！出張マルシェ(9月19日)



念願のマルシェ開催(10月11日)

2 異業種を巻き込んだ運営体制の確立 しもきたマルシェプロジェクトチーム会議等の開催（8回）



ワークショップで次年度の方向を検討
(10月18日)

しもきたマルシェプロジェクト会議等を8回開催し、しもきたマルシェ実行委員会の規約制定や役員の選任、役割分担等、次年度からの自主運営に向けた体制が整備された。

しもきたマルシェの出店希望者にアンケートを実施して、マルシェ運営への参画希望者を掘り起こすとともに、目的の明確化と共有化を行い、実行委員の意識統一を図った。

3 売れる商品づくりと販売体制の強化 (1) 生産者・女性起業家・異業種とのマッチング支援

(2) 農産物・新商品の販路拡大支援



印象に残るパッケージでPR

(1) 生産者・女性起業家・異業種とのマッチング支援を行い、「ブルーベリージャムシロップ」や「夏秋いちご大福」等の商品が開発・販売された。

(2) ミニトマト「ぷちぷよ」のパッケージ作成を支援し、しもきたマルシェやネットマルシェで販売され、リピーターもあり認知度が向上した。

イ 一般普及指導計画

課題名	(1) 水稻の生産振興	
対 象	管内稲作農家 (226名)、十和田おいらせ農協稲作振興会むつ支部 (25名)	
	活動内容	活動成果
1 生産技術の向上	生育観測ほ及び斑点米カメムシ類のフェロモントラップを管内7か所に設置し、生育調査等を行った。調査結果を活用し、栽培管理技術や適期防除の情報提供及び栽培講習会を実施した。  生育(成熟期)調査の様子(8月20日)	個別巡回指導、栽培講習会及び関係機関等への情報提供を実施し、適期栽培管理の徹底を図った結果、前年と比べ、収量は466kg/10a (前年483kg/10a) でやや下回り、1等米比率は77.2%(前年74.1%)と上回った。 なお、収量については、7月中下旬の低温日照不足が影響したものと考えられた。  栽培講習会(7月10日)
2 PR・広報活動	「ほっかりん」の販売を促進するため、イベント等でのPRを実施した。  イベントでのPR(10月11日)	イベントに出店協力し、パネル展示や試食提供、米の特徴等のPRを実施した結果、「ほっかりん」の冷めてもおいしい特長について理解を促すことができた。

課題名	(2) 大豆・そばの安定生産による法人等の経営安定	
対 象	農事組合法人大利 (25名)、目名地区転作組合 (41名)	
活動内容		活動成果
1 大豆 生育観測ほを1か所設置し、生育調査を行い、情報提供等を行った。		は種以降気温が高めに推移したことから、出芽及び出芽後の生育はおおむね順調であった。 しかし、多くのほ場でツユクサを始めとする雑草が大量に発生したこと等により生育は抑制され、収量は30kg/10a (前年比38%) となった。 次年度に向けて、除草体系等を検討する必要がある。
 大豆生育観測ほの様子①(7月10日)		 大豆生育観測ほの様子②(9月10日)
2 そば 個別巡回等により情報提供を行った。		生育期間を通して、気温は高めに推移したことから生育は順調に進んだが、降雨の影響により例年より倒伏が多く、収量は34kg/10a (前年比31%) となった。

課題名	(3) 高収益作物「夏秋いちご」「にんにく」の生産振興	
対 象	十和田おいらせ農協むつ支部いちご部会 (19名)、 十和田おいらせ農協野菜振興会むつ支部にんにく生産者 (25名)	
	活動内容	活動成果
1 夏秋いちご	新規就農者及び低位生産ほ場を中心に巡回し、栽培管理の指導や土壌病害虫等の診断を行った。 また、「夏秋いちご栽培に関するアンケート」により、個別課題の把握と産地課題の整理を行った。産地課題については、新規就農者向けのミニ勉強会を開催し、対策について理解度の向上を図った。 	低位生産ほ場の診断結果から、萎凋病と線虫害の併発、過湿や土壌物理性の改良不足による根傷み等が確認され、対策の個別指導を行った。物理性改良の必要性が徐々に理解され、堆肥の施用や暗渠を施工する生産者が見られた。 ミニ勉強会では、アンケートによる産地課題を中心に指導し、栽培技術の基礎の習得につながった。 
	いちご農薬適正使用指導(5月1日)	新規就農者向けミニ勉強会(3月5日)
2 にんにく	栽培講習会や実証ほ成績検討会において、基本技術や「にんにくの優良種苗増殖のポイント」パンフレットを活用し、種子更新及び自家増殖ほ設置の必要性について指導した。 また、現地研修会においてウイルス病の抜取実習を行い、採種管理の基本技術の習得を図った。	適正種子サイズの選別、適期植付け等の基本技術が定着し、令和元年産の2L・L品率は倍増した(H30産:20%→R1産:44%)。種子増殖が進み、JA出荷量は倍増し、種子購入量も増加した。 なお、管内でイモグサレセンチュウの発生が確認されたことから、拡散防止のため注意喚起と対策が必要となっている。



にんにく現地研修会(5月14日)



にんにく植付講習会(9月4日)

課題名	(4) 地域特産作物「一球入魂かぼちゃ」「オコッぺいもっこ(三円薯)」 「寒立菜(寒締めほうれんそう)」「下北アピオス」の生産振興		
対 象	十和田おいらせ農協野菜振興会むつ支部一球入魂かぼちゃ部会(19名)、 大間町野菜振興会(11名)、東通村畑作振興会寒立菜生産者(10名)、 下北アピオス振興会(31名)、		
	活動内容	活動成果	
1	一球入魂かぼちゃ 農協・種苗会社との合同巡回を実施し、生育状況に応じた栽培管理及び病虫害防除等について指導した。 また、積算気温及び収穫前の果実の糖度測定等により、適期収穫の指導を行った。  農協・種苗会社との合同巡回(8月4日)	着果期以降の低温・少日照により小玉傾向となったが、いぼ果・日焼け果等は少なく、品質はおおむね良好となった。収穫期に雨天が続いて収穫が遅れ気味になり、風乾中及び出荷後の腐敗が目立った。安定生産が課題となっている。  収穫前の糖度測定(8月4日)	
2	オコッぺいもっこ(三円薯) 種馬鈴しょの審査合格に向け、種いも消毒、病虫害防除、ウイルス病株の抜取等、種馬鈴しょ生産ほ場の栽培管理について指導した。  種いも植付け(5月8日)	原種ほは5年連続合格し、採種ほ用の種いもを確保することができた。採種ほはウイルス病の発生が目立ち、抜き取り株数が多かったが、合格することができた。種子更新に向け、採種ほの増設が必要となっている。  ほ場審査前の抜取指導(7月7日)	

3 寒立菜（寒締めほうれんそう）

栽培勉強会及び東通村役場・生産者との合同巡回を実施した。

また、年内出荷に向けた実証ほを設置し、生育状況の情報提供や栽培管理について指導した。



作付前講習会(9月10日)

生育は全般に早まったが、生育に応じた温度管理を実施し、おおむね年内に出荷することができた。年内出荷の管理技術は定着しつつあるが、年明け以降を含めた定時・定量出荷が課題となっている。



役場・生産者との合同巡回(11月25日)

4 下北アピオス

下北アピオスの生産体制づくりを支援した。

基幹的生産者の規模縮小により作付面積は減少した（R1:55a→R2:47a）。

下北アピオスのブランドを維持するためには、新規生産者の掘り起こしなど生産の拡大が必要となっている。

課題名	(5) 下北地域の果樹生産振興	
対 象	醸造用ぶどう生産者 (有)エムケイヴィンヤードほか1名) おうとう生産者 (株)むつ野菜・果物加工センター) カシス生産者 (弘前倉庫株)	
活動内容		活動成果
1 醸造用ぶどうの安定生産に向け、防除計画を作成した。 また、栽培管理指導及び病虫害防除について随時巡回指導を実施した。  白ワイン用品種「ライヒエンシュタイナー」		1 対象病虫害を意識した薬剤選択を指導し、生育ステージに合わせた適期薬剤散布による病虫害防除が徹底された結果、病虫害の発生は少なく、高品質な果実が生産された。 (醸造用ぶどうの収穫量 R1:40.3t → R2:55.8t)
2 近年新たに栽培が始まったおうとうやカシスの早期成園化に向けて、随時巡回指導を実施した。		2 巡回により生育状況を確認し、必要に応じて栽培管理に係る助言を行った。
3 グローバルGAP認証取得に係る支援を行った。  五所川原農林高校による模擬審査 (7月29日)		3 (有)エムケイヴィンヤードのグローバルGAP認証取得に当たり、平成30年から連携協定を締結している五所川原農林高等学校による指導への立会や、巡回指導等を行った結果、醸造用ぶどうでは全国2番目のグローバルGAP認証取得(令和2年10月27日)となった。

課題名	(6) 足腰の強い酪農経営の推進 (新コントラクター組織の運営支援)	
対 象	J A十和田おいらせ北部営農センターむつグリーンセンター(18戸)、 J Aゆうき青森(6戸)、	
活動内容		活動成果
下北地域の酪農家とコントラクター組織の関係性を強化し、共存共栄を推進していくため、畜産課と連携し、年々減少傾向にある作業受託面積と利用農家戸数を維持するとともに、良質な自給飼料の安定生産及び利用農家の拡大を支援した。		新コントラクター組織体制づくりに向けて、県内先進コントラクターの作業体系を調査し、アドバイザーを迎えて現地確認・運営方法等について検討した結果、酪農家4戸が1法人化を目指し、これまで各農家が行っていた粗飼料生産を全てコントラクター組織に委託する方向で取組を進めていくこととなった。
		
下北の畜産応援会議(4月17日)		県内先進コントラクター調査(7月17日)

課題名	(7) 地域の担い手となる農業経営体の育成 (認定農業者等の確保と農地利用集積の推進)	
対 象	認定農業者 (126名)、重点指導農業者 (12名)	
	活動内容	活動成果
	1 認定農業者の新規認定や再認定を希望する農業者に対し、市町村と連携しながら農業経営改善計画の作成支援、認定事務を行った。 2 法人化や経営継承等、農業経営上の課題を抱える農業者を重点指導農業者として位置付け、専門家を活用した支援を行った。 3 農地中間管理事業推進連絡会議の開催や市町村担当者との個別打合せにより、農地中間管理事業の活用推進及び人・農地プラン実質化に向けた取組を支援した。	1 18名の農業者について農業経営改善計画の作成を支援した結果、3名が新規認定(うち1名が県認定)、15名が再認定(うち5名が県認定)となった。 (R3.1月末現在) 2 経営相談会の開催や2名の重点指導農業者に対する専門家派遣の実施により、今まで未整備だった労務管理や雇用に係る体制、関係書類等を整備する動きがみられた。 3 農地中間管理事業により新たに37haが集積され累計では318haとなり、担い手への農地集積が進んだ。 また、全ての市町村で人・農地プラン実質化の作業が行われた。

課題名	(8) 地域農業を支える女性農業者の育成・確保	
対 象	若手女性農業者 (16名)、Big・Axe (27名)、ARND (23名)	
活動内容		活動成果
1 Big・Axe、ARNDを対象とした、会員の資質向上と相互交流を目的とした検討会や交流会等を4回開催した。 併せて、ViC・ウーマン、各生活研究グループの地域活動を支援した。		1 会の活動発展に向け、事業計画の立案や役員業務の遂行を促したところ、自主企画での研修会が開催された。
 地元中学生にみょうが栽培を指導 (5月7日)		 マスクを作りながらの情報交換 (11月20日)
2 市町村、ViC・ウーマンと連携して候補者の掘り起こしを行った。		2 新ViC・ウーマンの認定に向け、ViC・ウーマンとともに候補者宅に説明に赴き、漁業女性2名がViC・ウーマンについて理解を示し、うち1名が今年度の認定となった。
3 若手農業者を対象に、仲間づくりを目的とした研修会を1回開催した。		3 参加しやすい環境（託児の設置、夫婦参加等）を整え、研修会を開催したところ7名の参加があり、個々に対する仲間づくりへの意識啓発につながった。
 ベリーをテーマに交流会を実施 (1月18日)		

課題名	(9) 女性起業を核とした共助・共存の地域づくり	
対 象	女性起業家 (29名)、グリーン・ツーリズム実践者 (14名・組織)、管内産地直売所 (16団体)	
活 動 内 容		活 動 成 果
1 起業活動実態調査等をとおした個々の課題を把握し、8 起業に対し、課題解決に向けた個別支援を行った。  出張畑デリをとおした生産者への食育活動 (10月3日) 2 地域ネットワーク形成に向けたワークショップ等を3回開催した。 3 かざまうら産直友の会をモデル活動グループに選定し、モデル実証受託事務と活動の支援を行った。  関係機関を対象とした試食会(9月16日)		1 コロナ禍で販路が限定された起業家に対し、郡内で開催されるイベントへの出店を促したところ、新型コロナウイルス感染症対策を講じた対面販売への意欲向上につながった。 昨年商品開発中だった企業に対して、継続して食品表示、包装形態等を支援し、3品が本格販売を始めた。 また、地域貢献活動(食育、高齢者配食、移動販売)については、事業導入による資金確保や継続実施による定着化を助言し、ソーシャルビジネスの創出につながりつつある。 2 地域共生社会について意識啓発を行い、コミュニティ活動プラン作成へ誘導した結果、実践を伴ったプランを2計画作成することができた。 3 関係機関との意見交換会や試食会、公民館利用の老人会への試食会開催をとおして、地域住民の意向を把握し、10月から毎月第1・3木曜日に、利用希望者、村営住宅、事業所での移動販売を開始した。 周囲からの評価や販売数量等で成果を具体的に感じることができ、会員の意欲向上につながった。

課題名	(10) むつ下北地区指導農業士会活動の活性化	
対 象	むつ下北地区指導農業士会 (24名)	
	活動内容	活動成果
	1 下北地域の農業について消費者への理解促進を図るため、農業体験活動を支援した。 2 下北地域の新規就農者及び就農希望者等を対象とした「むつ下北地区若手農業者向け視察研修」の開催を支援した。	1 村田睦夫会長のにんにくほ場での農業体験（2回）を実施し、消費者との交流をとおして地元食材や農業に対する理解促進を図った。 2 新規就農者及び就農希望者が5名参加し、農業経営士の千葉晋氏と山崎孝悦氏の取組について理解を深め、今後の営農活動の参考とした。
	 農業体験(にんにく収穫作業)(7月4日)	 若手農業者向け視察研修(11月17日)

課題名	(11)「共助・共存の農山漁村づくり」モデル集落の取組推進	
対 象	佐井村地域経営連携・協働の場づくりキーパーソン（6名）	
活 動 内 容		活 動 成 果
1 佐井村地域担い手育成マネジメント部会において、共助・共存の農山漁村づくりの考え方について説明を行ったほか、今後の地域の方向性について助言を行った。  マネジメント部会の様子(12月25日)		1 キーパーソンに対して、共助・共存の農山漁村づくりの考え方について理解を促すことができた。 また、今後の地域での農業・漁業の方向性について助言を行い、今後取り組むべきことについて検討することができた。
2 村内直売施設「手づくりマート」会員による意見交換会を開催し、共助・共存の農山漁村づくりについてアドバイスを行った。  意見交換の様子(10月26日)		2 今後の直売施設の在り方について意見交換を行い、今後どのような取組が必要か情報共有が図られたほか、いもちづくり講習会や野菜づくり講習会等を実施することとなった。  いも餅づくり講習会(12月14日)
3 弘前大学大学院地域社会研究科の平井准教授と連携し、地域ビジョンの策定に向けた助言を行い、関係機関と連携した意見交換を実施した。		3 佐井村の地域ビジョンの策定に向け助言を行った結果、共助・共存の農山漁村づくりのための5～10年後の将来像を示した地域ビジョンを策定することができた。

3 連携・協働による「地域の6次産業化」の推進

下北地域は、夏季冷涼な気候を活かした特色ある農作物の生産が行われているほか、県内有数の畜産業、水産業を抱え、食資源が豊富である。

地域において農商工連携と6次産業化を推進してきたところ、農林漁業者等の関心が高まり新商品が増加するなど、新たな取組が着実に拡大している。

今後も引き続き、地域の農林水産業、食品製造業、流通・販売業、試験研究機関など各部門の連携を加速させ、地域ぐるみで6次産業化を推進する。

また、コロナ禍の中での消費者の新しい生活様式に対応した、ネット販売等の新たな販売の取組を支援する。

(1) 地域内連携を重視した6次産業化の推進

付加価値の高い商品づくりを進めるため、食産業に係る相談に幅広く対応する「農商工連携食産業づくり相談窓口」を設置するとともに、相談内容に応じて専門家がアドバイスする「ABC（あおもり食品ビジネスチャレンジ）相談会」を毎月開催する。

また、関係機関・団体等と連携し、取組意欲のある農林漁業者を掘り起こし、商品づくりを支援する。

更に、平成29年度から地元農林水産物や加工品等の販売拡大を目的に、異業種と連携して実施している「しもきたマルシェ」の開催を通じ、取組意欲のある地域の農林漁業者を掘り起こし、新たな商品づくりやネット販売等の販路拡大を支援する。

(2) 加工業務用分野への支援強化

地域資源を活用した加工品づくり等の取組を進める者に対し、情報提供や事業活用に向けた支援を行う。

(3) ネット販売等新たな取組への支援

コロナ禍の中での消費者の新しい生活様式に対応したネット販売等の新たな販売への取組に対する支援を行う。

令和2年度ABC相談会実績

開催回数等	内容
令和2年4月～令和3年3月 (毎月1回、計12回開催)	新商品の開発に係る支援 ・試作品の評価、検討 ・パッケージデザインの検討 ・販路拡大に向けた助言 ・助成制度等の紹介や食品表示に係る指導 等

4 農業構造政策の推進

(1) 「攻めの農林水産業」推進下北地方本部推進方針（農業構造政策関係）

下北地域では、担い手の高齢化や減少、耕作放棄地の増加などが問題となっており、活力ある農山漁村づくりを図る上で、これらの課題解決への取組が必要である。

このため、令和3年度は、潜在する労働力の掘り起こしや地域貢献活動を担う地域経営の取組拡大とレベルアップを図るとともに、新型コロナウイルス感染防止対策と誘客対策を両立させたグリーン・ツーリズムの展開等に取り組む。

更に、担い手への農地の集積・集約化を加速させるとともに、集落営農組織や地域を牽引する多様な人財、女性リーダー等の育成を図るため、次の事項を推進する。

- ア 労働力不足に対応した生産体制の強化
- イ 人口減少・超高齢社会を支える仕組みづくり
- ウ 農泊を中心としたグリーン・ツーリズムの推進
- エ 多様な分野との連携・協働による地域の活性化
- オ 高い経営力を持った人財の育成
- カ 青森県型地域共生社会を支える人財の育成
- キ 農山漁村女性の活躍促進
- ク 担い手への農地集積・集約の加速化

(2) 青森県地域貢献型地域経営拠点づくり事業

ア 目的

農山漁村における青森県型地域共生社会の実現に向けた地域づくりを支援するため、市町村の地域担い手育成総合支援協議会又は地域農業再生協議会が実施する地域マネジメントの取組に要する経費及び地域経営体等が地域貢献体制の整備や経営力強化についてレベルアップする取組に要する経費に対して助成する。

イ 令和2年度実績

(ア) 地域貢献型マネジメント定着事業

地域の課題を検討し、解決を図るためのマネジメント部会を市町村単位で開催し、課題解決に向けた地域提案型の取組に必要な経費を支援した。

市町村	事業主体	事業内容	事業費	負担区分	
				県	自己負担
大間町	大間町地域 農業再生協 議会	・マネジメント部会の運営 ・つるあらめ加工品の商品改良に向け た意見交換会の開催	円 476,155	円 476,155	円 0
佐井村	佐井村地域 農業再生協 議会	・マネジメント部会の運営 ・農業、漁業の取組支援 ・小学生のアピオス体験学習の実施	1,535,529	1,535,529	0
合計			2,011,684	2,011,684	0

(イ) 地域貢献型経営体レベルアップ推進事業

集落営農組織や個別経営体などの「地域経営体」が、マネジメント部会での検討を受け、地域貢献への取組及びそれに向けた経営発展に必要な経費を支援した。

市町村	地域経営体名	事業内容	事業費	負担区分	
				県	自己負担
大間町	生活改善グループ 大間風	・郷土料理「だし餅」のレトルト 新商品の開発 ・「だし餅」を若手世代に伝承 する料理技術講習会の開催	円 512,280	円 512,280	円 0
合計			512,280	512,280	0

(3) 農福連携の推進体制強化

ア 目的

農業分野における障がい者の就労機会の拡大と取組定着に向け、農場ジョブトレーナーの農業側・福祉側双方の育成や、地域段階におけるワンストップ窓口の構築など、農福連携の取組を推進する。

イ 令和2年度実績

(ア) 連絡会議の開催（書面開催）

開催月日等	内容
令和2年6月25日 【参加者】 農業者、福祉事業者、農協、市町村	むつ下北地域農福連携推進会議 ・令和元年度の実績報告 ・令和2年度の事業説明

(イ) 研修会の開催

開催月日等	内容
令和2年11月25日 【参加者】 福祉事業者(利用者)、教育機関、 農業者	農福連携レベルアップ研修会 ・夏秋いちご農家 濱田幸彦 氏(東通村)のほ場にて、 取組事例紹介と農作業体験等を実施

(ウ) 農作業ユニットによる農作業実習支援業務の委託

期 間	内容
令和2年8月7日～11月30日	委託先：蝦名正雄 氏(むつ市) 内 容：蝦名氏のほ場で、農作業ユニット(福祉事業所 を利用している障がい者と事業所指導員で構 成)による農作業実習を支援

5 担い手の育成確保

(1) 認定農業者の育成・確保

ア 目的

地域の担い手となる認定農業者等の育成・確保を図るため、地域段階における市町村の窓口として「地域担い手育成総合支援協議会」を設置し、認定農業者等の育成・確保等に係る活動を展開する。

イ 実施主体

地域担い手育成総合支援協議会

ウ 活動内容

- (ア) 認定農業者制度の啓発普及
- (イ) 経営改善のポイント、経営改善計画作成へのアドバイス
- (ウ) 認定農業者の経営改善活動及び期間満了者への再認定に向けた支援活動
- (エ) 市町村基本構想の内容や関連施策の紹介 など

エ 地域担い手育成総合支援協議会設置状況

市町村	協議会の名称	事務局
むつ市	むつ市担い手育成総合支援協議会	むつ市経済部生産者支援課
大間町	大間町地域農業再生協議会	大間町産業振興課
東通村	東通村担い手育成総合支援協議会	東通村農林畜産課
風間浦村	風間浦村担い手育成総合支援協議会	風間浦村産業建設課
佐井村	佐井村担い手育成総合支援協議会	佐井村産業建設課

オ 市町村別認定農業者数（令和3年3月31日現在）

区 分	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	県	管内計
認定農業者数	43	2	51	1	0	12	109
(うち法人)	(10)	(1)	(3)			(1)	(15)
(うち再認定)	(8)	(1)	(8)			(7)	(24)

(2) 農業次世代人材投資事業

ア 目的

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を目的に、就農前の研修期間（最長2年間）及び経営が不安定な就農後の期間（最長5年間）の所得を確保するため、就農希望者及び新規就農者へ交付金を交付する。

準備型	内容	就農に向け、青森県営農大学校や(公社)あおもり農業支援センターが行う研修を受ける場合、原則50歳未満で就農する者に対し、研修期間中において、年間最大150万円を最長2年間給付。
	実施主体	公益社団法人 あおもり農業支援センター
経営開始型	内容	原則50歳未満の独立・自営就農者であり、かつ認定新規就農者に対し、年間最大150万円*を最長5年間給付。
	実施主体	市町村

※令和3年度の給付額は、経営開始後1～3年目は年間150万円、4～5年目は年間120万円。

イ 事業内容

市町村などの実施主体等と連携し、次の活動を展開した。

準備型	・就農相談の実施 ・研修先の紹介と研修受入に向けた調整 ・「研修計画」などの受給に必要な書類作成等の支援 ・研修状況の確認 ・「青年等就農計画」の作成等、経営開始に向けた準備の支援
経営開始型	・「青年等就農計画」など受給に必要な書類作成等の支援 ・「青年等就農資金」の借入に係る支援 ・就農状況の確認 ・補助金事務の遂行と進行管理 ・営農相談の実施

【参考】受給者の状況

(単位：人)

区分	市町村名	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
準備型	むつ市	5	4	4	4	3		2
	大間町	1	1					
	東通村	1	1	1				1
	計	7	6	5	4	3	0	3
経営開始型	むつ市	6	7	11	11	14	14	14
	大間町		1	1	1	1	1	
	東通村	1	1	1	3	4	4	5
	計	7	9	13	15	19	19	19
合計		14	15	18	19	22	19	22

注 風間浦村、佐井村は、受給者不在である。

(3) 農業経営士・青年農業士活動推進事業

ア 目的

模範的な農業経営を実施し、担い手の育成指導を行い得る経営者を「農業経営士」として、また、農業生産と集団活動に積極的に取り組む青年農業者を「青年農業士」として認定し、担い手の確保・育成や地域農業の活性化など、地域農業のリーダーとして活躍する意欲を喚起するとともに、自主的な組織活動を助長する。

イ 認定状況（令和3年3月31日現在）

名 誉 農業経営士	No	氏名	農業経営士在任期間	市町村	営農類型
	1	蝦名 繁雄	平成 1～10年	むつ市	野菜
	2	佐藤 隆一郎	平成 7～27年	むつ市川内	肉牛、野菜
	3	原 英輔	平成10～30年	むつ市	酪農
	4	水戸 隆璽	平成18～30年	むつ市	野菜、肉牛
	5	杉本 稔	平成15～令和2年	東通村	水稻、肉牛

農業経営士	No	氏名	認定年度	市町村	営農類型
	1	山崎 孝悦	平成15年	東通村	水稻、野菜
	2	菊池 秋男	平成16年	東通村	水稻、肉牛
	3	蝦名 正雄	平成17年	むつ市	野菜
	4	村田 睦夫	平成23年	東通村	野菜
	5	千葉 晋	平成30年	むつ市	肉牛

青年農業士	(なし)
-------	------

青年農業士 OB	No	氏名	認定年度	市町村	営農類型
	1	佐々木 肇	昭和51年	むつ市	水稻、野菜
	2	千葉 亮	昭和54年	むつ市	肉牛
	3	鴨田 輝雄	昭和59年	むつ市川内	野菜、肉牛
	4	水戸 登	昭和60年	むつ市川内	野菜、肉牛
	5	奥島 一志	平成 2年	東通村	水稻、野菜、肉牛
	6	宮川 薫	平成 3年	東通村	酪農
	7	蛭名 修一	平成 4年	むつ市	酪農
	8	小林 栄	平成 5年	むつ市川内	野菜、肉牛
	9	舘 俊勝	平成 5年	東通村	酪農
	10	中根 宏	平成 6年	むつ市	酪農
	11	武藤 直人	平成 8年	むつ市大畑	水稻
	12	山本 雄二	平成 9年	むつ市	酪農
	13	松浦 真	平成10年	むつ市	酪農
	14	富樫 真人	平成10年	むつ市	酪農

(4) ViC・ウーマンの活動推進

ア 趣旨

特色ある地域農林水産業や住みよい社会づくりに取り組み、優れた地域活動の実績を持つ農山漁村女性リーダーを「ViC・ウーマン」(Village Conductor of Womanの略称。地域のよりよい「農林水産業と暮らし」を指揮する女性リーダーを意味する。)として認定し、地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化の推進役としての活動や、ViC・ウーマンで組織する「Big・Axe」^{ビッグ・アックス}の活動を支援する。

イ 認定状況(令和3年3月31日現在)

区分	No	認定年度	氏名	市町村	役職
ViC・ウーマン	1	平成 7年	嶋影 秀子	むつ市	
	2	平成 8年	鹿内 政子	むつ市	
	3		宮本 和子		
	4	平成10年	佐藤 智子	むつ市	
	5	平成11年	安田 秋恵	むつ市	
	6		工藤 睦子		監事
	7		竹林 鶴子	東通村	
	8		杉本 里子		
	9	平成19年	笹竹 真弓	東通村	会計
	10	平成20年	中村 千賀子	むつ市	会長
	11		二本柳 玲子	東通村	
	12	平成21年	杉澤 光子	むつ市	
	13	平成22年	飯田 さつき	風間浦村	
	14	平成23年	佐藤 潤子	風間浦村	
	15	平成24年	濱田 久美子	むつ市	
	16	平成25年	二本柳 宏子	東通村	
	17		濱邊 満里	風間浦村	副会長
	18	平成26年	氣仙 米子	東通村	
	19		菊池 富士子	風間浦村	
	20	平成27年	石田 恵美子	東通村	
	21	平成28年	斉藤 とま江	むつ市	副会長
	22	平成29年	富江 佳奈子	むつ市	
	23	令和元年	小笠原 雅	東通村	監事
ViC・ウーマン OG	1	平成 6年	佐々木 近子	むつ市	
	2	平成 7年	葛西 恭子	風間浦村	
	3	平成11年	大澤 綾子	東通村	
	4	平成20年	嘉賀 和子	むつ市	

6 農業生産対策の推進

(1) 「攻めの農林水産業」推進下北地方本部基本方針（農産園芸関係）

経済のグローバル化による国際競争の激化はもとより、気象災害リスクの増大に加え、人口減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による米の需給の緩和、食の簡便化・外部化等の消費者ニーズの変化などの影響が予想されることから、こうした環境変化や課題に的確に対応していくことが重要となっている。

水稻や野菜等の園芸部門においては、天候に左右されない安定・高品質生産と安全・安心の確保に一層の磨きをかけるとともに、労働力不足の克服に向けて、急速に開発が進むスマート農業技術等を効果的に取り入れながら、産地体制を強化する必要がある。

このため、関係機関・団体が一体となって、労働力不足に対応したスマート農業技術を効果的に取り入れながら「夏秋いちご」「にんにく」「一球入魂かぼちゃ」「オコッペいもっこ」など、下北ならではの特色ある産地育成を進めるとともに、農業所得の安定確保を図るため、次の事項を重点的に推進する。

(2) 推進事項

ア 共通

- (ア) 経済のグローバル化やニーズの変化等に対応できる産地の育成強化
- (イ) 気象変動に対応した生産指導の徹底
- (ウ) 健康な土づくりを基本とした安全・安心でおいしい農産物の供給
- (エ) 農業所得の安定確保に向けた水田農業の確立
- (オ) 労働力不足に対応したスマート農業の推進

イ 水稻

- (ア) 「『あおもりの旨い米』活性化推進運動」による県産米の更なる評価向上
- (イ) 稲作経営体質の強化

ウ 野菜・畑作物

- (ア) 高収益作物「夏秋いちご」「にんにく」と地域特産作物「一球入魂かぼちゃ」「オコッペいもっこ」等の生産振興
- (イ) 大豆・そばの低コスト、高品質安定生産の推進

エ 花き・果樹】

- (ア) 地域の特性を活かした花き生産の推進と生産者の育成・確保
- (イ) 下北ならではの特色ある果樹産地の育成

(3) 産地生産基盤パワーアップ事業（国庫）

ア 目的

「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」に基づき、水田、畑作、野菜、果樹等の産地が創意工夫し、地域の強みを生かして起こすイノベーションを促進することにより、競争力強化を図る取組に対して、農業機械等のリース導入又は生産資材等の導入に要する経費を助成する。

イ 令和２年度実績

市町村	取組者	事業内容	事業費	負担区分	
				県	自己負担
むつ市	夏秋いちご 生産者 5名	・パイプハウス 6棟 ・内張カーテン 4棟 ・高設システム資材 1棟 ・採苗、育苗システム資材 1棟 ・暗きょ資材 16a ・自動巻上機 8棟 ・炭酸ガス発生装置 1台	円 24,830,211	円 11,344,000	円 13,486,211
東通村	夏秋いちご 生産者 1名	パイプハウス 8棟	19,360,000	8,800,000	10,560,000
合計			44,190,211	20,144,000	24,046,211

7 水田農業の推進

(1) 経営所得安定対策等

ア 目的

担い手農家の経営安定に資するため、諸外国との生産条件の格差から生ずるコスト割れを補てんする交付金（ゲタ対策）と、農業者の積立金拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施している。

また、食料自給率向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を交付している。

イ 対策の種類

(ア) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

麦、大豆、そば、なたねの生産・販売を行う認定農業者、認定新規就農者、集落営農に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を国から直接交付する。

支払いは、生産量と品質に応じて交付する「数量払」を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付される「面積払（営農継続支払）」を数量払の内金とし対象は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農。

【令和2年度の助成水準】

■数量払(平均単価) 注 品質(検査等級等)に応じて単価は異なる。

小麦:6,710円/60kg、 大豆:9,930円/60kg、 そば:13,170円/45kg、
なたね:8,000円/60kg

■面積払(営農継続支払)

当年産の作付面積に応じて、20,000円/10a（そば:13,000円/10a）

(イ) 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

米・麦・大豆の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんする（補てん財源は、農業者と国が1：3の割合で負担）。

対象は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農。

(ウ) 水田活用の直接支払交付金

水田で、麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の戦略作物を販売目的で生産する販売農家・集落営農に対して、国から交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。

【令和2年度の助成水準】

■戦略作物助成

麦、大豆、飼料作物:35,000円/10a、 WCS用稲:80,000円/10a

加工用米:20,000円/10a、 飼料用米、米粉用米:収量に応じ55,000円～105,000円/10a

■産地交付金

国から都道府県に配分する資金枠の範囲内で、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、県・地域で助成内容を設定。

(2) 経営所得安定対策直接支払推進事業（国庫）

ア 目的

経営所得安定対策等推進事業実施要綱に基づき、市町村が行う経営所得安定対策の推進活動に要する経費及び地域農業再生協議会が行う経営所得安定対策の推進活動に要する経費を市町村が補助するのに要する経費について助成する。

イ 令和2年度実績及び令和3年度計画（補助金交付額）

市町村名	令和2年度実績（円）	令和3年度計画（円）
むつ市	1,648,000	1,553,000
大間町	250,000	240,000
東通村	557,000	525,000
風間浦村	160,000	50,000
佐井村	250,000	200,000
計	2,865,000	2,568,000

8 農産物の流通・消費拡大の推進

卸売市場法、青森県地方卸売市場条例、青森県地方卸売市場規則等に基づき、市況に関する報告や事業報告の提出指導などの事務を行う。

卸売市場名	大魚株式会社むつ総合卸売市場
所在地	むつ市大曲二丁目287番地
卸売市場開設者	大魚株式会社むつ総合卸売市場
卸売業者名	〃

9 食育の推進

(1) 下北地域食育実践向上事業（委託事業）

ア 目的

本県の農林水産業や「食」に対する理解を深める体験をとおして、「食」の大切さを認識し、日常生活における食育の実践につなげるため、地域の特色を生かした食育講習会や農作業体験会や交流会などを実施する。

イ 委託先

キッチンふれんどやさい教室（代表：斉藤 とま江 氏）

ウ 令和2年度実績

事業内容	事業費	負担区分	
		県	自己負担
1 食育講座の開催	円	円	円
(1)生産者に教える夏秋いちごの料理講座(2回)	250,000	250,000	0
(2)親子対象夏秋いちごの収穫体験及び料理教室(1回)			
2 夏秋いちご料理レシピブックの作成			

(2) むつ下北地区指導農業士会による「下北アグリサポーターズクラブ」運営

ア 目的

下北地域の消費者を対象に、むつ下北地区指導農業士会員が講師となって、農作物の栽培・管理作業を指導し、農業と地産地消への理解を深めてもらうことを目的とする。

イ 令和2年度実績

開催月日	場所	内容
7月 4日	東通村下田屋	第1回農業体験：にんにくの収穫作業
9月28日	東通村下田屋	第2回農業体験：にんにくの植付作業

10 環境にやさしい農業・資源循環対策

(1) 「日本一健康な土づくり運動」推進事業

ア 目的

消費者が求める良質・安全・安心で環境にやさしい農産物づくりを促進するため、稲わらと畜産有機質資源などを活用した「日本一健康な土づくり運動」を全県的に展開する。

イ 令和2年度実績

(ア) 土壌診断、土づくり講習会及び土づくり窓口相談の実施

- a 土壌診断点数 延べ162点
- b 土づくり講習会 22回
- c 土づくり窓口相談件数 延べ234件

(イ) 生産者向けチラシの配布やポスター等の掲示による広報・啓発活動の展開

(2) 青森県特別栽培農産物認証制度

ア 目的

慣行の栽培方法と比較して農薬と化学肥料の使用量を5割以下で栽培した「特別栽培農産物」の認証を行い、県産農産物の信頼性確保に努める。

イ 令和2年産 特別栽培農産物認証制度生産流通計画・認証実績

計画承認面積 (a)	認証面積 (a)
106.9	182

(3) 青森県環境保全型農業直接支払交付金（国庫）

ア 目的

環境保全に効果の高い営農活動を推進するため、農業者団体等が自然環境の保全に資する農業の生産方式の導入に要する経費を助成する。

イ 令和2年度実績

市町村	事業主体	事業内容	事業費	負担区分		
				国	県	市町村
むつ市	自然食ねっと 青森株式会社	化学肥料、化学合成農薬を使用 しない野菜作の取組 (278a)	円 333,600	円 166,800	円 83,400	円 83,400

(4) 青森県認証GAP取得推進事業費補助金（国庫）

ア 目的

国際水準GAPの認証取得の拡大を図るため、県のGAP推進方針に合致した農業者、営農集団等が認証GAP取得のために要する経費について助成した。

イ 令和元～2年度実績

市町村	事業主体	認証の名称	事業内容	事業費	負担区分	
					国	自己負担
むつ市	有限会社	GLOBAL	GAP認証取得に係る審査に要する経費	円	円	円
	エムケイヴィンヤード	GAP		625,840	319,473	306,367
	下北ベジタス出荷組合	JGAP		421,600	373,273	48,327
合計				1,047,440	692,746	354,694

11 鳥獣害（農作物被害）対策

(1) 下北半島のニホンザル被害対策市町村等連絡会議への支援

下北管内の5市町村（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）等で組織する連絡会議に対して、鳥獣被害防止総合対策事業の実施について助言・指導を行った。

(2) 令和2年度野生鳥獣による農作物への被害状況

ア 主な被害作物 野菜、いも類等

イ 被害金額 1,325千円

(3) 令和2年度青森県鳥獣被害防止総合対策事業（国庫）の実績

事業主体	事業内容	事業費	負担区分		
			県	市町村	自己負担
下北半島のニホンザル被害対策市町村等連絡会議	捕獲活動、生息状況調査、緩衝帯の整備など	円 12,548,301	円 12,413,000	円 135,301	円

12 農地対策

(1) 農地中間管理事業の推進

ア 目的

公的機関である農地中間管理機構が農地を借り受け、担い手の規模拡大や農地集約化に配慮して転貸することにより、農業経営規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性向上に資する。

イ 事業実績の推移

(単位:ha)

市町村名	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	累計
むつ市	3.0	38.1	9.3	1.7	19.7	15.4	31.4	118.6
大間町			0.4					0.4
東通村		55.5	75.9	27.0	14.1		2.5	175.0
風間浦村			2.0					2.0
佐井村		15.6			0.5	3.1	3.0	22.2
計	3.0	109.2	87.5	28.7	34.3	18.4	37.0	318.0

注 ラウンド処理の関係で、計が一致しない場合がある。

(2) 機構集積協力金交付事業

ア 目的

農地中間管理機構に対して農地を貸し付けた地域及び個人に対して、機構集積協力金を交付することにより、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積と集約化を図る。

イ 令和2年度実績

市町村名	経営転換協力金(円)
むつ市	500,000
佐井村	448,500
計	948,500

13 農業委員会

(1) 農業委員会交付金等

ア 目的

農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の地位向上に寄与するため、市町村農業委員会の経費（委員手当、職員設置費、農地調査費）について、交付金等を交付する。

イ 令和2年度実績

市町村名	交付金(円)
むつ市	1,708,000
大間町	944,000
東通村	1,483,000
風間浦村	881,000
佐井村	915,000
合計	5,931,000

(2) 機構集積支援事業

ア 目的

担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会が農地法に基づく事務の適正実施や農地の有効利用を図る。

イ 令和2年度実績

市町村名	交付金(円)
むつ市	1,816,224
東通村	1,774,000
風間浦村	725,135
佐井村	1,154,619
合計	5,469,978

(3) 農地利用最適化交付金

ア 目的

農業委員会による農地利用の最適化(担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等)に向けた積極的な活動を推進するため、活動・成果の実績に応じ、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の財源として交付金を交付する。

イ 令和2年度実績

市町村名	交付金(円)
むつ市	444,000
東通村	846,000
合計	1,290,000

畜産課



寒立馬～灯台と共に～

1 青森県家畜導入事業

(1) 目 的

肉用牛資源の確保を図るため、県及び町村の原資による基金を造成し、肉用牛の増頭や能力向上に意欲的に取り組む農業者等に肉用繁殖雌牛を貸し付ける。

【参考】旧生産振興総合対策事業のうち家畜導入事業が廃止になったことを受け、県単独事業として実施している。事業内容は、旧生産振興総合対策事業(旧家畜導入事業)と同じであり、事業費は旧家畜導入事業の基金から国庫分を返納した残金を充てて実施している。

(2) 令和2年度実績

(単位：円、頭)

事業 実施主体	事業内容		期 首 基金額	導入 頭数	事業費 (取崩額)	期 末 基金額
	導入家畜	月 齢 等				
大間町	黒毛和種 育成雌牛	4～18 カ月	1,232,631	4	2,351,174	1,212,555

(3) 令和3年度計画

(単位：円、頭)

事業 実施主体	事業内容		期 首 基金額	導入 頭数	事業費 (取崩額)	期 末 基金額
	導入家畜	月 齢 等				
大間町	黒毛和種 育成雌牛	4～18 カ月	1,212,555	1	600,000	612,555

2 種畜検査業務

家畜改良増殖法に定められている家畜品種の改良及び資質の向上を図るため、「種畜検査執務要領」に基づき、発育状況・伝染性疾患の有無・精液の性状等について検査を行い、種雄畜としての適格性を判断する。

(1) 令和2年度検査実績及び令和3年度計画

(単位：頭)

家畜の種類	令和2年度実績						令和3年度計画
	定期検査		臨時検査		合計		
	申請	合格	申請	合格	申請	合格	
肉用牛	8	8	0	0	8	8	6
馬	2	2	0	0	2	2	3
計	10	10	0	0	10	10	9

3 家畜商免許証交付業務

(1) 目 的

家畜商の業務の健全な運営を図り、もって家畜の取引の公正を確保するため家畜商免許の交付に関する指導を行う。

(2) 令和2年度実績

(単位：人)

令和2年12月末時 登録者数	交付件数	削除件数	書換件数	令和元年12月末時 登録者数
69	1	1	1	69

4 養蜂転飼許可業務

(1) 目 的

養蜂事業の健全な発展を図るため、養蜂振興法の規定に基づき、蜂群を適正に配置する。

(2) 転飼状況

(単位：人、群)

区 分	令和2年度実績		令和3年度計画	
	転飼者	蜂群数	転飼者	蜂群数
県外からの転飼	1	280	1	280
県内での転飼	1	100	1	100

(3) 蜜蜂転飼許可状況

(単位：箇所、群、円)

区 分	令和2年度実績			令和3年度計画		
	蜂場数	蜂群数	手数料	蜂場数	蜂群数	手数料
県外からの転飼	5	280	11,500	5	280	11,500

5 あおもり和牛改良促進対策事業

(1) 目 的

黒毛和種の優秀な種雄牛を作出するとともに県内の和牛改良の基礎となる優良雌牛群の整備を行うことにより、あおもり和牛の改良を推進する。

【参 考】

事業細目	内 容
フィールド検定用計画交配費	フィールド検定用子牛を生産するため、直接検定で選抜された種雄候補牛等を交配する。
フィールド検定用子牛生産育成費	前年度の交配によりフィールド検定用子牛を生産し、育成する。
フィールド検定用子牛親子判定検査費	生産・育成されたフィールド検定用子牛について親子判定検査を実施する。
フィールド検定費	生産・育成された現場後代検定用子牛を肥育する。

(2) 令和2年度実績及び令和3年度計画

(単位：頭、円)

事業主体名	事業細目	令和2年度実績		令和3年度計画		備 考 (単価)
		対象 頭数	補助金額	対象 頭数	補助金額	
田名部畜産 農業協同 組合	フィールド検定用 計画交配費	10	230,000	9	207,000	@23,000
	フィールド検定用 子牛生産育成費	12	504,000	4	168,000	@42,000
	フィールド検定用 子牛親子判定費	11	107,800	4	39,200	@9,800
	フィールド検定費	6	438,000	5	365,000	@73,000
小 計			1,279,800		779,200	
むつ地方 和牛改良 組合	フィールド検定用 計画交配費	0	0	10	230,000	@23,000
	フィールド検定用 子牛生産育成費	3	126,000	0	0	@42,000
	フィールド検定用 子牛親子判定費	3	29,400	0	0	@9,800
	フィールド検定費	0	0	0	0	@73,000
小 計			155,400		230,000	
計			1,435,200		1,009,200	

6 あおもり短角牛改良促進対策事業

(1) 目 的

日本短角種の産肉能力向上のため、産子調査等により優良種畜及び雌牛を生産・確保し、改良と増殖を図る。

【参 考】

事業細目	内 容
改良基礎雌牛計画交配	直接検定候補牛生産のために基礎雌牛に指定種雄牛を交配する。
優良雌子牛地域内保留	基礎雌牛から生産された優良雌子牛を次世代の基礎雌牛として保留する。

(2) 令和2年度実績及び令和3年度計画

(単位：頭、円)

事業主体名	事業細目	令和2年度実績		令和3年度計画		備 考 (単価)
		対象 頭数	補助金額	対象 頭数	補助金額	
田名部畜産 農業協同組合	改良基礎雌牛 計画交配	6	54,000	0	0	@9,000
	優良雌子牛保留	0	0	1	44,000	@44,000
計			54,000		44,000	

7 乳用牛群検定普及定着化事業

(1) 目 的

乳用牛の個体能力の的確な把握と優れた雌牛の選抜確保を図るとともに、組織的な能力検定を推進し、酪農経営改善の指標とする。

(2) 令和2年度実績及び令和3年度計画

(単位：戸)

区 分	乳用牛群検定実施農家戸数	
	令和2年度 実績	令和3年度 計画
むつ市	7	5
東通村	1	0
合 計	8	5

8 持続可能な下北の畜産業構築事業

(1) 目 的

持続可能な下北の畜産業を実現するために、コントラクターやヘルパー制度など労働力不足対策に対応した体制整備と活用推進に取り組む。

(2) 令和2年度実績

概 要	内 容
「下北の畜産応援会議」の設立・運営	・「下北の畜産応援会議」の設立 ・コントラクターやヘルパー制度など体制整備と活用推進に向けた地域畜産経営ビジョンの策定と周知
コントラクター作業委託の推進と機能強化	・コントラクターの機能強化に向けた専門家やアドバイザーによる現地指導、先進地調査など
肉用牛ヘルパー制度の充実・強化	・肉用牛ヘルパー制度設立に向けた体制の構築を支援

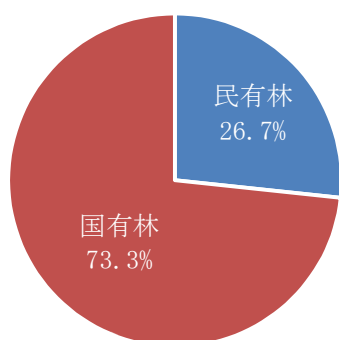
林業振興課



ハーベスタ（伐倒造材機械）による伐採作業
（東通村大字砂子又字大平滝地内）

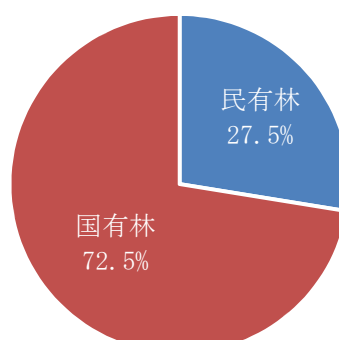
1 管内森林の概要

(1) 森林面積



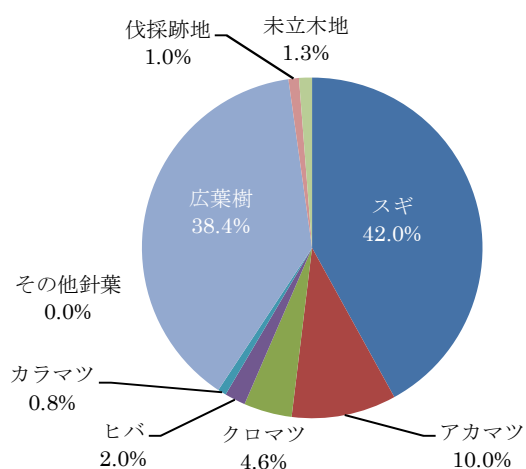
種別	面積 (ha)	比率 (%)
土地	141,608	100.0
森林	118,738	83.8
内訳		
民有林	31,684	22.4
国有林	87,054	61.5

(2) 森林蓄積



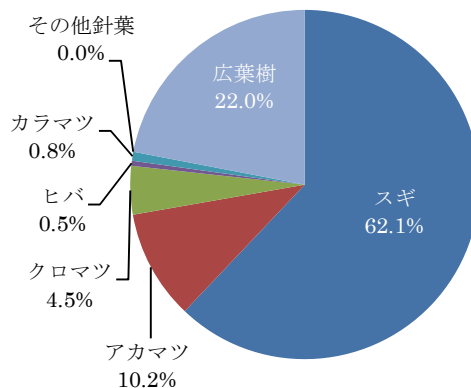
種別	蓄積 (千m³)	比率 (%)
総数	25,964	100
内訳		
民有林	7,151	27.5
国有林	18,813	72.5

(3) 民有林樹種別面積



樹種	面積 (ha)	比率 (%)
総数	31,684	100.0
針葉樹		
小計	18,790	59.3
スギ	13,300	42.0
アカマツ	3,156	10.0
クロマツ	1,446	4.6
ヒバ	629	2.0
カラマツ	255	0.8
その他針葉	4	0.0
広葉樹	12,182	38.4
無立木地等		
伐採跡地	314	1.0
未立木地	398	1.3

(4) 民有林樹種別蓄積



樹種	蓄積 (千m³)	比率 (%)
総数	7,151	100.0
針葉樹		
小計	5,579	78.0
スギ	4,439	62.1
アカマツ	726	10.1
クロマツ	321	4.5
ヒバ	33	0.5
カラマツ	59	0.8
その他針葉	1	0.0
広葉樹	1,572	22.0

(5) 市町村別森林現況

(単位 面積：ha、蓄積：1,000 m³、率：%)

森林計画区		総土地 面積 A	総森林 B = C + E	森林率 B / A	民有林						国有林	
					総数 C	人工林 D	天然林	無立木地	更新 困難地	人工林 率 D / C	総数 E	林野庁 所管
総数	面積	141,608	118,738	83.8	31,684	16,643	14,329	712	0	52.5	87,054	87,054
	蓄積		25,964	-	7,151	5,058	2,093	-	-	-	18,814	18,814
むつ市	面積	86,412	74,128	85.8	15,003	8,389	6,351	263	-	55.9	59,125	59,125
	蓄積		16,572	-	3,434	2,560	874	-	-	-	13,138	13,138
大間町	面積	5,210	3,880	74.5	593	226	361	6	-	38.1	3,287	3,287
	蓄積		902	-	115	59	56	-	-	-	787	787
東通村	面積	29,527	21,687	73.4	13,927	6,842	6,653	432	0	49.1	7,760	7,760
	蓄積		4,531	-	3,071	2,046	1,024	-	-	-	1,461	1,461
風間浦村	面積	6,955	6,548	94.2	1,331	698	625	8	-	52.4	5,218	5,218
	蓄積		1,521	-	327	237	90	-	-	-	1,194	1,194
佐井村	面積	13,504	12,495	92.5	830	488	339	3	-	58.8	11,665	11,665
	蓄積		2,438	-	204	156	48	-	-	-	2,234	2,234

(注) 官行造林地は「計画外地」を除く。

小数点以下を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

(6) 民有林所有形態別森林資源表（市町村別内訳）

(単位 面積：ha、蓄積：1,000 m³)

区分		総数	公有林				私有林				
			総数	県有林	市町村 有林	財産区 有林	総数	機構 造林	会社有林	その他 法人有林	個人有林
総数	面積	31,684	5,072	2,161	2,769	142	26,612	615	2,061	2,112	21,825
	蓄積	7,151	1,168	535	606	26	5,983	136	416	424	5,006
むつ市	面積	15,003	3,229	1,058	2,171	-	11,774	279	1,460	865	9,170
	蓄積	3,434	783	283	500	-	2,651	53	293	195	2,110
大間町	面積	593	200	29	171	-	393	-	11	12	369
	蓄積	115	41	7	34	-	74	-	2	2	70
東通村	面積	13,927	1,265	969	296	-	12,663	336	571	1,075	10,681
	蓄積	3,071	270	222	48	-	2,801	83	117	199	2,402
風間浦村	面積	1,331	326	82	101	142	1,005	-	4	107	895
	蓄積	327	64	19	19	26	263	-	1	18	243
佐井村	面積	830	53	24	30	-	777	-	14	53	710
	蓄積	204	10	4	6	-	194	-	3	10	181

(注) その他法人有林には、社寺有林、森林組合有林を含む。個人有林には、部落有林、共有林、その他を含む。

小数点以下を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

※(1)～(6) 出典：青森県森林資源統計書(R3.4)

2 造林事業

(1) 森林環境保全整備事業

ア 目的

森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図る。

イ 森林整備実績

(単位：ha)

年 度	人工造林	下刈	枝打ち	除 伐	保育間伐	間 伐
令和元年度	39.34	303.01	38.47	15.45	279.02	31.19
令和2年度	33.53	282.22	36.22	11.31	310.20	43.39

(2) 青森県合板・製材・集成材国際競争力強化対策事業

ア 目的

T P P 等による新たな国際環境下で、合板・製材・集成材等の木材製品の競争力を高めることを目的とし、原木供給の低コスト化等を通じた体質強化を図る。

イ 令和2年度事業実績

事業実施主体	実施市町村	間伐 (ha)	林業専用道 (m)	森林作業道作設 (m)
下北地方森林組合	むつ市	29.69	1,782	2,010

(3) 種苗生産事業

林業種苗法に基づき種苗育成の指導を行い、造林に対する需要の確保と優良苗木の生産を図る。

区 分 経営体別	生産者数	令和2年度生産量（千本）		
		スギ	ヒバ	計
山林種苗協同組合	1	26	24	50

3 森林整備地域活動支援交付金事業

計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、面的なまとまりを持った作業路網や森林の保護に関する事項も含めた森林組合等による計画の作成に対し支援。

(国費 1/2、県費 1/4、市町村費 1/4)

森林整備地域活動支援交付金

実 施 市町村	令和2年度実績		
	メニュー	実施面積 (ha)	事業費 (千円)
むつ市	森林経営計画作成促進	26.25	988
東通村	森林経営計画作成促進	8.00	304
合 計	—	34.25	1,292



適切に整備された森林

4 治山事業

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全政策の一つであり、安全で安心できる豊かな暮らしを実現する上で必要不可欠の事業である。

このため、治山事業は、森林法により策定された森林整備保全事業計画に基づき緊急かつ計画的に推進している。

自然災害防止(東通村・物見平)

工事内容:水路工 L=236.1m

施工年度:R元



林内の停滞水による枯死木、倒木を防止するため、水路工を実施。

予防治山(東通村・八重越)

工事内容:山腹工 A=0.10ha

施工年度:R2



大雨等による斜面崩壊を未然に防止するため、山腹工を実施。

地すべり防止(佐井村・長後)

工事内容:集水ボーリング工(集水井内) L=650.0m

施工年度:R2



地すべり現象等の拡大を未然に防止するため、集水ボーリング工(集水井内)を実施。

保 育(東通村・前山)

作業内容:本数調整伐 A=32.73ha

施工年度:R2

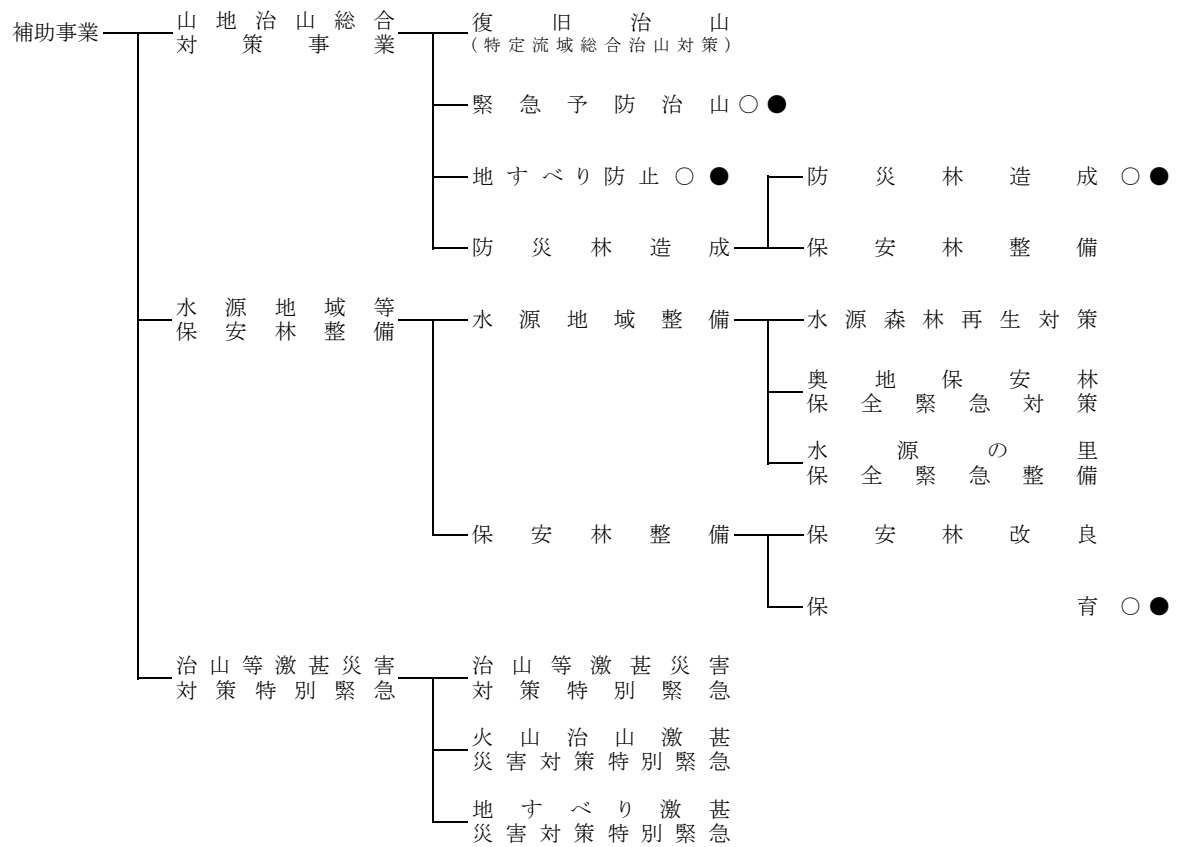


森林の荒廃が進み土砂流出の恐れがあるため、本数調整伐を実施。

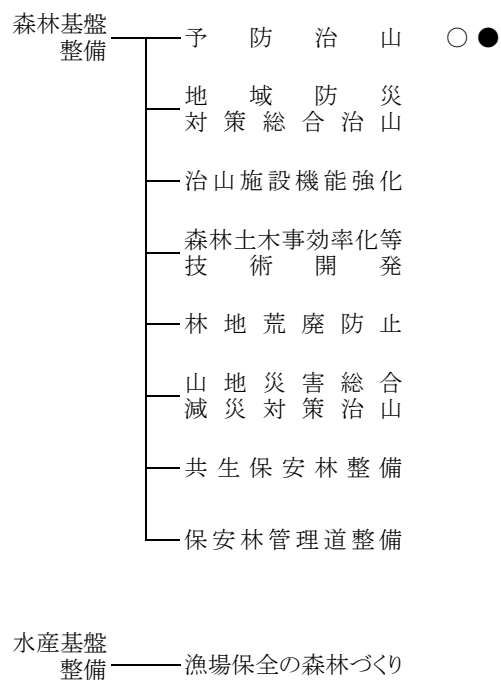
(1) 治山事業の区分・体系について

○令和2年度実績、●令和3年度計画

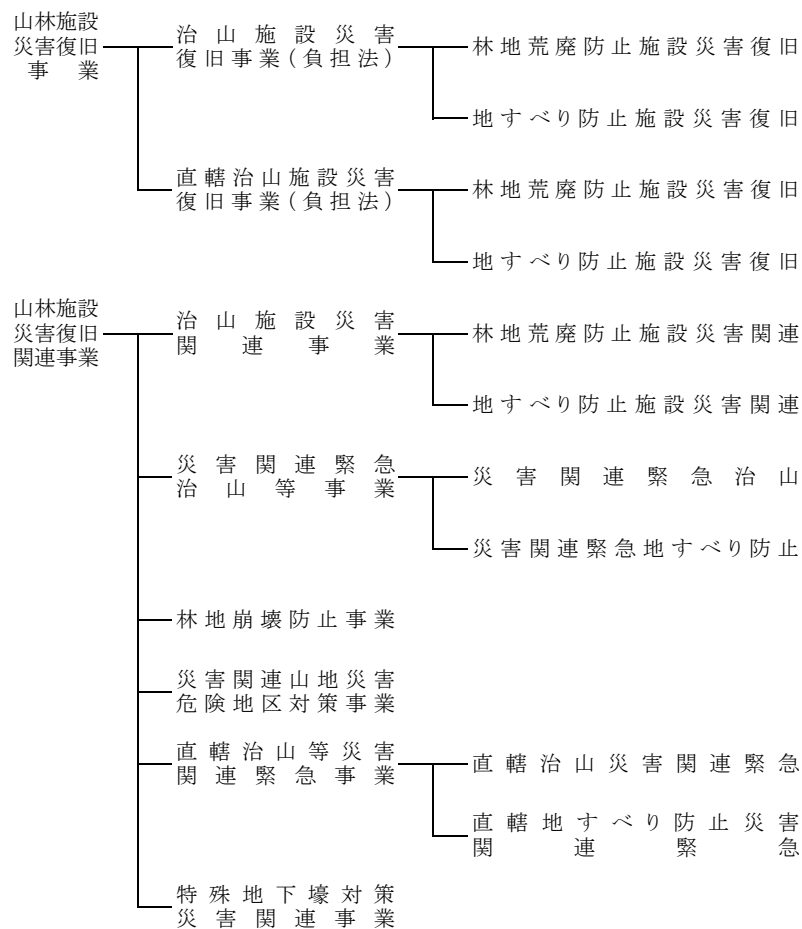
1) 国庫補助事業



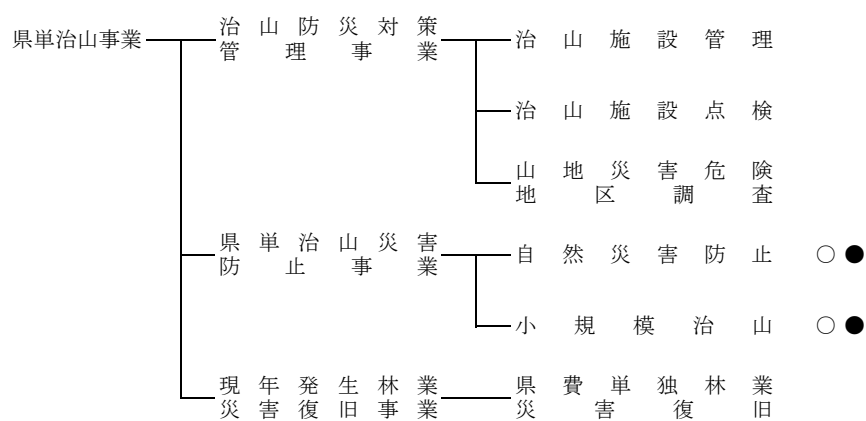
2) 農山漁村地域整備交付金



3) 災害復旧等事業



4) 県単治山事業



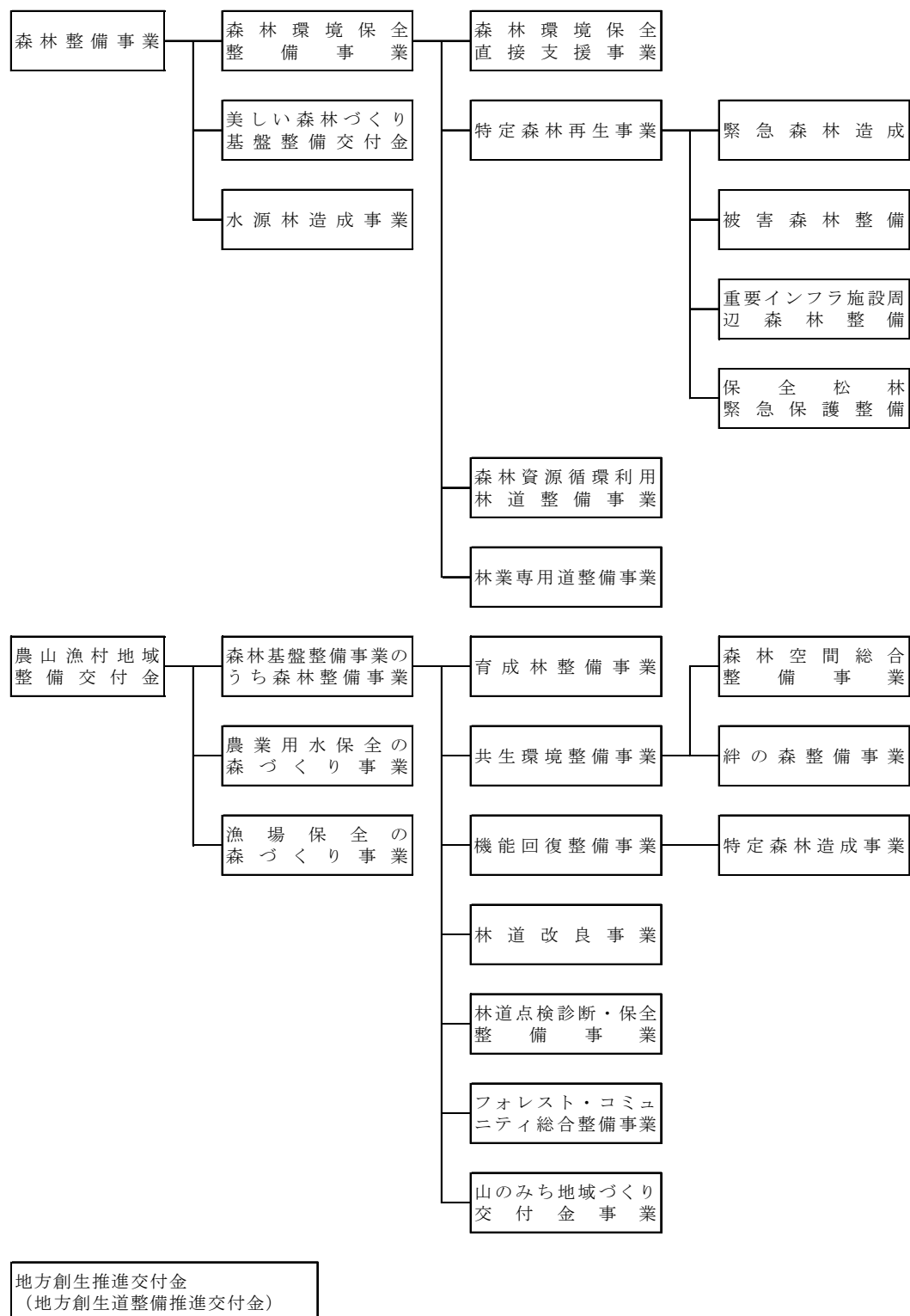
(2) 令和2年度実績と令和3年度計画

事業主体	事業名	市町村名	令和2年度実績			令和3年度計画		補助率	備考
			箇所	事業内容	工事費 (千円)	箇所	事業内容		
県	地すべり 防止	佐井村	長後 (R元補正)	集水井工 N=1個 集水ボーリング工 L=650.0m 排水ボーリング工 L=48.4m 調査 一式	85,000	長後 (R2ゼロ国)	集水井工 N=1個 集水ボーリング工 L=750.0m 排水ボーリング工 L=55.0m 調査 一式	国5/10	
	防災林 造成	東通村	野牛川 (R元補正)	消波工(嵩上工) L=55.0m	70,000	野牛川 (R2補正)	消波工(嵩上工) L=245.0m	国5/10	
	緊急予防 治山	風間浦村	ニタ川	嵩上工 N=1個 調査測量設計 一式	23,001	ニタ川	嵩上工 N=1個 立木補償 一式	国5.5/10	
	保 育	東通村	前山	本数調整伐 A=32.73ha	11,960	前山	本数調整伐 A=19.92ha	国1/3	
	予防治山	東通村	八重越	山腹工 A=0.10ha	24,500	牛牧	山腹工 A=0.16ha 調査測量設計 一式	国5/10	
	公共計		5		214,461	5			
	自然災害 防止	風間浦村	甲平ノ上	法面保護工 一式	4,364	古釜谷	山腹工 A=0.10ha	県10/10	
		佐井村	長後	法面保護工 一式	5,636				
		東通村				物見平	水路工 一式		
	県単計		2		10,000	2			
市町村	小規模 治山	むつ市	中道	山腹工 A=0.01ha	3,047	中道	落石防護工 1式	県5/10	
		風間浦村				畑尻ノ下	山腹工 A=0.01ha		
						蛇浦	山腹工 A=0.01ha		
	補助営計		1		3,047	3			
合計			8		227,508	10			

5 林道事業

林道は、森林の整備や保護、土砂災害対策などで森林奥地にアクセスするための必要不可欠な施設であり、山村地域の振興や森林浴等の憩いの場を提供するなど大切な役割を担っている。

(1) 林道事業（国庫）の区分・体系について



(2) 林道事業（県単）について

(ア) 県単林道開設事業

森林開発のために行う小規模な林道開設事業

（補助率：県 50%、事業主体 50%）

(イ) 県単林道改良事業

既設林道の機能向上のために行う小規模な改良事業

（補助率：県 50%、事業主体 50%）

(ウ) 県単林道舗装事業

既設林道の機能向上のために行う小規模な舗装事業

（補助率：県 50%、事業主体 50%）

(エ) 県単林道災害復旧事業

既設林道の小規模な災害復旧事業

（補助率：県 50%、事業主体 50%）

(3) 林道施設災害復旧事業について

地方公共団体、森林組合等が管理する林道が、自然災害により被災した場合、迅速・確実に復旧する事業であり、災害が発生した都度実施する。

(4) 林道事業の令和 2 年度実績

実績なし

(5) 林道事業の令和 3 年度計画

計画なし

6 保安林関係

森林は、木材を供給するのみならず、水資源のかん養や災害の防止等国土保全上も大切なはたらきをしているが、特に重要な役割を果たしている森林について、森林法に基づいて保安林指定し、公益的機能が発揮されるように管理する。

(1) 管内市町村別保安林現況表（上段：民有林、下段：国有林）

* () 書きは兼種保安林で外数である。（単位：ha）

市町村	総 数	水 源 かん養	土砂流 出防備	土砂崩 壊防備	飛 砂 防 備	防 風	潮 害 防 備	干 害 防 備	なだれ 防 止	落 石 防 止	魚つき	保 健
むつ市	(51)										(7)	(44)
	1,653	433	929	6	34	68		64	1			118
	(1,594)											(1,594)
	52,570	49,646	1,978			5		808	99			34
大間町	6				6							
	1,861	1,637	120					104				
東通村	(196)											(196)
	2,405	70	1,766	5	455	10	11			1		87
	6,686	6,300	120			266						
風間浦村	32		21	11								
	4,435	3,994	416	25								
佐井村	(11)											(11)
	37		8	18				11				
	9,674	8,496	892	286								
民有林 計	(258)										(7)	(251)
	4,133	503	2,724	40	495	78	11	75	1	1		205
国有林 計	(1,594)											(1,594)
	75,226	70,073	3,526	311		271		912	99			34
総 数	(1,852)										(7)	(1,845)
	79,359	70,576	6,250	351	495	349	11	987	100	1		239

(令和3年3月31日現在)

7 林地開発許可関係

地域社会において森林の果たす役割の重要性に鑑み、森林の有する多面的機能の高度発揮を図る観点から森林の土地の適正な利用を確保するため、地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為（面積1haを超える開発）を行うときは、県知事の許可が必要である。

(1) 根拠法令 森林法第10条の2

(2) 許可権限 地域農林水産部；10ha未満の開発行為で鉱業法と関係のないもの
県林政課；10ha以上の開発行為または鉱業法に關係のある
開発行為

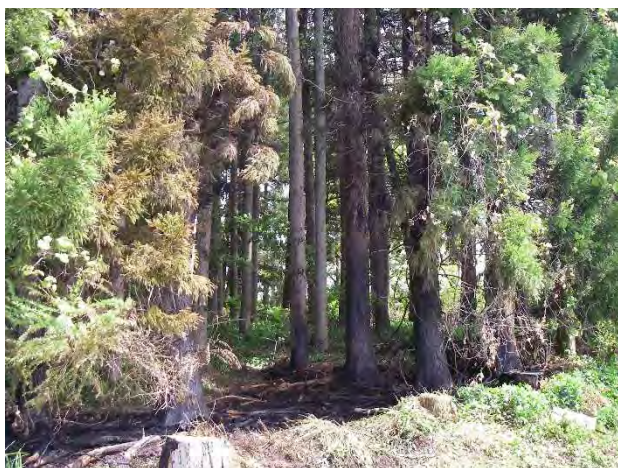
(3) 許可実績（平成22年度～）（単位：面積ha）

年度	許可機関	開発目的	森林の所在	開発行為に係る森林	許可日	備考
22	県民局	採草放牧地造成 (砂利採取)	東通村大字大利 字浜ノ平1-11	4.1224	H22.6.22	新規
〃	県民局	草地造成	むつ市大字田名 部字斗南32-54	2.1069	H22.6.25	新規
23	県民局	産業廃棄物処理 施設の建設	むつ市大字奥内 字二又山1-1	12.1932	H23.5.10	変更 面積増 4.3366ha
〃	県民局	採草放牧地造成 (砂利採取)	東通村大字大利 字浜ノ平1-12	2.5783	H23.6.27	新規
24	県民局	採草放牧地造成 (砂利採取)	東通村大字大利 字浜ノ平1-11外	6.9979	H24.5.14	変更 面積増 2.8755ha
25	本庁	草地造成 (土砂採取)	むつ市大字田名 部字斗南32-54	15.7023	H26.3.17	変更 面積増 13.5954ha
26	県民局	資材置場造成	むつ市大字田名 部字二又川目41	4.1778	H26.8.28	新規
27	本庁	石灰石採取	東通村大字尻屋 字八峠1-1外	32.1657	H27.10.6	変更 面積増 0.3394ha
28	県民局	産業廃棄物処理 施設の建設	むつ市大字奥内 字二又山1-1	21.1990	H29.2.28	変更 面積増 9.0058ha
29	県民局	産業廃棄物処理 施設の建設	むつ市大字奥内 字二又山1-1	21.3890	H29.6.16	変更 面積増 0.19ha
元	県民局	資材置場造成	むつ市大字田名部字 二又川目41-2外	5.3556	R元.8.24	変更 面積増 1.18ha

8 森林保護事業

(1) 山火事発生状況

市町村名	区 分	平 成 24 年度	平 成 25 年度	平 成 26 年度	平 成 27 年度	平 成 28 年度	平 成 29 年度	平 成 30 年度	令 和 元年度	令 和 2 年度
むつ市	件 数	—	2	2	1	2	1	—	—	—
	面積 (ha)	—	0.51	1.37	0.90	1.49	0.70	—	—	—
	損害額(千円)	—	0	5	0	919	0	—	—	—
大間町	件 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積 (ha)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	損害額(千円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東通村	件 数	—	—	1	1	—	—	—	2	—
	面積 (ha)	—	—	0.03	0.21	—	—	—	0.03	—
	損害額(千円)	—	—	0	120	—	—	—	0	—
風間浦村	件 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積 (ha)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	損害額(千円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐井村	件 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積 (ha)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	損害額(千円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	件 数	—	2	3	2	2	1	—	2	—
	面積 (ha)	—	0.51	1.40	1.11	1.49	0.70	—	0.03	—
	損害額(千円)	—	0	5	120	919	0	—	0	—



山火事跡地（東通村）



下北地区山火事防止対策協議会

(2) 松くい虫被害予防対策

松くい虫発生予察のためのマツノマダラカミキリ生息調査を行う。

○松くい虫発生予察調査場所	むつ市	2箇所
	東通村	3箇所

9 県営林・県民環境林事業

(1) 県有林

基本財産の造成を主な目的として、県が県有地に造林したもの。

ア 資源の構成

(単位：上段面積 ha、下段蓄積量 m³)

所在地	総面積 (ha)	樹 種 別 構 成							未造林地 [除地]
		スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針	広葉樹	計	
下北郡東通村大字目名 字北の沢 1	88.18	(2.88)	(0.04)	—	—	(5.77)	—	(8.69)	[0.93]
		63.26	15.66	—	—	7.17	1.16	87.25	
		(81)	—	—	—	(196)	—	(277)	
		10,304	3,645	—	—	747	42	14,738	

※()は複層林

イ 令和 2 年度施業実績及び令和 3 年度計画

	市町村名	施行箇所	事業内容	事業費
令和 2 年度実績	東通村	北の沢	作業道補修 L=6.00m	3,539,800
令和 3 年度計画	—	—	—	—

(2) 県行造林

公有林野の利用増進並びに県市町村の財産構成を図るため、県が国有地及び県有地以外の土地に造林したもの。

ア 資源の構成

(単位：上段面積 ha、下段蓄積量 m³)

所在地	総面積 (ha)	樹 種 別 構 成							未造林地 [除地] (伐採跡地)
		スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針	広葉樹	計	
むつ市川内町 館山下 275-43	129.39	106.85	3.89	—	0.10	—	4.97	115.81	[13.58]
		38,638	1,111	—	111	—	1,839	41,699	(11.06)
下北郡東通村 大字田屋字二角 端 1-2	14.84	—	7.85	—	—	—	—	7.85	[6.99]
		—	2,472	—	—	—	—	2,472	
下北郡東通村 大字岩屋字館野 沢 1-5	83.05	38.20	19.11	3.30	—	—	—	60.61	[22.44]
		10,455	3,915	165	—	—	—	14,535	(21.31)
下北郡東通村 大 字 岩 屋 字往来沢 3-1	19.88	6.80	6.55	6.53	—	—	—	19.88	—
		1,977	2,276	899	—	—	—	5,152	
合 計	247.16	151.85	37.40	9.83	0.10	—	4.97	204.15	[43.01]
		51,070	9,774	1,064	111	—	1,839	63,858	(32.37)

イ 所在地の概況

所 在 地	契約年月日	契約期間	面 積 (ha)	分 収 契 約 者	分収率
むつ市川内町館山下 275-43	S 2. 11. 28 S 9. 9. 10	H52. 3. 31	129.39	むつ市長	$\frac{5}{10} \cdot \frac{4}{10}$
下北郡東通村大字田屋 字二角端 1-2	S12. 10. 11	H32. 3. 31	14.84	東通村長	$\frac{5}{10}$
下北郡東通村大字岩屋 字館野沢 1-5	S37. 9. 10	解除手続中	83.05	相馬孝行 外 21 名	$\frac{3}{10}$
下北郡東通村大字岩屋 字往来沢 3-1	S48. 3. 30	解除手続中	19.88	相馬孝行 外 21 名	$\frac{3}{10}$

ウ 令和 2 年度施業実績及び令和 3 年度計画

	市町村名	施行箇所	事業内容	事業費
令和 2 年度実績	—	—	—	—
令和 3 年度計画	むつ市	館山下	間伐（搬出） A=5.02ha	3,662,000
			作業道補修 L=30.0m	2,995,000

(3) 県民環境林

「県民環境林」とは、社団法人青い森農林振興公社が昭和 45 年から民有地に造林した分収林について、平成 25 年 4 月から県がその地位を承継し管理・経営する森林（面積 10,159ha）のことであり、経営期間は平成 68 年（令和 38 年）までとなっている。

ア 市町村別内訳（令和 3 年 3 月末時点）

市町村名	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	5 市町村の 面積の合計
県民環境林 面積（ha）	883	23	488	81	23	1,498

イ 令和 2 年度施業実績

作 業 種	作 業 量
搬出間伐	6.76ha(457.170m ³)

(4) 県行防災林

飛砂、潮害等諸害を防止し、地域産業の振興、生活環境の向上等を図るため、海岸砂地地帯において県が造林したもの。

○ 面積の構成

(単位：ha)

市町村名	県有 防災林	第一種県 行防災林 (国有 海浜地)	第二種県行防災林				合 計
			市町村有	財産区有	私有	小 計	
むつ市	—	14.23	20.30	—	6.12	26.42	40.65
東通村	—	—	—	—	50.86	50.86	50.86
合 計	—	14.23	20.30	—	56.98	77.28	91.51

※ 防災林は土地の所有形態から次のように区別する。

- ① 県有防災林 …… 土地、森林ともに県有であるもの。
- ② 第一種県行防災林 …… 土地が国有でこれを借受し、県が造林したもの。
- ③ 第二種県行防災林 …… 土地が私有（市町村等を含む。）で地上権を設定し、県が造林したもの。

10 林産関係事業

(1) 青森県産材地産地消推進事業（平成27年度～）

県内消費者の県産材の地産地消に対する意識を高め、利用促進の礎をつくることで、林業・木材産業の活性化と森林整備の促進による雇用の創出・拡大を図るため必要な普及啓発活動を実施

ア 消費者への「県産材」情報発信

イ 「あおり産木材地産地消ガイドブック」の作成

ウ 非接触型営業モデルの普及

エ 木質ペレット普及啓発活動の強化

オ 東京オリンピック・パラリンピック大会関連

(2) 先導的県産材PRモデル構築事業（令和2年度補正）

新たな生活様式に対応する県産材PRツールの整備や工務店等が導入可能な先導的営業モデルを構築することで、県産材需要を喚起

ア 県産材及び県産材住宅のイメージアップ動画やwebカタログの活用

イ 各種IT機器やソフトウェアを活用した低コストで効果的な営業モデルの構築及び非接触型営業マニュアルの普及

(3) あおり産木造住宅コンテスト（平成20年度～）

安全・安心で良質な県産材の木造住宅を広く県民に知っていただくことにより、県産材の地産地消の推進と林業・木材住宅産業の活性化を目的に開催

(4) 林業・木材産業成長産業化促進対策事業（令和元年度～）

意欲と能力のある林業経営体を育成し、木材生産を通じた持続的な林業経営を確立するため、高性能林業機械の導入や木材加工流通施設の整備を支援

(5) 合板・製材・集成材国際競争力強化対策事業（平成28年度～）

TPP等対策の施策として、合板・製材工場等の施設に原木を低コストかつ安定的に供給して地域材の競争力強化を図るため、高性能林業機械等の導入を支援

(6) 特用林産関係事業

特用林産物の生産拡大及び需要拡大の推進を図るとともに、生産施設の整備支援と技術及び知識の普及

ア 生産者の組織化促進や生産体制強化、消費者ニーズの把握

イ 青森きくらげを生産者に普及

ウ 野生きのこの放射性物質モニタリング調査（東通村 ならたけ1件）

11 森林組合指導事業

当地域では、下北地方森林組合及び東通村森林組合の2森林組合と、10の生産森林組合が活動している。

森林組合を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、このような中で森林組合が地域林業の中核的担い手として森林所有者の負託に応えていくためには、経営基盤の拡充、執行体制の強化、自己資本の充実、林業労働力対策などへの一層の取組が必要となっている。

(1) 森林組合の現況

(R2.3.31 現在)

区 分 組合名	組合長 氏 名	所 在 地	役 職 員 数				森林面積 (ha)			組合 員数	払込済 出資金 (千円)	設 立 年月日
			理 事		監 事	専 従 職 員	地区 内所有林 A	組合 員所有林 B	B ／ A (%)	正組合員		
			常 勤	非 常 勤								
下北地方	森 川 石 勝	むつ市金谷 一丁目2-32	-	12	3	15	21,244	7,872	37	1,516	93,491	H9.10.-1
東通村	川 村 敏 博	東通村大字 砂子又字沢 内9-35	-	6	2	6	13,929	4,739	34	550	87,692	S16.11.25
計				18	5	21	35,173	12,611	36	2,066	181,183	

(2) 生産森林組合の現況

(R2.3.31 現在)

区分 組合名	組合長 氏 名	所 在 地	役員数		組 合 員 数	出 資 金			経営 面積	設 立 年月日
			理 事	監 事		総出 資金	払込済額			
							現金	現物		
			人	人	人	千円	千円	千円	h a	
大湊町	川村 博	むつ市大字大湊上町 34-20	5	2	31	418	70	348	24	S33. -6. -5
城ヶ沢	吉田 薫	むつ市大字城ヶ沢字城ヶ沢 66-2	5	2	49	24,824	324	24,500	231	S59. -7. 30
銀杏木	山崎 憲一	むつ市川内町銀杏木 39	7	2	48	6,005	125	5,880	80	S44. -3・19
石 持	古川 庄一	下北郡東通村大字蒲野沢字石持 42	7	3	25	330		330	197	S32. -8. 31
砂子又	澤田 竹松	〃 東通村大字砂子又字川原 10-1	4	2	16	1,080		1,080	322	S48. -4. 14
目 名	下川 清一	〃 東通村大字目名字小田野坂 41	3	1	38	69,730		69,730	648	S33. -9. 19
鹿 橋	吉田 光男	〃 東通村大字蒲野沢字鹿橋 26	4	2	21	6,495		6,495	68	S48. -6. 20
白 糠	坂本 武信	〃 東通村大字白糠字前田 30	5	2	94	3,744		3,744	32	S44. -4. -9
蒲野沢	寺道 強	〃 東通村大字蒲野沢字村中 42	5	2	28	2,700	2,700		44	S58. -9. 13
木野部	笠嶋 武夫	むつ市大畑町木野部 7	5	2	72	1,532	32	1,500	27	S57. 12. -1

12 林業金融事業

(1) 株式会社日本政策金融公庫資金

林業者に対して生産力の維持・増進に必要な長期低利資金を融資する。

(2) 林業・木材産業改善資金

新規林業関係事業の開始、林業経営の改善、林業労働災害防止等を目的として、次に必要な経費を無利子で中・短期貸付けする。

- ・ 長伐期施業の実施
- ・ 作業道の開設
- ・ 安全衛生施設・機械の導入等

(3) 木材産業等高度化推進資金

ア 木材産業を振興するため金融機関に貸付金の一部を預託し、合理化計画の認定を受けた者がその計画に必要な資金を低利で借入れできるようにする。

イ 合理化計画認定事業体数 : 1 事業体

13 緑化推進事業

(1) 緑の少幼年団の育成指導

◇ 緑の少幼年団一覧表

団 体 名	団の所在等
むつ市緑の少年団	むつ市小川町
小目名ひばの子森林警備隊	むつ市大畑町
二枚橋小学校緑の少年団	むつ市大畑町（二枚橋小学校内）
風間浦緑の少年団	風間浦村易国間（風間浦小学校内）
よしの保育園緑の幼年団	むつ市緑町（よしの保育園内）
計	5 団体

(2) 下北地区緑の少年団交流集会（グリーンジャンボリー）令和2年度実績

- ア 開催場所 下北文化会館
 イ 期 日 令和2年11月3日（火）
 ウ 内 容 森林教室、木工教室等
 エ 参集範囲 むつ市緑の少年団
 オ 参加人数 32名（うち20名が子供）

・ 森林のお話



・ 農村整備のお話



・ 木工教室



・ 集合写真



14 鳥獣保護関係

野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正な実施等により、生物多様性を確保するとともに、有害鳥獣の捕獲及び野生鳥獣による危害の防止を図り、地域住民の野生鳥獣に係る生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に資する。

鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域（銃）、休猟区の管理、鳥獣捕獲の取締り等のため鳥獣保護管理員を任用する。（管内8名）

（1）鳥獣保護区（令和3年3月31日現在）

名 称	設 定 所 在 地	設定面積 (ha)	うち特別保 護地区面積	期 間 終 了 年 月 日	備 考
戸 沢	むつ市	911		R10・10・31	県指定
磯 谷	下北郡佐井村	941		R12・10・31	〃
恐 山	むつ市（宇曽利山湖周辺）	2,728	252	R12・10・31	〃
小 沢	むつ市	506		R4・10・31	〃
桑 畑 山	下北郡東通村	2,600		R4・10・31	〃
薬 研	むつ市	1,132		R5・10・31	〃
大 間	下北郡大間町	988		R6・10・31	〃
下北西部	むつ市、下北郡大間町・佐井村	4,914	1,068	R6・10・31	国指定
大 湊	むつ市	4,369		R7・10・31	県指定
猿ヶ森	下北郡東通村	1,070		R7・10・31	〃
大 利	下北郡東通村	416		R8・10・31	〃
計	11ヶ所	20,575	1,320		

（2）特定猟具使用禁止区域（銃）（令和3年3月31日現在）

名 称	設 定 所 在 地	設定面積 (ha)	期間終了年月日	備 考
む つ	むつ市	106	永 久	
高 橋 川	むつ市	43	R4・10・31	
田 名 部	むつ市	605	R8・10・31	
佐 助 川	むつ市	235	R9・10・31	
黒 岩	下北郡大間町	247	R10・10・31	
計	5ヶ所	1,236		

※法律の改正により従前の「銃猟禁止区域」の名称が変更となったもの。銃猟以外にも、網・わな等の特定の猟具の使用を禁止する区域を指定することが可能となっている。

（3）休猟区（令和3年3月31日現在）

名 称	設 定 所 在 地	設定面積 (ha)	期間終了年月日	備 考
白 糠	下北郡東通村	1,800	R4・10・31	
計	1ヶ所	1,800		

（4）猟友会関係

青森県猟友会 下北支部長 橋 本 幸 雄
 青森県猟友会 川内支部長 板 井 磯 美

(5) 令和2年度実績

ア 狩猟免許更新講習

令和2年7月15日(水)

(内訳) 網猟 0名
 わな猟 7名
 第一種銃猟 10名
 計 17名

イ 鳥獣関係手数料

(数値欄上段は金額：円、下段は人数：人)

狩 猟 免 許 更 新					狩 猟 者 登 録					再 交 付	合 計
網猟	わな猟	第一種	第二種	計	網猟	わな猟	第一種	第二種	計	免状等	
0	20,300	29,000	0	49,300	0	14,400	86,400	0	100,800		150,100
0	7	10	0	17	0	8	48	0	56		73

ウ 放鳥事業

① 令和2年4月24日実施
 キジ 白糠休猟区 50羽

② 令和2年9月25日実施
 キジ 恐山鳥獣保護区 40羽

(6) 鳥獣保護管理員 8名

鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗等に立ち入り、狩猟者その他の者の所持する鳥獣等を検査し、狩猟関係法令の違反防止、指導、普及を行う。

農村整備課



整備後の農道（中山間地域総合整備事業・大間町）



水路維持活動（中山間地域等直接支払交付金・風間浦村）

1 ため池等整備事業（ため池整備）

本事業は、農用地や農業用施設等の災害を未然に防止するために行う事業であり、ため池整備では、老朽化したため池の改修、補強等を行う。

むつ市と東通村に跨がる早掛沼地区は、防災重点ため池に指定されているが、施設の老朽化や洪水吐の流下能力不足等が判明したことから、ため池の防災機能を確保するため、施設の改修を行う。

（単位：千円）

地区名	市町村名	工 期	受益面積	全体計画		R3 年度	
				事業費	事業量	事業費	事業量
早掛沼	むつ市 東通村	R3-R7	36.2ha	250,000	堤体工一式 取水施設工一式	32,000	地質調査、 測量、設計



ため池全景



老朽化した取水施設

2 通作条件整備事業（農道保全）

本事業は、農道の劣化部分を修繕し、農村環境の保全と改善に資するため、農道網を有機的かつ合理的に整備する。

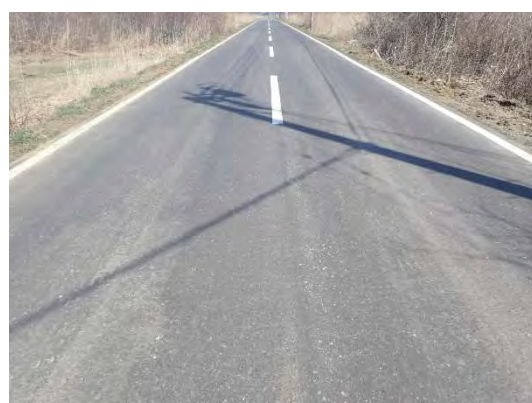
むつ市の田名部地区は、むつ市の中央部に位置する水田と畑の複合経営地帯であり、本農道は、これらの農地の通作道として整備する。

（単位：千円）

地区名	市町村名	工 期	受益面積	全体計画		R3 年度	
				事業費	事業量	事業費	事業量
田名部	むつ市	H29-R3	239.9ha	194,250	L=2,285.9m	20,000	舗装工 L=240m



整備前の農道



整備後の農道

3 中山間地域総合整備事業

本事業は、自然的社会的条件等により、土地利用型農業の生産条件が不利な中山間地域において、地域の活性化を図るため、農業生産基盤や農村生活環境等の整備を総合的に行う。

下北北部地区は、大間町、風間浦村及び佐井村の下北北部3町村が広域的に連携して地域の振興を図るため、農道網や農業集落道等の整備を行う。

(単位：千円)

地区名	市町村名	工 期	受益面積	全体計画		R3 年度	
				事業費	事業量	事業費	事業量
下北北部	大間町 風間浦村 佐井村	H25-R9	224.9ha	2,341,610	農用排 農道 ほ場整備 集落道 } 一式	559,728 (R2 繰越含む)	農道 路盤工一式 ほ場整備 暗渠排水工一式 ほか



整備後の農道・農用排（佐井村）



整備後の農道（風間浦村）

4 多面的機能支払交付金（H19～）

農業・農村は、国土保全、水源涵養、景観形成等の多面的機能を有しているが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動によって支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じつつあるほか、水路や農道等の維持管理が担い手農家の負担となってきた。このため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、水路や農道等の地域資源の質的向上を図る活動を支援する。

下北管内では2市村、2活動組織が本活動に取り組んでおり、対象とする農地面積は162haである。

(単位：円)

市町村名	活動組織数	対象農地面積 (ha)	交付金額
むつ市	1	10	209,580
東通村	1	152	4,548,000
計	2	162	4,757,580

(令和3年5月末時点)



植栽活動（むつ市）



水路の泥上げ（東通村）

5 中山間地域等直接支払交付金（H12～）

中山間地域等では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄の増加等により、多面的機能が低下している。このため、生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化など、農業生産活動を将来に向けて維持するための活動を支援する。

令和3年度は、風間浦村の1活動組織が取り組んでいる。対象とする農地面積は3.7haで、交付金額は237,344円である。（令和3年5月末時点）



農道の草刈り（風間浦村）



水路の補修（風間浦村）

6 中山間ふるさと水と土保全対策事業（H5～）

農地や土地改良施設の機能保全を図りつつ、農業農村が有する多面的機能の維持・保全の一環として、地域活性化を図るために共同で行う生態系保全活動、環境美化活動、地元組織づくりや普及啓発活動に係る資材等を支援する。

下北管内では、3市村、6活動組織が本活動に取り組んでおり、年間の支援額は1,500千円となっている。

(単位：円)

市町村名	活動組織数	主な支援内容	支援額
むつ市	2	施設周辺の草刈・清掃活動、花壇の整備 及び花の植栽、耕作道路の補修	600,000
東通村	3	施設周辺の草刈・清掃活動、花壇の整備 及び花の植栽、耕作道路の補修	500,000
佐井村	1	農道周辺の草刈・清掃活動、花の植栽、 農道・水路の維持管理	400,000
計	6		1,500,000



除草作業（東通村）



農道の補修作業（東通村）

むつ家畜保健衛生所



尻屋崎の寒立馬（東通村）

1 沿革

昭和 26 年 12 月	田名部家畜保健衛生所として発足
昭和 34 年 9 月	田名部町と大湊町の合併に伴い、大湊田名部家畜保健衛生所に改称
昭和 35 年 7 月	市名改称に伴い、むつ家畜保健衛生所に改称
昭和 39 年 9 月	青森家畜保健衛生所むつ支所となる。
昭和 47 年 4 月	青森家畜保健衛生所むつ支所をむつ市駐在に改称
昭和 48 年 11 月	むつ家畜保健衛生所（広域）として独立し、管轄区域がむつ市、下北郡一円と上北郡横浜町の 1 市 4 町 4 村になる
昭和 48 年 12 月	むつ市金谷二丁目 18 番 25 号（現在地）に庁舎を新築移転
昭和 58 年 4 月	次長制導入
平成 3 年 2 月	研修施設を設置
平成 14 年 4 月	下北地方農林水産事務所の下部機関となり、下北地方農林水産事務所むつ家畜保健衛生所となる。次長制と総務課を廃止し、新たに配置された総括主幹が庶務事務を兼務
平成 18 年 4 月	組織改正に伴い名称が下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所となる。
平成 23 年 4 月	副所長制導入

2 令和 3 年度重点推進事項

（１）特定家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱等）の防疫対策推進と組織体制の強化について

地域経済に甚大な影響を及ぼすこれらの特定家畜伝染病の侵入を防止するために飼養衛生管理基準の遵守、及び異常家畜発見時における早期通報の徹底を指導する。また、万が一の発生に備え、迅速かつ的確な初動防疫体制の強化を図るとともに、関係機関等との連携強化及び情報の共有化を推進し危機管理体制を構築する。

（２）家畜伝染性疾病の発生予防対策について

飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導し、ヨーネ病の発生予防対策とともに牛伝染性リンパ腫について、分離飼養の推進や吸血昆虫の防除による感染防止対策を強化する。豚流行性下痢について、発生農場における清浄化対策を強化する。

（３）安全・安心な畜産物の生産対策について

畜産物の安全性向上及び畜産農家の経営安定のため、生産性を阻害する慢性疾病等について発生状況の調査、農家への管理指導等の損失防止の取り組みを行う。「農場 HACCP」認証取得に向けた指導を強化する。県獣医師職員を確保するための取組として、管内の小中学及び高校で出前講座を開催する。寒立馬生産に係る衛生対策等を推進する。

3 家畜伝染病予防事業

家畜伝染病予防法に基づいて、伝染性疾病の発生を予防し、まん延を防止することを目的に検査することにより、畜産の振興を図る。

特に指定された疾病については、県の告示に基づいて、関係市町村と連携し実施する。

(単位) 牛、馬、豚、めん羊：頭 鶏：羽 みつばち：群

年度区分		R 2	R 3	備 考
検査名		実 績	計 画	(県告示対象市町村)
牛 の 検 査	ブ ル セ ラ 症	7	5	管内一円
	結 核	7	5	管内一円
	ヨ ー ネ 病	1, 5 5 2	2, 0 5 8	管内一円
	牛伝染性リンパ腫	6 4 4	1 8 0	管内一円
	ア カ バ ネ 病	5 8	8 0	管内一円
	チ ュ ウ ザ ン 病	5 8		管内一円
	アイノウイルス感染症	5 8		管内一円
	牛 流 行 熱	5 8		管内一円
	イ バ ラ キ 病	5 8		管内一円
	牛ウイルス性下痢		2 0	管内一円
	牛伝染性疾病	1 7, 0 4 8	1 7, 0 0 0	管内一円
豚 の 検 査	豚オーエスキー病	2 0	2 0	管内一円
	豚 熱	9 0	9 0	管内一円
	豚流行性下痢	3 0	3 0	管内一円
	伝染性胃腸炎	3 0	3 0	管内一円
	豚繁殖・呼吸障害症候群	3 0	3 0	
	豚伝染性疾病	1 9, 0 0 0	1 9, 0 0 0	管内一円
鶏 の 検 査	種鶏ニューカッスル病	7 0 0	3 5 0	むつ市
	種鶏マイコプラズマ症	7 0 0	3 5 0	むつ市
	種鶏ひな白痢	7 0 0		むつ市
	一般鶏ニューカッスル病	1 4 0	1 4 0	むつ市
	鶏サルモネラ	1 4 0	1 4 0	むつ市
	高病原性鳥インフルエンザ*	1 4 0	1 4 0	むつ市
	家きん伝染性疾病	3 4, 5 3 3	3 4, 5 0 0	管内一円
馬 の 検 査	馬 パ ラ チ フ ス	3	1 5	管内一円
	馬鼻肺炎		1 0	管内一円
	馬伝染性疾病	1 0 5	1 5 0	管内一円
そ の 他	めん羊伝染性疾病	1 0		管内一円
	腐 蛆 病	5 8 0	5 4 0	管内一円

4 消費・安全対策交付金事業（衛生関係）

（１）監視体制の整備

家畜疾病の監視体制を強化するため、動物由来感染症等のモニタリング及び飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に基づく農家への普及・指導等を実施する。

事業名		回数	単位	R2 年度実績	R3 年度計画
ア 家畜衛生関連情報整備対策					
	情報の収集	12回／年	回	12	12
	家畜衛生情報	1回以上／年	部	1, 196	300
イ 動物由来感染症監視体制整備					
	体制整備会議（畜産課開催）	1回／年	人	2	2
	豚サルモネラ症モニタリング				
	調査農家 糞便検査	1回／年	戸 検体	1 3	1 3

（２）家畜衛生対策による生産性向上の推進

地域で課題となっている畜産農家の生産性を阻害する疾病について、行政、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防、まん延防止及び清浄性維持等の取組を推進する。

事業名		回数	単位	R2 年度実績	R3 年度計画
家畜の生産性を低下させる疾病の低減					
	牛疾病検査	4回／年 10頭／1戸	戸 頭	6 240	6 240
	豚疾病検査	4回／年 10頭／1戸	戸 頭	2 80	2 80

（３）畜産物の安全性向上

（単位：回数）

事業内容	種別	R2 年度実績	R3 年度計画
動物用医薬品危機管理 薬剤感受性検査	菌分離	10	10
	牛	2	2
	豚	4	4
	採卵鶏	4	2
	ブロイラー	0	2

5 飼料立入検査

飼料の安全性の確保及び適正使用による安全な畜産物の生産を確保するため、飼料製造及び販売業者の立入検査を実施する。

飼料立入検査実績及び計画

(単位：件)

区 分	R2 年度実績		R3 年度計画	
	検 査	収 去	検 査	収 去
製 造 業 者	0	0	1	1
販 売 業 者	2	0	2	2
合 計	2	0	2	2

6 放牧場衛生検査

(1) 対象放牧場数

むつ市5ヵ所 大間町2ヵ所 東通村5ヵ所 横浜町1ヵ所 計13ヵ所

(2) 衛生検査の概要

放牧を利用した「夏山冬里」方式による子牛生産を主体とする各公共放牧場に対し、年間2～6回の定期検査と衛生状況に応じた重点指導を実施。

(3) 令和2年度の重点指導方針

タイレリア病は、ダニが媒介するピロプラズマ原虫により、貧血と黄疸を示す疾患である。現在、本病に対する有効な治療薬は無いことから、重点事項として、次の対策を実施する。

- ① 定期的殺ダニ剤の徹底投与により、感染源であるダニを徹底駆除すること。
- ② タイレリア病により貧血を呈する牛は、症状の程度に拘わらず早期退牧させ、牛舎内で飼養し栄養補給に努めることを基本方針とする。

むつ水産事務所



ヤマメ放流体験

1 沿 革

- 昭和 48 年 4 月 1 日 青森県むつ地方水産業改良普及所及び青森県大畑地方水産業改良普及所をそれぞれ設置。
- 平成 9 年 4 月 1 日 青森県むつ地方水産業改良普及所及び青森県大畑地方水産業改良普及所を統合し、水産業改良普及業務及び漁業許可・漁船登録事務を行う機関として、青森県むつ水産事務所を設置。
- 平成 13 年 4 月 1 日 下北地方農林水産事務所むつ水産事務所と名称を変更。
- 平成 18 年 4 月 1 日 下北地域県民局地域農林水産部むつ水産事務所と名称を変更

2 管内の概況と事業の概要

むつ水産事務所管内は、太平洋・津軽海峡・陸奥湾の 3 つの海域に面しており、令和 2 年の管内の漁獲量は 20,791 トン、漁獲金額は 81 億 1833 万円であった。

また、内水面においては、川内川、大畑川、老部川（東通村）でサケ、川内川、老部川でサクラマスのか化放流等の増殖事業が行われている。

(1) 水 産 課

ア 漁業許可等の概要

漁業法に基づき、小型機船底びき網漁業の許認可事務を行う。

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令に基づき、大臣に提出する書類の經由事務を行う。

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づき、小型するめいか釣り漁業（5～30 トン）や沿岸まぐろはえ縄漁業の大臣届出事務等を行う。

県漁業調整規則に基づき、固定式さし網漁業、ほたてけた網漁業、こうなご光力利用敷網漁業等の許認可事務や潜水徒手等の特別採捕許可事務を行う。

県漁業調整規則に基づき、ワカサギ、シラウオ等の採捕許可事務や、サケ、サクラマス等の特別採捕許可事務を行う。

また、他道県の小型いかつり漁業等の許可等の進達事務を行う。

イ 漁船関係事務の概要

漁船法に基づき、知事許可に係る漁船建造許可、漁船改造許可事務及び漁船登録事務を行う。

漁船損害等補償法及び漁船損害等補償法施行令に基づき、漁船保険の付保義務の同意、消滅に係る公示等の事務を行う。

また、小型漁船の総トン数の測度に関する政令に基づき、小型漁船の測度を行う。

当所管内には、2,874 隻（R3.3.31 現在）の漁船が登録されている。

ウ その他

沿岸漁業関係者に対し、資源管理型漁業、資源回復計画事業などを通じて、資源管理体制を確立するための啓発、漁場利用指導及び漁場監視対策の情報収集を行う。

また、漁獲可能量（TAC）制度の対象魚種であるスルメイカについて適切な管理指導を行う。

（２）普 及 課

ア 水産業改良普及事業

漁業生産の安定・向上を図るため、漁労技術の近代化、改良等に加え、増養殖技術の普及、漁業者の自主的な資源管理型漁業や栽培漁業の取組を支援する。

○ 下北の磯焼け場に特化したうに周年生産モデル事業（R2～R3：重点事業）

下北の磯焼け場の空ウニを活用した漁業者によるウニの生産・出荷を図るため、漁具を活用した地域間連携によるウニの周年生産モデルを実証・構築し、啓発する。

イ 漁業経営対策事業

沿岸漁業従事者等による自主的な漁業経営や生活改善を助長するため、近代的な漁業技術の導入等に必要な制度活用を推進するとともに、漁業収入の向上や漁業者の新しい操業・生産体制への転換等の促進に資する取組を支援する。

ウ 漁業の担い手確保・育成事業

漁村集落の高齢化等により年々減少する漁業の担い手を確保するため、漁業の魅力情報を発信し新規就業を促すとともに、青年漁業者等の自主的な活動や実践活動を支援し、地域漁業の指導的役割を果たす漁業者等を育成する。

エ 漁業公害調査指導事業

沿岸地域及び内水面の漁場監視、漁業公害の情報収集及び公害防除の指導等を行う。

オ 漁業被害防止対策事業

漁業災害に係る被害情報の把握及び各種の漁業情報資料の収集活動を行う。

また、大型クラゲ、トド等による漁業被害等を把握し、関係者と情報を共有するとともに、必要な対策を講じ、漁業被害の軽減を図る。

カ 水産多面的機能発揮対策事業

水産業の再生、漁村の活性化を図るため、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動を支援する。

3 水産課業務内容（令和2年度実績）

（1）漁業の許可及び承認等の状況

ア 海面における許可（承認・届出）件数

	漁業種類		件数	備考	
大臣許可	いか釣り漁業	公示公海 旧中型	4		
大臣届出	小型するめいか釣り漁業		182		
	沿岸まぐろはえ縄漁業		1		
知事許可	小型機船底びき網漁業	手繰第2種 うにびき網漁業	19	海峡	
		手繰第3種	ほたてけた網漁業	107	湾内
			ほたて・うに雑けた網	27	海峡
			なまこ雑けた網漁業	183	湾内
	底建網漁業		85	海峡23、海峡(たら)14 湾内(たら)20、湾内(ひらめ) 20 太平洋8	
	さめ固定式さし網漁業		30	海峡	
	かれい固定式さし網漁業		121	湾内97、海峡24	
	ばばがれい固定式さし網漁業		20	太平洋	
	ひらめ固定式さし網漁業		17	海峡	
	あんこう固定式さし網漁業		16	海峡	
	なまこ固定式さし網漁業		115	湾内	
	こうなご光力利用敷網漁業		128	海峡55、太平洋73	
	小型いかつり漁業 (5t～30t未)		176	太平洋	
	やりいかつり漁業		116		
自家用釣餌用いかつり漁業		5			
潜水器漁業		49			
知事許可 計			1,117		
広域漁調承認	沿岸くろまぐろ漁業		1,018	日本海486、太平洋532	
合 計			2,321		

イ 内水面における採捕許可一覧

許可別	関係漁協	採捕許可の内容			許可 件数
		漁具又は漁法	採捕する水産動物	採捕区域	
採 捕 許 可	川内町内水面漁協	敷 網	しろうお	川内川	26
	六ヶ所村漁協	や す	かれい	高瀬川	15
		さし網	さより、すずき、ぼら、うぐい	〃	7
		〃	さより	〃	5
		え り	さより、すずき、ぼら、かれい、うぐい	〃	6
		や な	うぐい、かれい	〃	1
		〃	うぐい	〃	4
		ひき網	さより、すずき、ぼら、うぐい	〃	1
		〃	はぜ、うぐい	〃	1
		追込網	ぼら	〃	1
		建 網	えび	〃	18
		〃	〃	田面木沼	35
		〃	〃	市柳沼	15
	六ヶ所村海水漁協	建 網	かれい、にしん、わかさぎ	尾駁沼	11
		さし網	にしん	〃	1
		建 網 (ふくべ)	はぜ、えび	〃	8
		さし網	うぐい、ぼら、かれい、さより、にしん	〃	19
		建 網	こい、ふな、うぐい、かれい	鷹架沼	6
		さし網	わかさぎ こい、ふな、わかさぎ	〃	5
	むつ市	せん筒	しろうお	大川目川	21
		〃	〃	永下川	8
		〃	〃	宇曽利川	3
		〃	〃	大荒川	3
	むつ市（川内町）	敷 網	〃	戸沢川	8
計					228

ウ 海面における特別採捕許可一覧

許可別	関係漁協・機関	採 捕 許 可 の 内 容			許可 件数
		漁具又は漁法	採捕する水産動物	採捕区域	
特別 採捕 許可	むつ市教育委員会	徒手採捕 たも網	あさり、あかがい、その他水 産動植物	芦崎湾先端から海上 自衛隊大湊基地第25 航空隊正門前を結ぶ 線と芦崎砂嘴に囲ま れた地域	1
	東北電力株式会社 東通原子力発電所	潜水徒手採捕 採泥器	なまこ、その他水産動物	東共第21号	1
	奥戸漁協	潜水徒手採捕	なまこ	東共第45号	1
	川内町漁協	潜水徒手採捕	なまこ	西共第55号	1
	横浜町漁協	ほたてけた網	ほたてがい	西共第49号	1
計					5

エ 内水面における特別採捕許可一覧

許可別	関係漁協・機関	採 捕 許 可 の 内 容			許可 件数
		漁具又は漁法	採捕する水産動物	採捕区域	
特別 採捕 許可	大畑町漁協	留漁法 さし網	さけ さけ	大畑川 〃	1 1
	老部川内水面漁協	ひき網	さくらます	小老部川	1
		ひき網	さくらます	老部川	1
		留漁法	さくらます	〃	1
		ひき網	さけ	〃	1
		留漁法	さけ	〃	1
		さし網	さけ	〃	1
	川内町内水面漁協	ひき網、たも網	さくらます	川内川	1
	東通村	建 網	うなぎ	大沼川	1
		〃	うなぎ	左京沼川	1
	川内町漁協	留漁法	さけ	川内川	1
		さし網	さけ	〃	1
		たも網	さけ	〃	1
	六ヶ所村漁協	建 網	わかさぎ	高瀬川	1
	佐井村漁協	たも網	さけ	牛滝川	1
計					16

オ 特定水産動植物採捕許可一覧

許可別	関係漁協・機関	採 捕 許 可 の 内 容			許可 件数
		漁具又は漁法	採捕する水産動物	採捕区域	
特定 採捕 許可 植物	東北電力株式会社 東通原子力発電所	潜水徒手採捕 採泥器	あわび及びなまこ	東共第21号	2
計					2

(2) 漁船登録状況

ア 漁船の建造、改造許可

(単位：件数)

区 分 \ 年 度		29 年	30 年	元 年	2 年	摘 要
建造	知 事 許 可	1	1	2	0	
改造	〃	46	44	54	32	
転用	〃	5	3	1	6	
合 計		52	48	57	38	

イ 漁船の認定及び検認

(単位：隻数)

区 分 \ 年 度		29 年	30 年	元 年	2 年	摘 要
認 定	知事許可 (5ト以上)	9	13	12	5	
確 認	知事許可 (10メートル以上5ト未満)	37	31	41	30	
検 認		779	900	894	156	
合 計		825	944	947	191	

ウ 漁 船 登 録

(単位：件数)

区 分 \ 年 度		29 年	30 年	元 年	2 年	摘 要
	新 規 登 録	175	146	151	126	
	変 更 登 録	292	154	130	98	
	再 交 付	14	42	43	28	
	謄 本 交 付	901	930	874	832	
小 計		1,382	1,272	1,198	1,084	
	登 録 抹 消	121	170	165	96	
合 計		1,503	1,442	1,363	1,180	

4 普及課業務内容（令和2年度実績）

事業区分	内 容	普及対象等
1. 水産業改良普及事業	1. 漁業技術改良普及指導 (1) 外海ほたてがい漁業の技術指導 (2) その他各種漁業の操業技術指導 2. 増養殖技術改良普及指導 (1) ほたてがい(湾内)天然採苗・育成等技術指導 (2) 外海ほたてがい増養殖技術指導 (3) さけ、さくらます飼育技術指導 (4) さけ海中飼育技術指導 (5) ひらめ中間育成技術・放流効果調査指導 (6) まぞい中間育成技術指導 (7) あわび、うに、なまこ増養殖技術指導 (8) こんぶ、わかめ増養殖技術指導 (9) ふのり増殖技術指導 (10) 海峡サーモン養殖技術指導 (11) まつかわ養殖技術指導 (12) まこんぶ種苗生産技術指導	石持漁協、野牛漁協 管内 20 漁協(内水面漁協を除く。) 横浜町漁協、むつ市漁協、川内町漁協、脇野沢村漁協 石持漁協、野牛漁協 川内町、川内町内水面漁協、大畑町漁協、老部川内水面漁協、東通村 大畑町漁協、野牛漁協、尻屋漁協、尻労漁協、小田野沢漁協、白糠漁協、泊漁協、六ヶ所村海水漁協、 管内 20 漁協(内水面漁協を除く。) 尻屋漁協 横浜町漁協、川内町漁協、佐井村漁協、大間漁協、風間浦漁協、大畑町漁協、石持漁協、野牛漁協、岩屋漁協、尻屋漁協、小田野沢漁協、白糠漁協 大間漁協、佐井村漁協、風間浦漁協、大畑町漁協、関根浜漁協、東通村管内8漁協、泊漁協 奥戸漁協、白糠漁協 北彩漁業生産組合 佐井村漁協 佐井村漁協、風間浦漁協

	(13) きあんこう資源管理指導 (14) みずだこ資源管理指導 (15) その他(あさり、ばばがれい、うなぎ、しじみ)資源管理指導	風間浦漁協 大間漁協、尻屋漁協 むつ市漁協、奥戸漁協、猿ヶ森漁協、六ヶ所村漁協
	3. 栽培漁業及び資源管理型漁業推進に関する指導 (1) 栽培魚種にかかる養殖技術及び放流技術指導 (2) 資源管理型魚種・漁業種類の管理指針等遵守指導 (3) その他魚種の標識放流に関する指導	管内 20 漁協(内水面漁協を除く。) 管内 20 漁協(内水面漁協を除く。) 管内 20 漁協(内水面漁協を除く。)
	4. 下北の磯焼け場に特化したうに周年生産モデル事業 (1) 漁具の設置による天然コンブの給餌	風間浦漁協
	1. 沿岸漁業経営改善指導 (1) 沿岸漁業改善資金利用促進指導 2. 浜の活力再生プラン策定・実施指導	管内 20 漁協(内水面漁協を除く。) 横浜町漁協、川内町漁協、佐井村漁協、大間漁協、奥戸漁業、風間浦漁協、大畑町漁協、石持漁協、野牛漁協、岩屋漁協、尻屋漁協、尻労漁協、猿ヶ森漁協、小田野沢漁協、白糠漁協、泊漁協、下北北通り地域広域水産業再生委員会、下北地区東部広域水産業再生委員会
2. 漁業経営対策事業		
3. 漁業の担い手確保・育成事業	1. 研究グループ等育成指導 (1) 青森県青年・女性漁業者交流大会指導 (2) 漁業研究会総会等出席指導	川内町漁協 川内町漁協青年部、脇野沢村

		漁協青年部、佐井村漁業研究会、野牛漁業研究会、岩屋漁業研究会、尻屋漁業研究会、尻労漁業研究会、猿ヶ森漁業研究会、東通村漁業連合研究会、白糠漁業研究会、白糠船主組合、青森県漁協青年部連絡協議会
	2. 女性グループ等育成指導 (1) AML S 協議会出席指導（役員会、総会、交流会等） (2) 各種研修会・講習会出席指導 (3) 漁協女性部総会出席指導	3 回 マリンレディーズ研修会 2 回（脇野沢村漁協女性部、川内町漁協女性部）
	3. 漁業後継者育成指導（漁業生産担い手育成事業関係） (1) 学習会開催 (2) 水産教室開催 (3) 漁業士育成指導 (4) 県漁業士会むつ支部会育成指導（役員会、総会、研修会等）	泊漁協、東通村漁業連合研究会他 風間浦小学校児童他 2 団体、5 回 （R2 年度末、青年・指導漁業士計 58 名） 6 回
	4. 水産教育広報指導 (1) 各種資料提供（各種印刷物配布） (2) 各種情報資料の収集	管内全漁協（23）、市町村（7）ほか 管内全漁協（23）、市町村（7）ほか
4. 漁業公害調査指導事業	1. 漁業被害の発見/通報体制の確立指導 2. 漁業公害調査及び防除指導	管内全漁協（23）、市町村（7）

	(1) 漁業公害の発見/防除体制の確立指導 (2) 漁業公害の調査指導	管内全漁協(23)、市町村(7) 管内全漁協(23)、市町村(7)
5. 漁業被害防止対策事業	1. 被害情報の収集・把握 2. 大型クラゲ、トド等による漁業被害の情報収集及び対策等の指導	管内全漁協(23) 脇野沢村漁協、津軽海峡～太平洋側漁協(佐井村～白糖)
6. 水産多面的機能発揮対策事業	1. 機能発揮活動指導 (1) 藻場の保全 (2) 海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理	むつ市藻場づくり応援協議体、佐井村漁協保全活動の会、奥戸地区藻場保全の会、大間地区藻場保全の会、風間浦地区藻場保全活動の会、尻屋地区藻場保全の会 大畑町地域協議会

下北地方漁港漁場整備事務所

「なりわい」と「にぎわい」を創出する佐井漁港の整備 (わいわい漁港整備)



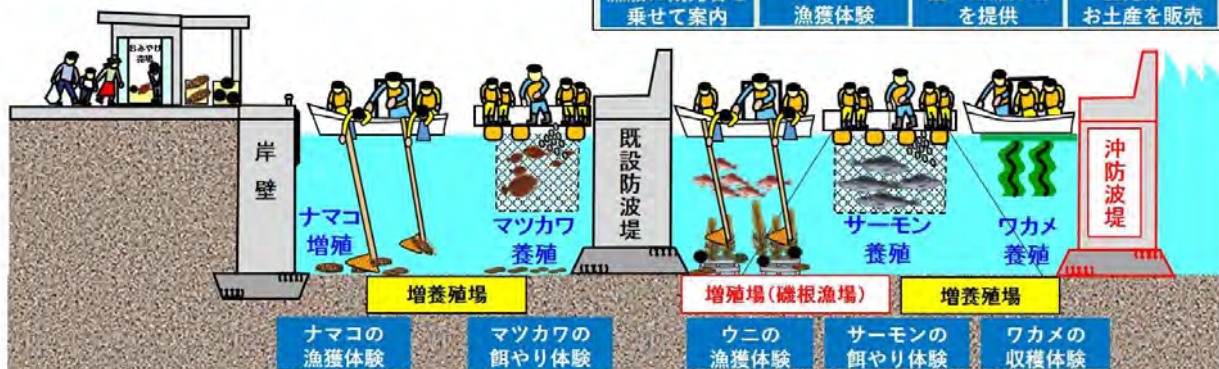
「なりわい」の場

- 県が整備する沖防波堤の内側をサーモンなどの養殖場にするほか、県が造成する藻場を磯根漁場としても活用
- 漁港内の泊地をマツカワガレイの養殖場やナマコの増殖場としても活用

「にぎわい」の場

- 地元が「なりわい」の場となる漁港を「漁業体験観光」の場としても活用

「なりわい」と「にぎわい」の場となるイメージ図



漁船に観光客を乗せて案内

餌やり・漁獲体験

獲った魚介類を提供

直売所でお土産を販売

1 沿 革

漁港は、昭和 25 年 5 月 2 日法律第 137 号をもって制定交付された「漁港法」に基づいて整備されることとなった。（漁港法は、平成 14 年の一部改正により「漁港漁場整備法」に改称された。）

本県においては、昭和 25 年 4 月水産部に施設課を新設し、庶務、漁港、漁船の 3 係、課長以下 17 名の職員でスタートした。

沿革は次のとおり。

昭和 25 年 4 月	青森県行政組織規則に基づき水産部に施設課が設置される。
昭和 26 年 4 月	漁港関係事業の執行機関が土木部の土木事務所となる。
昭和 42 年 4 月	青森県行政機関設置条例の改正により、漁港事務所が設置される。 むつ市小川町二丁目 2-4 に事務所を開設
昭和 42 年 10 月	むつ合同庁舎に移転
昭和 48 年 4 月	青森県行政組織規則改正により、建設第一課、建設第二課の 2 課制となる。
昭和 52 年 4 月	青森県行政組織規則改正により、総務課に庶務係、管理係が設置される。
昭和 54 年 9 月	むつ市中央二丁目 8-25 に庁舎新築
昭和 54 年 12 月	同庁舎竣工、移転。
昭和 61 年 4 月	(1) 青森県行政組織規則の改正により、所掌事務に「沿岸漁場整備開発事業等の施行に関すること」が加えられた。 (2) 青森県行政組織規則の改正により、「次長」職が新設される。
昭和 62 年 4 月	青森県行政組織規則の改正により、「水産土木工事検査主幹」職が新設される。
平成 5 年 3 月	庁舎増改築工事完成
平成 5 年 4 月	青森県行政組織規則の改正により、計画指導課、建設課となる。
平成 13 年 4 月	青森県部設置条例の改正により、水産部から農林水産部となる。 青森県行政組織規則の改正により、漁港課が漁港漁場整備課に改称 同上により漁港事務所の「水産土木工事検査」職が廃止となる。
平成 14 年 4 月	青森県行政組織規則の改正により、下北地方農林水産事務所の下部機関として下北地方農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所となる。 同上により、「次長」職が廃止される。 同上により、総務課が廃止され、管理課が設置される。

平成 18 年 4 月 青森県行政組織規則の改正により、下北地域県民局地域農林水産部の下部機関として、下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所となる。

平成 28 年 8 月 むつ合同庁舎に移転

2 管内の概況

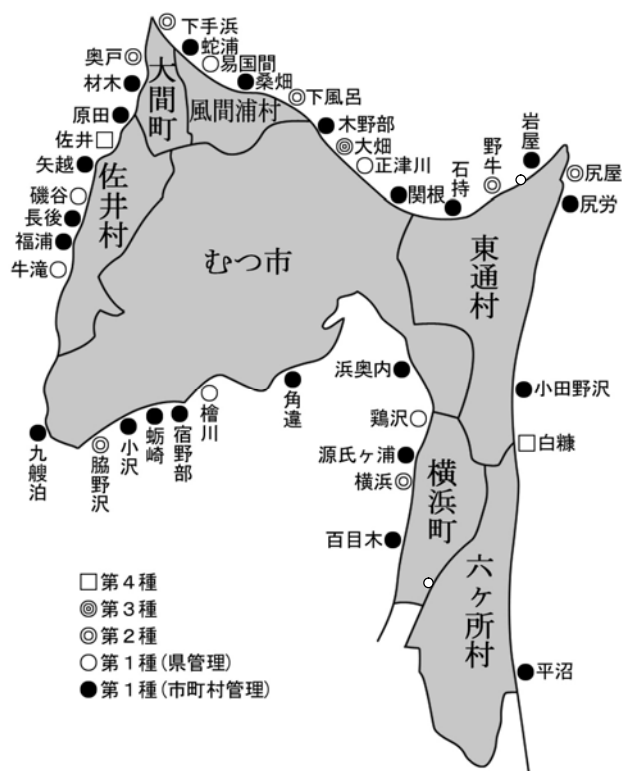
下北地方漁港漁場整備事務所が所轄する区域は、むつ市及び下北郡全域（大間町、佐井村、風間浦村、東通村）、それに加えて上北郡の一部の区域（横浜町、六ヶ所村）の 7 市町村となっており、津軽海峡、太平洋及び陸奥湾に面している。

管内の漁港の数は、県管理港 16 港及び市町村管理 22 港の合計 38 港である。また、管内の海岸線総延長は約 326km に及んでおり、本県海岸線総延長の 41% に当たる。

津軽海峡、太平洋の外海は、寒流暖流の交錯する好漁場が形成されているため、豊富な回遊魚を対象とした漁船漁業を中心に漁業活動が営まれるとともに、北部の磯根、岩礁地帯では天然の魚介類の採取も盛んに行われている。

一方、陸奥湾は、国内有数規模の内海として古くから漁業をはじめ、地域の様々な面に深く関わってきた。近年の陸奥湾における漁業はホタテガイの養殖が中心であり、本県の基幹産業の一つとなっている。

管内指定漁港位置図



種類別 管理者別	全 県					下北管内				
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	計	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	計
県	11	24	4	3	42	6	7	1	2	16
市町村	43	—	—	—	43	22	—	—	—	22
計	54	24	4	3	85	28	7	1	2	38

管内漁港の概要（漁港管理者別・種類別一覧表）

漁港の種別の定義

種 別	定 義
第 1 種	その利用範囲が地元の漁業を主とするもの
第 2 種	その利用範囲が第 1 種漁港より広く、第 3 種漁港に属しないもの
第 3 種	その利用範囲が全国的なもの
第 4 種	離島その他辺地にあって、漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの
特定第 3 種	第 3 種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で、政令で定めるもの

3 管内漁港一覧

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

漁 港 所在市町村	第 1 種 (県 管 理)	第 1 種 (市町村管理)	第 2 種 (県 管 理)	第 3 種 (県 管 理)	第 4 種 (県 管 理)	漁港利用漁協
む つ 市		浜 奥 内				む つ 市 漁 協
		角 違				
		関 根				関 根 浜 漁 協
	正 津 川	木 野 部 (H26.4 移管)		大 畑		大 畑 町 漁 協
	檜 川	宿 野 部 (H24.4 移管) 蛸 崎 (H28.4 移管)				川 内 町 漁 協
		小 沢 (H25.4 移管) 九 艘 泊	脇 野 沢			脇 野 沢 村 漁 協
横 浜 町	鶏 沢	百 目 木 源 氏 ケ 浦	横 浜			横 浜 町 漁 協
佐 井 村	牛 磯 滝 谷	福 長 浦 矢 後 越 (H24.4 移管) 原 田			佐 井	佐 井 村 漁 協
大 間 町			下 手 浜			大 間 漁 協
		材 木	奥 戸			奥 戸 漁 協
風 間 浦 村	易 国 間	蛇 桑 浦 畑	下 風 呂			風 間 浦 漁 協
東 通 村			野 牛			野 牛 漁 協
		石 持				石 持 漁 協
		岩 屋				岩 屋 漁 協
		尻 労				尻 労 漁 協
		小 田 野 沢				小 田 野 沢 漁 協
			尻 屋			尻 屋 漁 協
					白 糠 (白 糠)	白 糠 漁 協
六 ケ 所 村					白 糠 (泊) 白 糠 (焼 山)	泊 漁 協
		平 沼				六 ケ 所 海 水 漁 協
合 計	6 港	22 港	7 港	1 港	2 港	38 港

4 令和3年度水産基盤整備等事業費
4-1 令和3年度事業総括表

令和3年度 漁港漁場関係事業予算総括表

◆工事費ベース

(金額単位：千円)

事業区分	全 体				うち県管理				うち市町村管理						
	①		②		前年比	①		②		前年比	①		②		
	R2県当初予算 箇所数	工事費	R3県当初予算 箇所数	工事費		R2県当初予算 箇所数	工事費	R3県当初予算 箇所数	工事費		R2県当初予算 箇所数	工事費	R3県当初予算 箇所数	工事費	
水 産 環 境	3	342,000	3	510,000	1.49	3	342,000	3	510,000	1.49	0	0	0	0	—
水 産 生 産	2	550,000	3	850,000	1.55	2	550,000	3	850,000	1.55	0	0	0	0	—
機 能 保 全	18	956,000	16	678,000	0.71	11	800,000	10	565,000	0.71	7	156,000	6	113,000	0.72
機 能 強 化	9	681,000	6	355,000	0.52	6	340,000	6	355,000	1.04	3	341,000	0	0	0.00
機 能 増 進	2	60,000	0	0	0.00	2	60,000	0	0	0.00	0	0	0	0	—
港 整 備	0	0	2	30,000	皆増		0	2	30,000	皆増	0	0	0	0	—
漁 村 再 生	1	40,000	1	80,000	2.00	0	0	0	0	—	1	40,000	1	80,000	2.00
集 落 環 境	4	60,000	4	97,000	1.62	0	0	0	0	—	4	60,000	4	97,000	1.62
海 岸 保 全	3	115,000	3	190,000	1.65	2	90,000	3	190,000	2.11	1	25,000	0	0	0.00
合 計	42	2,804,000	38	2,790,000	1.00	26	2,182,000	27	2,500,000	1.15	16	622,000	11	290,000	0.47

◆事業区分の凡例

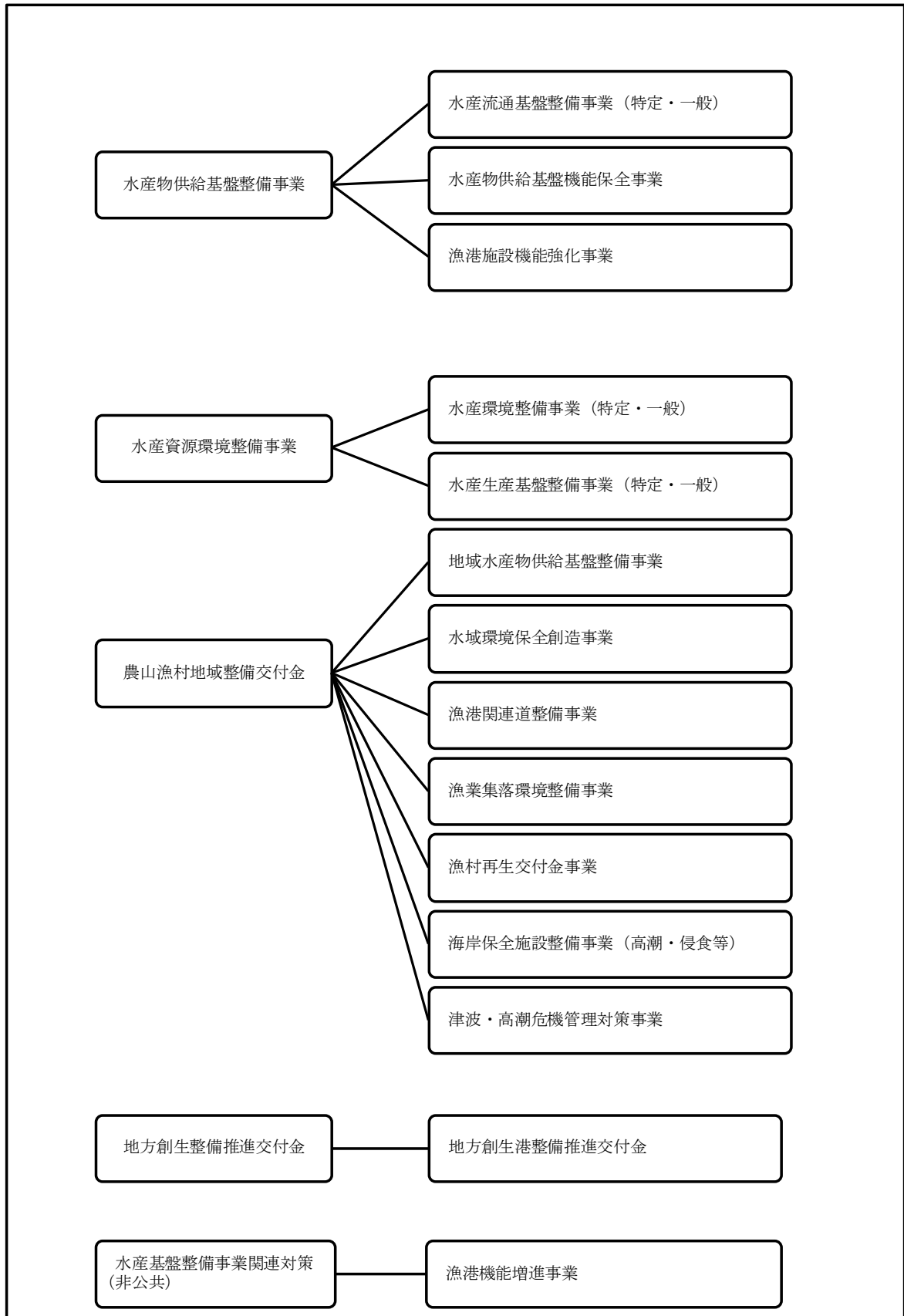
水産環境＝水産環境整備事業
 水産生産＝水産生産基盤整備事業
 機能保全＝水産物供給基盤機能保全事業
 機能強化＝漁港施設機能強化事業
 機能増進＝漁港機能増進事業
 漁村再生＝漁村再生交付金事業（農山漁村地域整備交付金）
 集落環境＝集落環境整備事業（農山漁村地域整備交付金）
 海岸保全＝海岸保全施設整備事業（農山漁村地域整備交付金）

※「県当初予算」とは、県当初内示額を表す。

5 事業制度

(1) 漁港・漁場・漁村事業の概要

水産基盤整備の事業体系(主な事業)



一般公共事業(水産庁・負担金・補助金)

種別	制度	目	事業名		事業の目的・内容	事業採択要件 など	備 考
一般公共補助金	負担金	水産物供給整備	水産流通基盤整備事業	特定 (法律補助)	水産物の流通機能の強化を図るため、第2種漁港、第3種漁港又は第4種漁港の整備を行う事業	【特定事業の要件】 ①計画事業費が20億円を超えるもの ②第2種漁港(利用漁船実隻数400隻程度以上若しくは属地陸揚量5,000トン程度以上)、第3種漁港、第4種漁港であるもの	【根拠法律】 漁港漁場整備法
				一般 (予算補助)	及び共同漁業種の設定されている区域及びこれに隣接する水域において、当該事業が施行されている漁港と密接に関連する漁場の施設の整備を行う事業	①計画事業費が一事業につき5億円を超えるもの ②漁港施設については、次の要件を満たすもの ア 1漁港あたり計画事業費が5億円を超えるもの イ 第2種、第3種又は第4種漁港であること ただし、第2種にあつては、利用漁船実隻数200隻程度以上若しくは属地陸揚量5千トン程度以上の港勢を有するものなど	
			水産物供給基盤機能保全事業 (予算補助)		効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るため、漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定、並びに機能保全計画に基づく漁港・漁場施設の保全工事を行う事業	①計画事業費が漁港毎に20億円未満のもの ②第1種又は第2種漁港(利用漁船実隻数又は登録漁船隻数50隻程度以上、若しくは陸揚金額1億円以上) ③第3種又は第4種漁港であること ④漁場施設は、当該漁場を利用している漁船の本拠地となる漁港の港勢が②又は③に該当するもの ⑤機能保全計画の策定期間は平成20～29年度10箇年以内	【事業対象施設】 ○漁港施設 外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設(道路及び橋に限る)、漁港施設用地(護岸及び人工地盤に限る)、漁港浄化施設 ○漁場施設 増殖場(消波施設等及び中間育成施設に限る) 養殖場(消波施設等及び区画施設に限る)
			漁港施設機能強化事業 (予算補助)		高潮や波高の増大又は地震や津波の発生等に対して、漁港施設の安全性が十分に確保されているか検証を行うとともに、安全が確保されていない漁港施設について必要最低限の機能強化、防護対策を行う事業	①1地区あたりの計画事業費が、地震や津波に対する機能診断は2千万円以上、機能強化工事は5千万円以上20億円未満 ②近年の高潮、波高の増大等に対し、現況の施設の設計諸元の不足が要因となり、越波や浸水等の発生状況にかかる規模又は頻度が著しく、漁港の安全性に問題が生じている漁港 ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域等並びに過去に地震や津波による被害が発生した地域に立地する漁港	【事業対象施設】 左記の②については、近年の高潮、波高の増大等の実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る漁港施設
		水産資源環境整備	水産環境整備事業	特定 (法律補助)	・水産資源の生産力の向上とともに豊かな生態系の維持・回復を図るために漁場の施設を整備する事業	①計画事業費が20億円を超えるもの ②受益戸数200戸以上 ③沖合大規模漁場整備については、 ・海域の基礎生産力の増大等、我が国の資源、生産増大に大きな効果を有するもの ・受益者数が1,000人以上又は受益者を特定の県に限定することが困難なもの	【根拠法律】 漁港漁場整備法
				一般 (予算補助)	・効用の低下している漁場の生産力の回復を図るため、水産資源の生息場の環境改善を行う事業	①計画事業費が3億円を超えるもの ②受益戸数200戸以上 ③沖合大規模漁場整備については、 ・計画事業費が10億円以上のもの ・海域の基礎生産力の増大等、我が国の資源、生産増大に大きな効果を有するもの ・受益者数が1,000人以上又は受益者を特定の県に限定することが困難なもの	
			水産生産基盤整備事業	特定 (法律補助)	・水産資源の増大及び水産物の生産機能の強化を図るために行う漁港の整備並びに共同漁業種の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の施設の整備を行う事業	【特定事業の要件】 ①計画事業費が20億円を超えるもの ②第1種漁港、第2種漁港、第3種漁港又は第4種漁港(第1種及び第2種漁港にあつては、利用漁船実隻数100隻程度以上若しくは属地陸揚金額2億円程度以上)であるもの	【根拠法律】 漁港漁場整備法
				一般 (予算補助)	・効用の低下している漁場の生産力の回復を図るため、水産資源の生息場の環境改善を行う事業並びに漁港区域内における環境保全のため、水質底質改善施設、漁港浄化施設及び廃油処理施設の整備、清掃船の建造、購入又は補修並びに廃船の処理を行う事業	①計画事業費が3億円(漁港施設の整備が含まれる場合は5億円)を超えるもの ②漁港施設と漁場の施設を一体的に整備する場合、又は漁港施設を単独で整備する場合が、次の要件を満たすこと。 ア 第1種又は水産流通以外の第2種、第3種、第4種漁港であつて、1漁港あたりの漁港施設に係る計画事業費が5億円を超えるもの イ 1漁港あたりの利用漁船実隻数若しくは登録漁船隻数が50隻程度以上、若しくは属地陸揚金額1億円程度以上 ③漁場の施設を単独で整備する場合は、原則として同一市町村内の漁港等の登録漁船隻数の総数が100隻程度以上のもの ④水域環境保全については、計画事業費が一事業につき5千万円以上(市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上)のもの ⑤水質底質改善施設については、全体計画面積が2,500㎡以上(第1種及び第2種漁港については、1,200㎡以上)のもの	

種別	制度	目	事業名	事業の目的・内容	事業採択要件	備考
一般	農山漁村地域整備	水産物供給	地域水産物供給基盤整備事業（予算補助）	地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産機能の強化を図るため、第1種漁港並びに第2種漁港の整備を行う事業及び共同漁業種の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の施設の整備を行う事業	①計画事業費が3億円（漁港施設の整備が含まれる場合は5億円）を超えるもの ②漁港施設と漁場の施設を一体的に整備する場合、又は漁港施設を単独で整備する場合は、次の要件を満たすこと。 ア 第1種漁港又は第2種漁港であって、1漁港あたりの漁港施設に係る計画事業費が5億円を超えるもの イ 1漁港あたりの利用漁船隻数若しくは登録漁船隻数が50隻程度以上、若しくは属地陸揚金額1億円程度以上 ③漁場の施設を単独で整備する場合は、原則として同一市町村内の漁港等の登録漁船隻数の総数が100隻程度以上のもの ④水域環境保全については、計画事業費が1事業につき5千万円以上（市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上）のもの ⑤水質底質改善施設については、全体計画面積が2,500㎡以上（第1種及び第2種漁港については、1,200㎡以上）のもの	
			水域環境保全創造事業（予算補助）	・漁場及び漁港区域内において行われる公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第3項第5号に掲げる事業 ・効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を行う事業並びに漁港区域内における環境保全のため、水質底質改善施設、漁港浄化施設及び廃油処理施設の整備、清掃船の建造、購入又は補修並びに廃船の処理を行う事業	水域環境保全のための事業にあつては ①計画事業費が1事業につき5千万円以上（市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上）のもの ②水質底質改善施設については、全体計画面積が2,500㎡以上（第1種及び第2種漁港については、1,200㎡以上）のもの ③放置座礁船の処理を行うにあたっては、船舶所有者等に代わり、県又は市町村がやむを得ず放置座礁船を処理する場合に必要な経費として、全体事業費が5千万円以上の場合に限る。	
			漁港関連道路整備事業（予算補助）	漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るために重要な、主要漁港関連道路、附帯関連道路、一般漁港関連道路の新設、又は改良を行う事業。	①計画事業費は、下記のとおりであること。 ・主要漁港関連道路の新設、改良は、1億円以上6億円未満。 ・附帯関連道路の改良は、主要漁港関連道路に関する事業費の1/2以内、5千万円以上 ・一般漁港関連道路の新設、改良は、5千万円以上6億円未満 ②漁港関連道路の全部又は大部分が当該漁港の区域外になるものであること ③新設の場合は、漁業上必要な自動車の利用しう道路が無いか又は既存道路では漁獲物の輸送上支障があり、かつ改良が困難であること ④改良の場合は、既存道路では漁業上必要な自動車の交通ができないか、又は漁獲物の輸送上著しく支障があること ⑤道路の有効幅員が3メートル以上のものであること	○主要漁港関連道路 主要漁港と主要道路等とを結ぶための道 ○附帯関連道路 主要漁港関連道路に関する事業と併せて改良する必要がある道 ○一般漁港関連道路 主要漁港以外の漁港と主要道路等とを結ぶための道
			漁業集落環境整備事業（予算補助）	水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の発展に資する避難路等の防災関連施設や漁業集落排水施設等の衛生管理施設等の整備を行う事業	①漁業依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落 ②地震防災対策強化地域に立地する集落 ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に立地する集落 ④総事業費が3千万円以上 ⑤集落人口が300人以上5,000人以下（漁業集落排水施設整備は100人以上5,000人以下）ただし、辺地地域・振興山村・過疎地域等については集落人口が50人以上5,000人以下	
			漁村環境	漁港環境整備事業（予算補助）	漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上等に資する施設等の整備を行う事業	①漁港区域内の漁港施設用地等において実施するもので、漁港管理者が施設を運営管理するもの ②全体計画面積が2,500㎡以上（第1種及び第2種漁港は1,200㎡以上） ③整備対象となる計画面積は、計画利用人数1人につき15㎡以下の面積となる場合に限る。また、地域における防災対策上、災害時に機能を発揮する施設であること。 ④総事業費が5千万円以上
	公共金	整備	漁村再生交付金事業（予算補助）	地域の既存ストックの有効活用等を通じた漁業生産基盤及び生活環境施設の総合的な整備を実施する事業 実施できる施設は、漁港、漁場漁港環境、漁業集落環境施設及び地域創造型による整備、水域の環境保全対策	①漁村再生計画の策定 ②計画事業費が1億円以上20億円以下のもの ただし、県が行う漁港及び漁場施設整備は5億円以下 市町村が行う漁港整備は12億円以下 ③計画期間はおおむね6箇年以内	

種別	制度	目	事業名	事業の目的・内容	事業採択要件 など	備 考
一般公共	農山村漁村地域整備交付金	海岸保全施設整備	高潮対策事業 (法律補助)	国民経済上、民生安定上重要な地域を高潮・波浪・津波による被害から防護するために海岸保全施設の新設、改良を行う事業	海岸保全区域内において主として実施するものであって、次を満たすもの ①防護面積が1km 当たり5ha 以上又は防護人口が1km 当たり50人以上 ②総事業費が1億円以上 ③事業計画が策定されている地区	【根拠法律】 「海岸法」
			侵食対策事業 (法律補助)	貴重な国土を海岸侵食から守るために海岸保全施設の新設、改良を行う事業	海岸保全区域内において主として実施するものであって、次を満たすもの ①防護面積が1km 当たり5ha 以上又は防護人口が1km 当たり50人以上 ②総事業費が1億円以上 ③事業計画が策定されている地区	【根拠法律】 「海岸法」
			海岸耐震対策事業 (予算補助)	地震発生に伴う防護機能低下による浸水被害を防止するため、海岸保全施設の緊急的な耐震対策を行う事業	海岸保全区域内において主として実施するものであって、次を満たすもの ①日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による甚大な浸水被害への緊急的な対策を要する海岸 ②H.W.L以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害への緊急的な対策を要する海岸 ③総事業費が県事業で5千万円以上、市町村事業で2千5百万円以上 ④事業計画が策定されている地区	採択要件の①②は、いずれかを満足すること
			海岸堤防等老朽化対策事業 (予算補助)	老朽化等により機能が確保されていない海岸施設を緊急に機能の強化又は回復を実施する事業	海岸保全区域内において主として実施するものであって、次を満たすもの ①平成30年度までに長寿命化計画が策定されるもの ②長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること ③老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があるもの ④総事業費が県事業で5千万円以上、市町村事業で2千5百万円以上 ⑤事業計画が策定されている地区	①について東日本震災被災地及び5地区海岸を管理する市町村は平成32年度まで長寿命化計画が策定されるもの ②について平成30年度までに対策工事に着手する場合は採択要件としない
			津波・高潮危機管理対策事業 (予算補助)	既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波からの避難を促進するための施策を総合的に実施する事業	海岸保全区域内において主として実施するものであって、次を満たすもの ①日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による甚大な津波災害への緊急的な対策を要する海岸 ②H.W.L以下の防護区域を有し、甚大な高潮災害への緊急的な対策を要する海岸 ③総事業費が県事業で5千万円以上、市町村事業で2千5百万円以上 ④事業計画が策定されている地区 ⑤5年以内に整備目標の達成が見込まれること	採択要件の①②は、いずれかを満足すること
			海岸環境整備事業 (予算補助)	国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う事業	海岸保全区域内において主として実施するものであって、次を満たすもの ①周辺に公営の公園等レクリエーション施設のある区域又は計画中の区域において、海浜利用が増進されるもの ②広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるもの[海岸利用活性化] ③緊急に養浜を実施しなければならないもの[緊急養浜] ④自然環境との調和・個性ある地域づくりに資するもの[海岸環境保全・再生] ⑤階段工及びこれと一体として通路又は植栽を整備するもので、短年で効果を発揮するもの[海岸環境局部改良] ⑥総事業費が1億円以上	採択要件の①～⑤は、いずれかを満足すること

一般公共事業(内閣府:交付金)

種別	制度	目	事業名	事業の目的・内容	事業採択要件	備 考
一般公共	地域再生基金	地方創生整備交付金	地方創生港整備推進交付金 (法律補助)	地元の利用が主体となっている地方港湾と第1種漁港及び第2種漁港において地域レベルで共通する課題に対応する施設の整備を行う事業	第1種漁港及び第2種漁港	【根拠法律】 「地域再生法」

災害公共事業

種別	制度	目	事業名	事業の目的・内容	事業採択要件	備 考
災害公共事業	負担金・補助金	災害復旧	漁港施設災害復旧事業 (法律補助)	異常天然現象に因って被災した漁港施設、海岸を原形に復旧(又は従前の効用を復旧するための改良)し、公共の福祉を確保する事業。	1箇所の工事の費用が、都道府県又は指定市が事業主体の場合120万円以上、市町村が事業主体の場合60万円以上のもの	【根拠法律】 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」
			漁業用施設災害復旧事業 (法律補助)	異常天然現象に因って被災した沿岸漁場整備開発施設、漁港施設(水産業協同組合管理)を原形に復旧(又は従前の効用を復旧するための改良)し、水産業の維持・経営安定を図る事業。	1箇所の工事の費用が40万円以上	【根拠法律】 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」
			共同利用施設災害復旧事業 (法律補助)	異常天然現象に因って被災した農林水産業に係る共同利用施設を原形に復旧(又は従前の効用を復旧するための改良)し、水産業の維持・経営安定を図る事業。	1箇所の工事の費用が40万円以上 ただし激甚災害の場合にあつては13万円以上のもの	【根拠法律】 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」
	補助金	災害復旧	漁港災害関連事業 (予算補助)	漁港施設災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであり、かつ構造物の強化等を図るため、災害復旧事業とあわせて施行する工事。	1箇所の工事費が都道府県又は指定市が事業主体の場合800万円以上、市町村が事業主体の場合600万円以上の工事であり、災害復旧工事費に対し、100%を超えない範囲	
			災害関連漁業集落環境施設復旧事業 (予算補助)	異常天然現象により被災した施設の災害復旧(負担法又は暫定法による災害復旧)に関連し、同一漁港区域内で同一の災害により被害を受けた漁業集落環境施設を原形に復旧する工事。	①受益者戸数が2戸以上 ②工事費が200万円以上	
			災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 (予算補助)	洪水、台風等により海岸に漂着した大規模な流木等が、海岸保全施設の機能を阻害する場合に、緊急的に流木等の処理(集積・選別・積込・運搬及び焼却等)を実施する。	①一発生原因当たりの漂着量(以下ア、イの合計)が事業主体数に関わらず合計1,000㎡以上 ア 海岸保全区域内に漂着したもの イ 堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもの ②一事業主体の事業費が200万円以上	

非公共事業

種別	制度	目	事業名	事業の目的・内容	事業採択要件	備 考
非公共事業	負担金・補助金	水産物供給基盤整備関連対策費	漁港機能増進事業	漁港ストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や施設の有効活用など、漁港機能を増進する取り組みを推進する事業	①単一の施設及び単年度整備を原則とする。 ②漁業地域の圏域計画が策定されており、漁港相互の役割分担が図られている漁港とする。 ③計画事業費の上限は、一事業当り3億円とする。また、計画事業費の下限が、一事業当り1,000万円とする。 ④費用対効果(B/C)は、1以上を必要とする。ただし、補修工事に係るもの及び付帯施設のうち、はしごや車止め等施設利用の安全上必要なものを除く。 ⑤水産基盤整備事業、浜の活力再生交付金など、関連する他事業との整合性を十分に図るものとする。 ⑥施設の新設、増築、改築、補修または除却による事業を交付の対象とすることができるものとする。	【事業対象施設】 ①省力化・軽労化・就労環境改善に資する施設 ②有効活用促進に資する施設 ③安全対策向上に資する施設

県単独事業

種別	目	経費区分	事業名	事業の目的・内容
県単独費	漁港管理費	経常経費	漁港維持修繕費	県管理漁港(43港)の機能向上を伴わない既存施設の改良や施設補修及び維持浚渫を施工する工事
		県単公共	漁港施設費	国補助事業とならない小規模な施設整備で緊急な実施を要し、機能向上を伴う漁港施設の改良工事
	漁港・漁場・漁村対策費	一般政策B	漁港施設調査費	漁港整備計画の策定や変更及び漁港・漁場・海岸事業を実施するために要する調査費
		一般政策B	漁港施設定期点検費	漁港施設の経済的な長寿命化対策のため、水中部の定期点検を実施するために要する経費。

(2) 漁港関係事業負担割合

令和3年度

管 理 主 体		県			市町村			備 考	事業実施状況 又は 最終実施年度	
事 業 名	種 別	負 担 割 合			負 担 割 合				県	市町村
		国	県	市町村	国	県	市町村			
《 特 定 》 水 産 流 通 基 盤	4 種	2/3	1/3					外郭施設、水域施設	実施中	—
		50/100	50/100					係留施設、機能施設	実施中	—
		2/3 (66.6%)	82/300 (27.4%)	18/300 (6.0%)				外郭施設	計画あり	—
	特 定 3 種	50/100	44/100	6/100				水域施設	H21	—
		50/100	40/100	10/100				係留施設(重要な陸揚岸壁以外)、機能施設	計画あり	—
		2/3	0.8/3	0.2/3				重要な陸揚岸壁(高度衛生管理施設に対応)	R1	—
					2/3		1/3	高度衛生管理施設 直接補助	—	R2
		50/100	42/100	8/100				外郭施設、水域施設	H23	—
	3 種 (H14 ま で)	50/100	40/100	10/100				係留施設、機能施設	H23	—
		50/100	40/100	10/100					実施中	—
	3 種 (H15 以 降 新 規)				50/100		50/100	高度衛生管理施設 直接補助	—	R1
	2 種 の 一 部	50/100	40/100	10/100					—	—
	並 型 魚 礁				3/6	2/6	1/6	直接補助	—	H18
水 産 流 通 基 盤	増 殖 場	50/100	50/100						H21	—
	3 種	5/10	4/10	1/10					H30	—
	2 種 の 一 部	5/10	4/10	1/10	3/6	2/6	1/6	市町村営は間接補助につき県5/6	実施中	—
	並 型 魚 礁				3/6	2/6	1/6		—	H15
水 産 環 境	増 殖 場	1/2	1/2						—	—
	魚 礁 ・ 増 殖 場	1/2	1/2						実施中	—
《 特 定 》 水 産 生 産 基 盤	4 種	2/3	1/3					外郭施設、水域施設	実施中	—
		50/100	50/100					係留施設、機能施設	実施中	—
	1 ～ 3 種	50/100	40/100	10/100	3/6	2/6	1/6		実施中	H23
	並 型 魚 礁				50/100		50/100	高度衛生管理施設 直接補助	—	実施中
	増 殖 場	50/100	50/100		3/6	2/6	1/6	直接補助	—	H25
水 産 生 産 基 盤	1 ～ 3 種	5/10	4/10	1/10	3/6	2/6	1/6	市町村営は間接補助につき県5/6	計画あり	—
	並 型 魚 礁				3/6	2/6	1/6		実施中	H20
	増 殖 場	1/2	1/2					間接補助につき県5/6	—	H18
水産物供給基盤 機 能 保 全 (機能診断・計画策定)	4 種	5/10	5/10						H18	—
	特 定 3 種	5/10	4/10	1/10					H29	—
	3 種	5/10	4/10	1/10					H29	—
	1 ～ 2 種	5/10	4/10	1/10	2/4	1/4	1/4	間接補助につき県3/4	H29	H29
水産物供給基盤 機 能 保 全 (保 全 工 事)	4 種	5/10	5/10						実施中	—
	特 定 3 種	5/10	4/10	1/10					実施中	—
	3 種	5/10	4/10	1/10					実施中	—
	1 ～ 2 種	5/10	4/10	1/10	2/4	1/4	1/4	間接補助につき県3/4	実施中	実施中
漁港機能増進事業 (国非公共)	4 種	5/10	5/10						R2	—
	特 定 3 種	5/10	4/10	1/10					実施中	—
	3 種	5/10	4/10	1/10					実施中	—
	1 ～ 2 種	5/10	4/10	1/10					R2	—
	海 岸 保 全 施 設	5/10	5/10						R1	—
	4 種	5/10	5/10						実施中	—
漁港施設機能強化	特 定 3 種	5/10	4/10	1/10					H24	—
	3 種	5/10	4/10	1/10					実施中	—
	1 ～ 2 種	5/10	4/10	1/10	2/4	1/4	1/4	間接補助につき県3/4	実施中	実施中
	1 種				5/10		5/10	H24補正、H25補正 ※地元負担に交付税措置があるため県の嵩上げなし	—	H25
	1 ～ 特 定 3 種	5/10	5/10					H23～一次補正、三次補正 ※東日本大震災の災害と連携して実施するもの	H23	—
地方創生整備推進交付金 (港整備交付金)	1 ～ 2 種	57.5/100	32.5/100	10/100	3/6	1.5/6	1.5/6	間接補助につき県4.5/6 ※注1参照 補助率引き上げ率 R2～R3:14% (H27:16%、H28～H31:15%)	実施中	H26
漁 村 再 生 交 付 金	1 ～ 4 種	5/10	4/10	1/10	2/4	1/4	1/4	間接補助につき県3/4	実施中	実施中
	1 種				5/10		5/10	H24補正 ※地元負担に交付税措置があるため県の嵩上げなし	—	H24
	並 型				2/4	1/4	1/4	間接補助につき県3/4	—	H23
	集 落 排 水 施 設				5/10	0.9/10	4.1/10	間接補助につき県5.9/10 ※H25以前からの継続地区は県9%補助のまま	—	H24
	集落排水施設(H26以降新規)				5/10	0.5/10	4.5/10	間接補助につき県5.5/10	—	—
	集落排水施設以外の施設				5/10	1/10	4/10	間接補助につき県6/10	—	H24
関 連 道	主 要	50/100	40/100	10/100	5/10	2/10	3/10		H17	H5
	一 般	50/100	40/100	10/100	5/10	2/10	3/10		R2	S58
漁 業 集 落 環 境					10/30	6/30	14/30	※注2参照	—	不明
	集 落 排 水 施 設				5/10	0.9/10	4.1/10	間接補助につき県5.9/10 ※H25以前からの継続地区は県9%補助のまま	—	R1
	集落排水施設(H26以降新規)				5/10	0.5/10	4.5/10	間接補助につき県5.5/10	—	実施中
	集 落 排 水 施 設				5/10		5/10	H24補正に限り、地元負担に交付税措置があるため県の嵩上げなし	—	H25
漁 港 環 境	上 記 以 外 の 施 設				5/10	1/10	4/10	間接補助につき県6/10	—	実施中
水 域 環 境 保 全		5/10	4/10	1/10	5/10	2/10	3/10	間接補助につき県7/10 ※市町村営は今後見直し必要	H17	H15
施 設 調 査		5/10	4/10	1/10					H18	—
	水産基盤整備計画調査	1/2	1/2					H23～一次補正 ※これ以外は、調査対象や目的により市町村負担の要否を検討	H23	—
海 岸	水産基盤整備技術課題調査	1/2	1/2						実施中	—
	都 市 型 海 岸	2/5	3/5						H13	—
	高 潮	1/2	1/2						R2	—
	侵 食	1/2	1/2						H21	—
	連 携	1/2	1/2						実施中	—
	耐 震 対 策	1/2	1/2						—	—
	老 朽 化 対 策	1/2	1/2		1/2		1/2		実施中	R2
	津 波 ・ 高 潮 危 機 管 理	1/2	1/2						実施中	—
環 境	1/3	2/3						H19	—	

注1：港整備交付金は、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」による高率補助引き上げは適用されないが、同等の補正を当該年度措置として引き上げを行う

注2：一般関連道の整備費が5千万円以上1億円未満で市町村が事業主体である事業の用地及び補償費の割合

6 主な漁港・漁場・海岸の施設

○ 佐井地区水産生産基盤整備事業（令和3年度～令和7年度）

【漁港整備の方針】

『人・文化・食を育むゆりかごである漁村』の核となる漁港を、生業の場とするとともに、新たな体験型観光資源として活用することで漁村のにぎわいを創出する「なりわい」と「にぎわい」の漁港整備を推進する。

【整備の概要】

- ・佐井漁港は、周辺を航行又は操業する漁船の避難港としての役割があるほか、村の中心部に位置し、青森市との定期船及び観光船の発着場や、村唯一の観光商業拠点施設もあることから、地域の生活と経済の拠点としての役割を担っている。
- ・また、佐井村及び佐井村漁業協同組合は、漁業経営の安定化を目指し、令和3年度から、村の中心に位置し、観光拠点でもある佐井漁港に、近隣4漁港からの陸揚げ機能集約や、藻場造成によるウニやナマコなどの生産力の向上並びに沖防波堤及び既設防波堤背後での魚類養殖を計画している。
- ・しかし、佐井漁港の主要防波堤からの越波により、漁船の安全係留や魚類養殖ができない状況にあるほか、作業労力の軽減や日射・降雪時等での就労環境の改善が課題となっている。
- ・このことから、本事業により新たな沖防波堤を整備し、漁業経営安定を図るために地元漁協が取り組む海面魚類養殖に適した水域と港内泊地の静穏を確保するほか、地元がこれらを活用した漁業体験観光ツアーを行うなど、水産物の生産性の向上と漁村のにぎわいの創出を一体的に図っていく。

【事業概要】

事業期間 R3年度～R7年度

事業費 48億円

事業主体 青森県

事業内容 沖防波堤 L=350m、-2.0m 物揚場(浮桟橋)L=60m、
-3.0m 岸壁(防雪防暑施設)L=70m、増殖場 A=1.0ha

「なりわい」と「にぎわい」を創出する佐井漁港の整備 (わいわい漁港整備)



「なりわい」の場

- 県が整備する沖防波堤の内側をサーモンなどの養殖場にするほか、県が造成する藻場を磯根漁場としても活用
- 漁港内の泊地をマツカワガレイの養殖場やナマコの増殖場としても活用

「にぎわい」の場

- 地元が「なりわい」の場となる漁港を「漁業体験観光」の場としても活用

「なりわい」と「にぎわい」の場となるイメージ図



- 大畑地区水産流通基盤整備事業【大畑漁港】（平成 26 年度から平成 30 年度）
[-4.5m 岸壁（耐震化・屋根）]（平成 26 年度～平成 29 年度）



大畑漁港は、産地市場を有し水産業の流通拠点になっているほか県の防災拠点漁港に位置づけられている。このため、県ではむつ市が整備する衛生管理対応型の荷捌き施設の前面岸壁に屋根を整備するとともに前面水域の静穏度確保を図り、水産物の品質強化を推進する。

- 白糠地区水産流通基盤整備事業【白糠漁港】（平成 14 年度から令和元年度）
[臨港道路（橋梁：焼山地区）]（平成 24 年度～平成 30 年度）



臨港道路（橋梁含む）の整備により、国道 338 号線へのアクセスが容易になり、漁獲物の出荷時間が大幅に短縮されるほか、狭い集落道を通行する必要がなくなることから、交通の安全性が向上する。

- 青森県陸奥湾地区水産環境整備事業（平成 29 年度～令和 5 年度）
（陸奥湾北部漁場：城ヶ沢工区） （平成 30 年度～令和元年度）



マコガレイなどの保護・育成場となるアマモ場の保護を目的とした基質ブロックを設置するとともに、ウスメバル稚魚などの着生を促す藻場造成を目的として、石材による増殖場を整備している。

- 大畑漁港海岸保全施設整備事業【高潮対策】（平成 22 年度～平成 28 年度）



当海岸は、津軽海峡に面した本州北岸の冬期風浪が厳しい地域である。

近年、低気圧等の風浪により、沿岸の護岸背後の住家等に越波・飛沫被害が度々発生しているため、海岸保全施設を整備することにより、護岸からの越波・飛沫被害を防止し、地域住民の生命・財産の保全を図ることとしている。

7 港 勢

平成 30 年の本県における漁港の港勢は、陸揚量 215,538 トン、陸揚金額約 469 億円で、陸揚量において前年比 3.1%増、陸揚金額で 18.8%減となっている。

県全体の登録漁船は、前年比 349 隻減の 7,293 隻、31,679 トンとなっている。

これに対して、当事務所管内漁港の港勢は、陸揚量は前年比 16.3%減の 23,117.1 トン、金額では前年比 31.1%増の約 99 億円となっている。

また、当事務所管内の登録漁船は、前年比 205 隻減の 3,331 隻、8,957.6 トンとなっている。

県全体の漁港種類及び下北管内全体の港勢は、次のとおり。

(1) 県 全 体

(平成 30 年 12 月 31 日現在)

漁港種類	漁港数	登 録 漁 船 数 ・ 総 ト ン 数					
		総 数		動 力 漁 船		無 動 力 漁 船	
		隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
総 数	86	7,293	31,679.4	6,746	31,482.1	547	197.3
第 1 種漁港	55	3,014	5,517.8	2,862	5,469.5	152	48.3
第 2 種漁港	24	2,661	7,501.0	2,607	7,475.0	54	26.0
第 3 種漁港	4	577	15,724.0	576	15,722.9	1	1.1
第 4 種漁港	3	1,041	2,936.6	701	2,814.7	340	121.9

漁港種類	漁港数	利 用 漁 船 隻 数 ・ 総 ト ン 数					
		総 数		動 力 漁 船		無 動 力 漁 船	
		隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
総 数	86	8,667	110,401.8	8,165	110,228.1	502	173.7
第 1 種漁港	55	2,929	5,487.0	2,777	5,438.7	152	48.3
第 2 種漁港	24	3,153	9,158.9	3,099	9,132.9	54	26.0
第 3 種漁港	4	1,512	92,151.1	1,512	92,151.1	—	—
第 4 種漁港	3	1,073	3,604.8	777	3,505.4	296	99.4

漁港種類	漁港数	属 地 陸 揚 量 (トン)			陸上搬入量 (トン)	属 地 陸揚金額 (百万円)
		総 数	海面漁業	海面養殖業		
		(A) = (B+C)	(B)	(C)		
総 数	86	215,538.5	132,201.9	83,336.6	4,110.5	46,922
第 1 種漁港	55	26,284.2	7,820.7	18,463.5	—	8,610
第 2 種漁港	24	73,606.9	8,776.4	64,830.5	3,915.8	16,172
第 3 種漁港	4	111,915.2	111,879.0	36.2	194.7	19,955
第 4 種漁港	3	3,732.2	3,725.8	6.4	—	2,185

出典：平成 30 年港勢調査

(2) 当事務所管内全体

(平成 30 年 12 月 31 日現在)

漁港種類	漁港数	登 録 漁 船 数 ・ 総 ト ン 数					
		総 数		動 力 漁 船		無 動 力 漁 船	
		隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
総 数	38	3,331	8,957.6	2,830	8,792.4	501	165.2
第 1 種漁港	28	1,562	2,822.6	1,411	2,776.4	151	46.2
第 2 種漁港	7	928	2,510.8	902	2,504.3	26	6.5
第 3 種漁港	1	200	1,929.2	200	1,929.2	—	—
第 4 種漁港	2	641	1,695.0	317	1,582.5	324	112.5

漁港種類	漁港数	利 用 漁 船 隻 数 ・ 総 ト ン 数					
		総 数		動 力 漁 船		無 動 力 漁 船	
		隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
総 数	38	4,072	12,263.0	3,615	12,120.3	457	142.7
第 1 種漁港	28	2,201	5,090.0	2,050	5,043.8	151	46.2
第 2 種漁港	7	1,026	3,193.6	1,000	3,187.1	26	6.5
第 3 種漁港	1	227	2,113.0	227	2,113.0	—	—
第 4 種漁港	2	618	1,866.4	338	1,776.4	280	90.0

漁港種類	漁港数	属 地 陸 揚 量 (トン)			陸上搬入量 (トン)	属 地 陸揚金額 (百万円)
		総 数	海面漁業	海面養殖業		
		(A) = (B+C)	(B)	(C)		
総 数	38	23,117.1	11,233.1	11,884.0	3,915.8	9,924
第 1 種漁港	28	12,870.4	4,301.4	8,569.0	—	4,628
第 2 種漁港	7	6,397.1	3,088.5	3,308.6	3,915.8	3,128
第 3 種漁港	1	1,019.2	1,019.2	—	—	741
第 4 種漁港	2	2,830.4	2,824.0	6.4	—	1,427

出典：平成 30 年港勢調査

8 漁港種別、漁業種別、魚種別陸揚量

(平成 30 年 12 月 31 日現在)

(1) 第 1 種漁港 2-1

単位：トン

漁 港 名	総数	主 要 漁 業 種 類 別 陸 揚 量									
		漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量
百 目 木	782.6	(46)ほたて が い 養 殖	755.8	(36)かご漁 業	11.7	(15)その他 の 刺 網	10.2	(4)小 型 底 び き 網	4.9	—	—
源氏ヶ浦	2,206.8	(46)ほたて が い 養 殖	2,141.8	(15)その他 の 刺 網	30.6	(36)かご漁 業	21.2	(4)小 型 底 び き 網	13.2	—	—
鶏 沢	926.4	(46)ほたて が い 養 殖	909.3	(4)小 型 底 び き 網	7.5	(15)その他 の 刺 網	6.5	(36)かご漁 業	3.1	—	—
浜 奥 内	2,233.9	(46)ほたて が い 養 殖	2,188.3	(4)小 型 底 び き 網	40.8	(15)その他 の 刺 網	3.9	(36)かご漁 業	0.6	(20)小 型 定 置 網	0.3
角 違	287.6	(46)ほたて が い 養 殖	254.4	(4)小 型 底 び き 網	15.4	(15)その他 の 刺 網	14.5	(36)かご漁 業	3.3	—	—
檜 川	1,825.7	(46)ほたて が い 養 殖	1,723.4	(4)小 型 底 び き 網	88.0	(36)かご漁 業	7.1	(20)小 型 定 置 網	2.3	(15)その他 の 刺 網	1.7
宿 野 部	290.4	(46)ほたて が い 養 殖	261.9	(4)小 型 底 び き 網	20.5	(36)かご漁 業	5.7	(51)その他 の 水 産 動 物	1.9	(37)採 貝	0.4
蠣 崎	47.9	(46)ほたて が い 養 殖	28.8	(36)かご漁 業	12.3	(4)小 型 底 び き 網	5.5	(37)採 貝	1.2	(15)その他 の 刺 網	0.1
小 沢	284.4	(46)ほたて が い 養 殖	275.8	(38)採 藻	8.5	(36)かご漁 業	0.1	—	—	—	—
九 艘 泊	318.2	(20)小 型 定 置 網	318.0	(37)採 貝	0.2	—	—	—	—	—	—
牛 滝	889.9	(21)その他 の 網 漁 業	885.8	(37)採 貝	1.8	(36)かご漁 業	1.0	(38)採 藻	1.0	(20)小 型 定 置 網	0.3
福 浦	139.3	(21)その他 の 網 漁 業	61.7	(38)採 藻	31.9	(37)採 貝	16.6	(20)小 型 定 置 網	16.1	(15)その他 の 刺 網	5.9
長 後	19.5	(38)採 藻	7.9	(37)採 貝	4.2	(33)その他 の 釣	3.3	(15)その他 の 刺 網	1.9	(20)小 型 定 置 網	1.6
磯 谷	128.3	(38)採 藻	43.5	(21)その他 の 網 漁 業	16.8	(15)その他 の 刺 網	16.2	(20)小 型 定 置 網	16.2	(36)かご漁 業	15.0
矢 越	70.5	(38)採 藻	19.5	(53)わかめ 類 養 殖	13.3	(37)採 貝	11.3	(20)小 型 定 置 網	9.4	(36)かご漁 業	9.4
原 田	13.4	(37)採 貝	7.7	(38)採 藻	3.9	(53)わかめ 類 養 殖	0.9	(36)かご漁 業	0.5	(20)小 型 定 置 網	0.4
材 木	35.8	(36)かご漁 業	21.0	(39)その他 の 漁 業	4.5	(24)沿岸ま ぐろはえ網	4.1	(38)採 藻	2.6	(15)その他 の 刺 網	1.6
蛇 浦	245.5	(38)採 藻	137.0	(39)その他 の 漁 業	25.1	(15)その他 の 刺 網	24.1	(20)小 型 定 置 網	21.0	(33)その他 の 釣	13.4
易 国 間	113.3	(30)いか釣 り	38.9	(20)小 型 定 置 網	23.0	(39)その他 の 漁 業	15.6	(15)その他 の 刺 網	13.6	(33)その他 の 釣	9.5
桑 畑	10.4	(38)採 藻	4.6	(39)その他 の 漁 業	3.1	(20)小 型 定 置 網	2.0	(33)その他 の 釣	0.5	(36)かご漁 業	0.2
木 野 部	38.2	(38)採 藻	25.3	(39)その他 の 漁 業	12.3	(37)採 貝	0.4	(15)その他 の 刺 網	0.1	(33)その他 の 釣	0.1
正 津 川	31.0	(36)かご漁 業	9.6	(33)その他 の 釣	9.1	(38)採 藻	8.4	(39)その他 の 漁 業	1.9	(30)いか釣 り	1.6
関 根	310.3	(20)小 型 定 置 網	231.8	(38)採 藻	51.1	(36)かご漁 業	21.4	(37)採 貝	2.0	(33)その他 の 釣	1.8
石 持	241.2	(20)小 型 定 置 網	117.8	(4)小 型 底 び き 網	91.5	(38)採 藻	16.9	(35)潜水器 漁 業	6.8	(36)かご漁 業	6.3
岩 屋	271.1	(20)小 型 定 置 網	137.6	(30)いか釣 り	86.3	(39)その他 の 漁 業	22.7	(35)潜水器 漁 業	7.4	(38)採 藻	7.2
尻 労	883.3	(18)大型定 置 網	627.1	(20)小 型 定 置 網	184.3	(33)その他 の 釣	34.7	(36)かご漁 業	15.0	(15)その他 の 刺 網	9.7
小田野沢	225.5	(20)小 型 定 置 網	152.7	(21)その他 の 網 漁 業	27.6	(35)潜水器 漁 業	20.5	(36)かご漁 業	14.9	(38)採 藻	9.2
平 沼	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

出典：平成 30 年港勢調査

(平成 30 年 12 月 31 日現在)

(2) 第 2 種漁港 2-1

単位：トン

漁 港 名	総数	主 要 漁 業 種 類 別 陸 揚 量									
		漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量
横 浜	2,346.0	(46) ほたて が い 養 殖	2,101.8	(4) 小 型 底 び き 網	149.6	(20) 小 型 定 置 網	41.8	(15) そ の 他 の 刺 網	38.9	(36) か ご 漁 業	13.9
脇 野 沢	1,790.2	(46) ほたて が い 養 殖	1,206.2	(20) 小 型 定 置 網	472.8	(38) 採 藻	74.6	(4) 小 型 底 び き 網	21.3	(36) か ご 漁 業	10.9
奥 戸	60.8	(36) か ご 漁 業	27.2	(15) そ の 他 の 刺 網	13.2	(24) 沿 岸 ま ぐ ろ は え 縄	9.7	(38) 採 藻	3.9	(39) そ の 他 の 漁 業	3.1
下 手 浜	537.4	(26) そ の 他 の は え 縄	142.5	(33) そ の 他 の 釣	142.2	(30) い か 釣 り	86.5	(38) 採 藻	81.6	(36) か ご 漁 業	55.1
下 風 呂	234.0	(30) い か 釣 り	139.8	(15) そ の 他 の 刺 網	50.4	(33) そ の 他 の 釣	19.9	(38) 採 藻	8.8	(36) か ご 漁 業	6.0
野 牛	601.9	(20) 小 型 定 置 網	164.1	(30) い か 釣 り	161.2	(4) 小 型 底 び き 網	142.9	(36) か ご 漁 業	62.8	(21) そ の 他 の 網 漁 業	50.1
尻 屋	826.8	(18) 大 型 定 置 網	314.0	(38) 採 藻	211.4	(30) い か 釣 り	188.4	(36) か ご 漁 業	43.6	(39) そ の 他 の 漁 業	37.4

(3) 第 3 種漁港 2-1

単位：トン

漁 港 名	総数	主 要 漁 業 種 類 別 陸 揚 量									
		漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量	漁業種類	数量
大 畑	1,019.2	(20) 小 型 定 置 網	526.7	(30) い か 釣 り	300.3	(33) そ の 他 の 釣	94.1	(36) か ご 漁 業	35.5	(15) そ の 他 の 刺 網	32.6

(4) 第 4 種漁港 2-1

単位：トン

漁 港 名	総数	主 要 魚 種 別 陸 揚 量									
		魚 種	数量	魚 種	数量	魚 種	数量	魚 種	数量	魚 種	数量
佐 井	36.9	(92) た こ 類	6.8	(99) わ か め 類	6.6	(93) う に 類	4.9	(23) ひ ら め	3.5	(24) か れ い 類	3.1
白 糠	2,793.5	(8) さ け 類	861.7	(98) こ ん ぶ 類	746.0	(89) す る め い か	480.9	(20) さ ば 類	123.7	(93) う に 類	101.3

出典：平成 30 年港勢調査

(平成 30 年 12 月 31 日現在)

(5) 第 1 種漁港 2-2

単位：トン

漁 港 名	総数	主 要 魚 種 別 陸 揚 量									
		魚 種	数量	魚 種	数量	魚 種	数量	魚 種	数量	魚 種	数量
百 目 木	782.6	(83) ほたて が	756.7	(94) なまこ 類	6.4	(24) かれい 類	5.8	(39) まだい	4.3	(62) そ い	4.3
源氏ヶ浦	2,206.8	(83) ほたて が	2,142.5	(24) かれい 類	22.0	(94) なまこ 類	17.7	(86) つ ぶ	11.3	(75) その他 の かに 類	4.1
鶏 沢	926.4	(83) ほたて が	909.3	(94) なまこ 類	7.6	(24) かれい 類	5.0	(39) まだい	2.4	(23) ひらめ	1.0
浜 奥 内	2,233.9	(83) ほたて が	2,229.1	(94) なまこ 類	2.9	(24) かれい 類	1.2	(75) その他 の かに 類	0.3	(39) まだい	0.2
角 達	287.6	(83) ほたて が	262.9	(94) なまこ 類	10.7	(75) その他 の かに 類	5.5	(86) つ ぶ	3.0	(63) あいな め	2.0
檜 川	1,825.7	(83) ほたて が	1,771.8	(94) なまこ 類	39.6	(75) その他 の かに 類	4.9	(63) あいな め	1.8	(59) めばる 類	1.3
宿 野 部	290.4	(83) ほたて が	273.0	(94) なまこ 類	9.4	(75) その他 の かに 類	2.9	(62) そ い	1.9	(97) その他 の 水産動物	1.9
蠣 崎	47.9	(83) ほたて が	31.8	(93) うに類	12.2	(94) なまこ 類	2.5	(77) あわび 類	1.2	(24) かれい 類	0.1
小 沢	284.4	(83) ほたて が	275.8	(103) も ず く 類	8.5	(86) つ ぶ	0.1	—	—	—	—
九 艘 泊	318.2	(25) まだら	265.0	(22) ぶり類	10.8	(23) ひらめ	10.4	(39) まだい	6.7	(64) その他 の 魚 類	6.1
牛 滝	889.9	(25) まだら	603.6	(22) ぶり類	65.3	(8) さ け 類	49.8	(39) まだい	37.2	(24) かれい 類	16.4
福 浦	139.3	(25) まだら	37.0	(98) こんぶ 類	25.4	(93) うに類	16.5	(91) その他 の い か 類	11.0	(92) たこ類	7.7
長 後	19.5	(98) こんぶ 類	6.5	(93) うに類	4.2	(92) たこ類	1.7	(91) その他 の い か 類	1.6	(103) も ず く 類	1.4
磯 谷	128.3	(98) こんぶ 類	38.3	(92) たこ類	16.5	(91) その他 の い か 類	14.7	(93) うに類	13.1	(23) ひらめ	11.6
矢 越	70.5	(98) こんぶ 類	14.9	(99) わかめ 類	13.4	(92) たこ類	11.3	(93) うに類	10.7	(91) その他 の い か 類	7.6
原 田	13.4	(93) うに類	7.3	(98) こんぶ 類	3.6	(99) わかめ 類	0.9	(92) たこ類	0.5	(91) その他 の い か 類	0.4
材 木	35.8	(93) うに類	12.2	(92) たこ類	8.8	(94) なまこ 類	4.5	(1) くろま ろ	4.1	(98) こんぶ 類	2.0
蛇 浦	245.5	(98) こんぶ 類	93.9	(102) ふ の り	35.5	(93) うに類	25.1	(64) その他 の 魚 類	24.1	(92) たこ類	16.1
易 国 間	113.3	(89) するめ い か	38.8	(92) たこ類	14.5	(64) その他 の 魚 類	11.6	(91) その他 の い か 類	8.4	(8) さ け 類	8.2
桑 畑	10.4	(102) ふ の り	3.9	(93) うに類	2.6	(91) その他 の い か 類	1.8	(92) たこ類	0.7	(98) こんぶ 類	0.7
木 野 部	38.2	(98) こんぶ 類	25.3	(93) うに類	12.2	(77) あわび 類	0.4	(10) さくら ま す	0.1	(63) あいな め	0.1
正 津 川	31.0	(98) こんぶ 類	8.4	(92) たこ類	7.9	(93) うに類	4.2	(63) あいな め	2.2	(23) ひらめ	1.6
関 根	310.3	(98) こんぶ 類	50.9	(8) さ け 類	38.6	(92) たこ類	26.9	(91) その他 の い か 類	26.0	(24) かれい 類	23.7
石 持	241.2	(83) ほたて が	91.5	(8) さ け 類	84.3	(98) こんぶ 類	16.9	(91) その他 の い か 類	15.0	(92) たこ類	9.3
岩 屋	271.1	(8) さ け 類	122.6	(89) するめ い か	86.3	(92) たこ類	26.3	(93) うに類	7.5	(102) ふ の り	7.2
尻 労	883.3	(8) さ け 類	283.9	(13) まいわ し	82.1	(20) さば類	79.5	(91) その他 の い か 類	73.7	(59) めばる 類	66.4
小田野沢	225.5	(8) さ け 類	142.6	(93) うに類	17.2	(92) たこ類	12.3	(98) こんぶ 類	9.2	(23) ひらめ	9.0
平 沼	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

出典：平成 30 年港勢調査

(平成 30 年 12 月 31 日現在)

(6) 第 2 種漁港 2-2

単位：トン

漁 港 名	総数	主 要 魚 種 別 陸 揚 量									
		魚 種	数量	魚 種	数量	魚 種	数量	魚 種	数量	魚 種	数量
横 浜	2,346.0	(83) ほたてが	2,220.2	(39) まだい	42.9	(94) なまこ類	37.7	(24) かれい類	26.7	(75) その他のかに類	4.7
脇 野 沢	1,790.2	(83) ほたてが	1,207.2	(25) まだら	423.0	(103) もずく類	74.6	(94) なまこ類	20.3	(23) ひらめ	16.2
奥 戸	60.8	(93) うに類	18.4	(24) かれい類	9.9	(1) くろまろ	9.7	(92) たこ類	8.8	(94) なまこ類	3.1
下 手 浜	537.4	(7) さめ類	142.5	(89) するめいか	86.5	(98) こんぶ類	60.7	(93) うに類	59.0	(92) たこ類	55.7
下 風 呂	234.0	(89) するめいか	139.8	(64) その他の魚類	39.0	(24) かれい類	15.2	(10) さくらすま	10.1	(92) たこ類	8.3
野 牛	601.9	(89) するめいか	161.4	(8) さけ類	143.6	(83) ほたてが	142.9	(92) たこ類	48.5	(24) かれい類	29.9
尻 屋	826.8	(89) するめいか	178.0	(98) こんぶ類	155.2	(8) さけ類	106.9	(20) さば類	88.7	(92) たこ類	81.1

(7) 第 3 種漁港 2-2

単位：トン

漁 港 名	総数	主 要 魚 種 別 陸 揚 量									
		魚 種	数量	魚 種	数量	魚 種	数量	魚 種	数量	魚 種	数量
大 畑	1,019.2	(89) するめいか	314.1	(8) さけ類	198.7	(92) たこ類	66.4	(91) その他のいか類	62.9	(64) その他の魚類	60.0

(8) 第 4 種漁港 2-2

単位：トン

漁 港 名	総数	主 要 魚 種 別 陸 揚 量									
		魚 種	数量	魚 種	数量	魚 種	数量	魚 種	数量	魚 種	数量
佐 井	36.9	(92) たこ類	6.8	(99) わかめ類	6.6	(93) うに類	4.9	(23) ひらめ	3.5	(24) かれい類	3.1
白 糠	2,793.5	(8) さけ類	861.7	(98) こんぶ類	746.0	(89) するめいか	480.9	(20) さば類	123.7	(93) うに類	101.3

出典：平成 30 年港勢調査

9 漁港地区人口、漁業協同組合員数等

(平成 30 年 12 月 31 日現在)

(1) 第 1 種漁港

単位：人、経営体数

漁 港 名	当該市町村人口	漁港地区人口	漁 港 地 区 内 所 在 漁 業 協 同 組 合				漁 業 経営体数
			組 合 名	総 数	正組合数	准組合数	
計	88,698	11,024	－	1,722	1,096	626	814
百 目 木	4,566	802	横浜町漁業協同組合	21	13	8	14
源氏ヶ浦	4,566	521	〃 〃	44	27	17	27
鶏 沢	4,566	752	〃 〃	32	23	9	20
浜 奥 内	57,933	713	むつ市 〃	36	32	4	35
角 達	57,933	229	〃 〃	14	13	1	9
檜 川	57,993	378	〃 〃	61	54	7	39
宿 野 部	57,993	273	〃 〃	17	11	6	8
蠣 崎	57,993	237	〃 〃	8	5	3	2
小 沢	57,993	224	脇野沢村 〃	8	8	－	8
九 艘 泊	57,993	67	〃 〃	12	8	4	6
牛 滝	2,042	112	佐井村 〃	27	26	1	18
福 浦	2,042	110	〃 〃	26	25	1	25
長 後	2,042	67	〃 〃	16	14	2	15
磯 谷	2,042	127	〃 〃	35	30	5	34
矢 越	2,042	166	〃 〃	37	27	10	25
原 田	2,042	205	〃 〃	21	16	5	16
材 木	5,365	153	奥 戸 〃	57	33	24	33
蛇 浦	1,919	450	蛇 浦 〃	119	95	24	119
易 国 間	1,919	675	易国間 〃	87	26	61	30
桑 畑	1,919	110	〃 〃	30	8	22	8
木 野 部	57,993	181	大畑町 〃	45	13	32	13
正 津 川	57,993	870	〃 〃	69	21	48	18
関 根	57,933	1,031	関根浜 〃	238	66	172	68
石 持	6,482	299	石 持 〃	82	30	52	30
岩 屋	6,482	286	岩 屋 〃	79	79	－	79
尻 労	6,482	438	尻 労 〃	124	50	74	50
小田野沢	6,482	833	小田野沢 〃	228	204	24	65
平 沼	10,391	715	六ヶ所村海水 〃	149	139	10	－

出典：平成 30 年港勢調査

(平成 30 年 12 月 31 日現在)

(2) 第 2 種漁港

単位：人、経営体数

漁 港 名	当該市町村人口	漁港地区人口	漁 港 地 区 内 所 在 漁 業 協 同 組 合				漁 業 経営体数
			組 合 名	総 数	正組合数	准組合数	
計	70,960	6,949	—	1,006	526	480	530
横 浜	4,566	2,304	横浜町 "	59	41	18	36
脇 野 沢	57,993	1,023	脇野沢村 "	64	51	13	32
奥 戸	5,365	1,028	大 間 "	280	64	216	64
下 手 浜	5,365	905	" "	266	183	83	183
下 風 呂	1,919	684	下風呂 "	113	32	81	92
野 牛	6,482	679	野 牛 "	154	86	68	86
尻 屋	6,482	326	尻 屋 "	70	69	1	37

(3) 第 3 種漁港

単位：人、経営体数

漁 港 名	当該市町村人口	漁港地区人口	漁 港 地 区 内 所 在 漁 業 協 同 組 合				漁 業 経営体数
			組 合 名	総 数	正組合数	准組合数	
計	57,993	3,796	—	315	105	210	168
大畑	57,993	3,796	大畑町 "	315	105	210	168

(4) 第 4 種漁港

単位：人、経営体数

漁 港 名	当該市町村人口	漁港地区人口	漁 港 地 区 内 所 在 漁 業 協 同 組 合				漁 業 経営体数
			組 合 名	総 数	正組合数	准組合数	
計	12,433	6,086	—	1,420	1,121	299	537
佐井	2,042	1,202	佐井村 "	36	27	9	27
白糠	10,391	4,884	白糠 "	1,384	1,094	290	510
			泊 "				

出典：平成 30 年港勢調査

10 環境公共の取組

【豊かな水資源を育む藻場等の整備推進】

近年、陸奥湾は藻場面積が減少していることから、ウスメバルやマコガレイなどの分布、成長に伴う移動習性や海域環境を踏まえ、藻場整備と魚礁漁場整備を一体的に実施した。

1. 持続可能で循環型の農林水産業の推進

- (1) 海藻類の繁茂が少ない海域に、ナマコ桁曳き網漁業からアマモ場を守るためのコンクリート製ブロックを設置し、ホンダワラなどが根を張る基質となる石材を投入することにより、藻場の保全・整備（増殖場 A=10.86ha）を行った。



- (2) 沖合に幼成魚の育成場となるコンクリート製魚礁を集中的に配置することにより、漁場の整備（魚礁 V=14,675 空 m³）を行った。



2. 環境公共の情報発信

工事の施工に先立ち、地元住民に対し工事内容に関する情報を発信するチラシを配布し、工事内容と事業目的の周知及び環境公共の取り組みの発信を図った。



